

魚食をまもる水産業の戦略的な 抜本改革を急げ

2007年 7 月

社団法人 日本経済調査協議会

Japan Economic Research Institute

序

わが国は四方を海に囲まれた島国であり、水産業はこうしたわが国の地理的特性と相俟って、長きに亘ってわが国の「食」を特色付ける魚食文化を支えてきた。しかし戦後60年を経過した現在、わが国水産業は衰退の一途を辿り、漁業生産量、就業者数ともに減少した。魚介類自給率もピーク時（1964年）の113%から57%（2005年）にまで低下するなど、産業としての存立のみならず、日本の食文化の存立基盤さえも揺るがす危機に晒されている。これに加え、水産資源の輸入についても、「買い負け」と呼ばれる現象が目立ち始め、良質な蛋白質源の確保が難しくなっている。もしこのまま抜本的な対策が講じられなければ、日本国民の安全さえも脅かされることになる。

本委員会は、こうした危機認識に立って、農政改革のあり方を提言した瀬戸委員会、高木委員会に引き続き、われわれの命の源泉である「食」をまもる研究活動の流れのなかで立上げられたものである。委員長には、農政改革委員会に引き続き、農林漁業金融公庫総裁の高木勇樹氏に、また主査には、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の黒倉壽氏に夫々ご就任願ひ、さらに委員には、経済界、漁業者、学者など各界から幅広い有識者に多数ご参加頂いた。本委員会では、計14回に亘る有識者からのヒアリング並びに討議を踏まえて、2007年2月に緊急提言を、そして今般ここに「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」とする提言・調査報告を取りまとめ、発表することとした。

今提言が水産業・漁業にかかわる多くの事業者や、行政関係者さらには一般消費者にも正しく理解され、食生活の危機克服と水産業の再生発展に寄与することを願ってやまない。

なお本報告書は中間報告であり、今後も本委員会は活動を継続する予定である。

最後に本報告書の作成に当り、高木委員長、黒倉主査を始め、委員、講師の皆様、並びに関係各位から多大なご協力を頂いたことに心から感謝申し上げる。

2007年7月

社団法人 日本経済調査協議会
理事長 長坂 健二郎

水産業改革高木委員会委員ならびに講師名簿

(五十音順・敬称略)

委 員 長	高木 勇樹	(社)日本経済調査協議会参与 農林漁業金融公庫総裁
主 査	黒倉 壽	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委 員	石原 英司	(社)大日本水産会専務理事
	伊藤 繁則	(株)魚力代表取締役社長
	伊藤 裕康	中央魚類(株)代表取締役社長
	今井 教文	ロイヤルホールディングス(株)取締役
	今村 博展	大洋エーアンドエフ(株)代表取締役社長
	潮田 道夫	(株)毎日新聞社論説委員長
	垣添 直也	日本水産(株)代表取締役社長
	小松 正之	(独)水産総合研究センター理事
	杉山 美邦	(株)読売新聞東京本社編集局次長
	田中 康雄	田井水産(有)前代表取締役社長
	長谷川 寿	(株)ニチレイフレッシュ代表取締役社長
	福島 哲男	(株)福島漁業代表取締役社長
	本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
顧 問	生源寺眞一	(社)日本経済調査協議会調査委員 東京大学大学院農学生命科学研究科長・農学部長
オブザーバー	米田 雅子	慶應義塾大学理工学部教授
講 師	臼井 賢志	気仙沼商工会議所会頭
	遠藤 久	水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室長
	勝川 俊雄	東京大学海洋研究所海洋生物資源部門助教
	黒田 忠記	福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会代表理事会長
	小山 紀雄	横浜市漁業協同組合代表理事組合長

島貫 文好	(株)仙台水産代表取締役会長
竹谷 廣之	(現) 農林水産省農林水産技術会議事務局長 (元) 水産庁漁政部長
南谷 和彦	イオン(株)食品商品本部水産商品部部長
日野 明德	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
堀川 博史	(独) 水産総合研究センター中央水産研究所資源評価部長
山下 潤	水産庁資源管理部長

協 力 者	澤野 敬一	(独) 水産総合研究センター開発調査センター 研究開発コーディネーター
事 務 局	山田 勝三	(社)日本経済調査協議会専務理事
	渡辺 隆之	(社)日本経済調査協議会主任研究員

目次

エグゼクティブ・サマリー	1
本　論	7
提言１	
科学的根拠の尊重による環境と資源の保護および持続的利用を徹底し、かつ 国家戦略の中心に位置づけ、これに基づく水産の内政・外交を展開せよ。……	9
提言２	
水産業の再生・自立のための構造改革をスピード感をもって直ちに実行せよ。…	11
提言３	
水産業の構造改革のため、水産予算の大胆かつ弾力的な組替えを断行せよ。……	12
提言４	
生産から最終消費までの一貫した協働的・相互補完的な流通構造（トータル サプライチェーン）を構築せよ。……	13
提言の補足説明	15
資料・データ集	25
参　考	73
講師講演録 ※講師役職は講演当時	
第１章　水産業の現状と課題 ……………	97
水産庁漁政部長　竹谷廣之氏	
第２章　水産業改革への一考察 ……………	115
日本水産㈱社長　垣添直也氏	
第３章　ITQ など先進各国の漁業管理制度……………	139
(独)水産総合研究センター理事　小松正之氏	
第４章　定置網漁業における課題 ……………	151
田井水産㈮社長　田中康雄氏	

第5章	水産業再生に向けての提言（私案）－EUの包括的漁業政策から学び 日本が導入すべき仕組みについて－	161
	大洋エーアンドエフ(株)社長 今村博展氏	
第6章	漁業生産量の予測結果の比較	177
	(独)水産総合研究センター理事 小松正之氏	
第7章	水産業の憂うべき現状と改革への提言私案	179
	(独)水産総合研究センター理事 小松正之氏	
第8章	鮮魚専門店としての海産物流通への取り組み	227
	(株)魚力社長 伊藤繁則氏	
第9章	改革にむけた水産政策と漁協のあり方を考える	239
	東京大学大学院農学生命科学研究科教授 本間正義氏	
第10章	資源評価調査の概要とABC決定までのプロセスについて	255
	(独)水産総合研究センター中央水産研究所資源評価部長 堀川博史氏	
第11章	日本の資源管理の現状と課題	271
	東京大学海洋研究所海洋生物資源部門助教 勝川俊雄氏	
第12章	サバ類のTAC超過について	289
	(独)水産総合研究センター理事 小松正之氏	
第13章	小売業から見た水産物の流通・販売について	295
	イオン(株)食品商品本部水産商品部部長 南谷和彦氏	
第14章	業界存続のための改革について－遠洋マグロ延縄漁業者の見解－	311
	気仙沼商工会議所会頭 白井賢志氏	
第15章	横浜の海の森の過去から現在	319
	横浜市漁業協同組合代表理事組合長 小山紀雄氏	
第16章	『福岡のり』の流通問題と対策について	333
	福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会代表理事会長 黒田忠記氏	
第17章	我が国の水産外交施策について	343
	水産庁資源管理部長 山下 潤氏	
第18章	WTO交渉における水産物を巡る状況	347
	水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室長 遠藤 久氏	

第19章	水産エコラベル制度について	353
	(社)大日本水産会専務理事 石原英司氏	
第20章	水産業のもう一つの機能「海洋の物質循環と環境保全」	357
	東京大学大学院農学生命科学研究科教授 日野明德氏	
第21章	卸売市場から見た、川上（漁業者、産地市場業者、産地仲買業者）と 川下（大手量販店）について－現場から見た魚食の普及と資源尊重－	371
	(株)仙台水産会長 島貫文好氏	
第22章	建設業と農林水産業で地方復活	381
	慶應義塾大学理工学部教授 米田雅子氏	

エグゼクティブ・サマリー

『魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ』

日本経済調査協議会では、「食料は命の源泉である」との基本認識のもと、わが国水産業の現状分析と検証を行った。その結果、わが国水産業は生産、加工、消費などあらゆる面の指標からみて悪循環（負のスパイラル）に陥っており、その背景には、水産資源が枯渇状態にあること、そしてこのことが漁業の衰退と過剰漁獲を招き、さらには漁業の衰退に拍車をかけている実態があるとの認識に至った。

かかる認識を踏まえわが国の国益・国民の利益を守るため、

- (1) 水産資源の枯渇を防ぎ、資源を復活させること
 - (2) 漁業者、地域社会を豊かにすること
 - (3) 安全・安心な水産物を日本国民に持続的に提供すること
- を最大の眼目として以下の4つを提言する。

提言 1. 科学的根拠の尊重による環境と資源の保護および持続的利用を徹底し、かつ国家戦略の中心に位置づけ、これに基づく水産の内政・外交を展開せよ。

提言 2. 水産業の再生・自立のための構造改革をスピード感をもって直ちに実行せよ。

提言 3. 水産業の構造改革のため、水産予算の大胆かつ弾力的な組替えを断行せよ。

提言 4. 生産から最終消費までの一貫した協働的・相互補完的な流通構造（トータルサプライチェーン）を構築せよ。

この提言が、わが国の食料安全保障に資し、日本の水産業に支えられる魚食をまもるロードマップとなること、そしてすべての国民が水産業の危機の本質に関心をもち、それぞれの立場で行動することのきっかけの一助となることを願うものである。

なお、この機会に政府に対して以下の点も強く要望する。

政府は、本年の水産白書の特集「我が国の魚食文化を守るために」で示された認識を実行に移すため、

- ①水産業に国家戦略があるか
- ②世界の水産業のすう勢の中で悪循環（負のスパイラル）から脱し得ない日本の水産業の危機がしっかり認識されているか
- ③水産業の産業としての使命という視点が明確か

などの切口から現行の制度・施策、組織体制、予算の分析・検証を行い、その結果をふまえてスクラップ・アンド・ビルドを断行せよ。

提言 1. 科学的根拠の尊重による環境と資源の保護および持続的利用を徹底し、かつ国家戦略の中心に位置づけ、これに基づく水産の内政・外交を展開せよ。

水産資源は世界的な争奪戦の渦中にある。こうした中、わが国水産業が国益・国民の利益に資するためには、中長期的視点をもって大局的な国家戦略を構築しなければならない。とりわけ、200海里内の水産資源の保全は、わが国水産業の持続的な維持発展には必要不可欠であるにもかかわらず、わが国ではABC（生物学的許容漁獲量）を超過してTAC（総漁獲可能量）を設定し、取締りや罰則も充分でないといった、資源破壊的な水産政策を続けているのが現状である。かかる認識に立ち、上記提言を提唱するものである。より具体的課題として以下を求める。

1. 海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物（誰のものでもない）としての扱いではなく、日本国民共有の財産と明確に位置づけよ。
2. 科学的根拠の尊重による資源の持続的利用の原則を徹底し、この原則を、わが国の水産行政の最も重要な柱とせよ。

提言 2. 水産業の再生・自立のための構造改革をスピード感をもって直ちに実行せよ。

戦後60年の激変した社会的環境変化の中では、漁業者間の調整だけでは漁業者の発展ひいては地域社会の活性化が困難になっている。そこで、ウィンーウィン（共生）の関係を構築しうる水産業への新たな資本、技術、人、販売力の参入を促進する必要があるとの認識に立ち、我々は『水産業の再生・自立のための構造改革の速やかな実行』を提言する。より具体的課題として以下を求める。

1. 漁業協同組合員の資格要件とされる従業員数や漁船規模などを見直し、漁業協同組合などへの投資や技術移転を容易にし、地域社会の活性化を図れ。
2. 漁業のみならず、養殖業や定置網漁業への参入障壁を基本的に撤廃し、参入をオープン化せよ。意欲と能力のある個人または法人が、透明性のあるルールのもとで、漁業協同組合と同等の条件で漁業・養殖業及び定置網漁業を営めるようにせよ。
3. 休漁と減船による漁獲努力量の削減、漁船の近代化と継続的な新船建造、雇用対策の支援などを総合的に包括した中長期的な戦略政策を樹立せよ。

提言 3. 水産業の構造改革のため、水産予算の大胆かつ弾力的な組替えを断行せよ。

提言2で述べた既存組織のあり方をも変える構造改革を断行するために、適切な財政措置をおこなうことが必要であり、『構造改革を後押しする水産予算の大胆かつ弾力的な組替え』を提言する。より具体的課題としては以下を求める。

1. 予算執行上の優先順位が低い漁港整備などの公共事業予算から漁業への新規参入の推進と漁船漁業の構造改革予算に大胆かつ弾力的に振り向けよ。
2. これまでバラバラで整備されてきた魚礁、漁場、漁港岸壁、荷さばき場の上屋などの海域と陸域の一体的整備を断行せよ。公共、非公共、事業主体としての都道府県と市町村などの垣根をとれ。
3. 環境、資源、水産政策に関する情報を積極的に国民に提供し、国民の理解と認識を高めるとともに、調理技術や水産物の持続性と品質に関する知識の普及により、魚食についての食育を促進させるための予算を重点的に確保せよ。

提言 4. 生産から最終消費までの一貫した協働的・相互補完的な流通構造（トータルサプライチェーン）を構築せよ。

わが国水産業は、生産から消費までの流通構造全体が相互補完、相乗効果を高めるような『全体最適』になっていない。また、世界の水産業は、「美味しい」、「安全・安心」に加え、「環境・資源の持続性との調和」がとれている水産物を価値あるものと位置付けようとしているが、わが国水産業ではこうした取り組みは遅れている。かかる認識に立ち我々は『生産から最終消費までの一貫した協働的・相互補完的な流通構造の構築』を提言する。より具体的課題として以下を求める。

1. 水産物のトータルサプライチェーンを透明性・信頼性あるものとして構築するため、客観的・科学的な指標に基づく、関係者の共通ルールとしての「水産物基礎情報」を導入し、これに依拠した情報の共有・公開を推進せよ。

このことにより、水産物流通の合理化・効率化と消費者の水産物の正しい選択に貢献するとともに、世界の市場において日本産水産物の評価を高めることができよう。

以 上

わが国水産業の現状の問題点と高木委員会提言実行後のわが国水産業の将来像

わが国水産業の現状の問題点

- ①世界的な水産物需要の高まり（健康志向、BSE、鳥インフルエンザによる肉食離れ）の一方、わが国は、所得低下や食生活の変化もあり消費は減退、輸入水産物の買い負けが顕著。
- ②水産資源の乱獲（漁業者の水産資源が無主物であるとの意識、行政の科学的根拠を軽視した政策）
- ③わが国の沿岸・沖合・遠洋漁業の急速な衰退（GDP比0.2%）。漁業従事者の減少。後継者不足。漁船の減少・老朽化。
- ④漁業協同組合が閉鎖的。参入ルールが不透明。
- ⑤水産業関連法制・予算システムが旧態依然。
- ⑥生産、流通、販売の各部門が対立的。
- ⑦水産物の品質基準・情報伝達機能の欠如。消費者や外食産業、小売業への啓蒙・教育不足。



高木委員会提言

- ①科学的根拠の尊重による環境・資源の保護、持続的利用を国家戦略に据えた水産行政・外交の展開
- ②水産業の再生・自立のため構造改革を直ちに実行
- ③水産予算の大胆・弾力的組替えの断行
- ④生産から消費までの一貫した協働的・相互補完的流通構造の構築



わが国水産業の将来像

- ①水産物供給量の向上。水産業の生産性向上。輸出の活発化。
- ②漁業への新規参入の促進。漁業経営、水産関連業の経営改善と地域社会の活性化。
- ③水産業関連法制の近代化によるルールの透明化、水産行政が漁業者の視点から国民全体の視点に昇華。予算の重点分野への効率的執行が可能に。
- ④水産物の物流システム・情報流システムの効率化。高付加価値・高鮮度の水産物が多様な流通経路を通じて迅速・安定・適切な価格で消費者に提供。
- ⑤水産物情報が質・量ともに増大。国民の水産業・海洋環境・食育に対する理解・関心が向上。

本論

『魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ』

日本経済調査協議会では、「食料は命の源泉である」との基本認識のもと、日本の水産業の現状の分析・検証を行い、本年2月2日、生産、加工、消費などあらゆる面の指標からみて悪循環（負のスパイラル）に陥っている（資料・データ集 8）と指摘し、緊急提言（※次ページ囲み）を行った。その後、漁船漁業構造改革総合対策事業（いわゆる“もうかる漁業”）の予算化、個別漁獲割当方式の検討会の設置、海洋基本法の成立・施行、規制改革会議の第1次答申（平成19年5月30日）など緊急提言の方向に沿った動きがみられ、当委員会としてもその具体策を注視していきたい。

本委員会は引続き調査研究を行い、日本の水産業が悪循環（負のスパイラル）に陥っている背景に、水産資源が枯渇状態にあり、このことが漁業の衰退と（水揚げ確保のためより多く獲ろうとして）過剰漁獲を招き（資料・データ集 21）、さらに漁業の衰退に拍車をかける実態があるとの認識にたつて、国益と国民の利益を守るため、

- (1) 水産資源の枯渇を防ぎ、資源を復活させること
 - (2) 漁業者、地域社会を豊かにすること
 - (3) 安全・安心な水産物を日本国民に持続的に提供すること
- を、最大の眼目として提言するものである。

この提言が、食料安全保障に資し、わが国水産業に支えられる魚食をまもるロードマップとなること、そしてすべての国民が水産業の危機の本質に関心をもち、それぞれの立場で行動することのきっかけの一助となることを願うものである。

なお、この機会に、政府に対する要望と本委員会の最終報告のとりまとめについて、次のとおり付言する。

1 政府は、本年の水産白書の特集「我が国の魚食文化を守るために」で示された認識を実行に移すため、

- ①水産業に国家戦略があるか
- ②世界の水産業のすう勢の中で悪循環（負のスパイラル）から脱し得ない日本の水産業の危機がしっかり認識されているか
- ③水産業の産業としての使命という視点が明確か

などの切口から現行の制度・施策、組織体制、予算の分析・検証を行い、その結果をふまえてスクラップ・アンド・ビルドを断行するよう強く求めたい。

2 本委員会の最終報告のとりまとめについては、

- (1) 独立行政法人経済産業研究所が取組む本提言の客観的な評価もその内容とする水産業改革のプロジェクト研究と密接な協力関係（資料・データ集 1）を保ちつつ、必要に応じて報告をうけ、適宜、助言を行うなどを通じて得られる知見
- (2) 漁業者、地域社会、消費者をはじめ関係者に対する本提言の理解を深めて頂くための活動を継続して行うなかで得られる種々の示唆をふまえて行う。

※ 本年2月2日の水産業改革高木委員会（緊急提言）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物としての扱いではなく、日本国民共有の財産と明確に位置づけよ。2 水産業の抜本的な構造改革を水産業への参入のオープン化と包括的かつ中長期的な戦略政策を明示し推進せよ。3 水産業の戦略的な抜本改革のため水産予算の弾力的な組替えを断行せよ。4 提言の確実な実行のための水産業改革プロジェクトチームの設置と監視委員会（オーバーサイトコミッティー）の設置。 |
|---|

提 言

（提言１）

科学的根拠の尊重による環境と資源の保護および持続的利用を徹底し、かつ国家戦略の中心に位置づけ、これに基づく水産の内政・外交を展開せよ。

水産資源は世界的な争奪戦の渦中にある。魚食を支えるわが国水産業の利益を国家的レベルで確保するため、中長期的視点をもって、外交を含めた大局的な国家戦略を構築すべきである。

わが国の水産業は、日本の200海里水域内外で展開されており、200海里内の水産資源については、国民共有の財産として、科学的根拠を尊重した海洋環境の保護と資源の持続的利用の原則を徹底し、漁業関係者のみでなく、水産資源に関連する全ての産業と国民全体の利益を実現できるようにする。

水産資源の保護が持続的な水産業の維持発展に不可欠であることは言を待たない。さらに、近年の世界的な環境保護・生態系保護の意識の高まりは、それらの動きに逆行する形で、漁獲・生産された水産物を、市場から締め出そうとする動きにまで発展している。

このような中で、ABC（生物学的許容漁獲量）を超過してTAC（総漁獲可能量）を設定するような、資源破壊的な水産政策を続けていけば、世界の流れからみて、最悪の場合、輸出輸入の両面で大きな打撃を受ける懸念がある。環境・資源の保護と持続的利用を中核的な理念とする水産政策に直ちに転換しなければならない。

特に、この場合においては、

1. 海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物（誰のものでもない）としての扱いではなく、日本国民共有の財産と明確に位置づけるべきである。

水産資源は、漁業者も含む全ての国民共有の財産である。日本国民から付託を受けて、

日本政府は水産資源の管理責任を負う。政府は、漁業者に漁獲の権利を与える。一方、漁業者は、この権利を行使するに当たり水産資源は国民共有の財産であるとの認識に立ち、自らと加工、流通、販売および消費者のために、国民共有の財産である水産資源を漁獲する権利を適切に行使する。

2. 科学的根拠の尊重による資源の持続的利用の原則を徹底し、この原則を、わが国の水産行政の最も重要な柱とせよ。

科学的根拠を軽視して設定された結果、長年続いている TAC（総漁獲可能量）と ABC（生物学的許容漁獲量）の乖離を直ちになくす。また、個別漁獲割当の設定、取締り・罰則の強化、および不正に漁獲された水産物の保持・販売の禁止などの出口管理の強化を行う。これにより悪化したわが国周辺水域の資源回復を目指す。この科学的根拠を尊重する持続的利用の原則の確立によって、わが国の水産資源の悪化および水産業の衰退に歯止めをかけることが可能になる。

また、安定的な輸入の確保、日本漁船の外国水域への入域の確保、輸出の振興の全てにおいて、科学的根拠に基づく資源の持続的利用の原則を柱とする水産外交を展開する。

このことにより、科学的根拠に基づく持続的利用の原則を尊重する水産立国としての日本の国際信用が得られる。外交面および水産物の輸出振興にも大いに貢献する基本原則であり、日本および日本製品に対する評価が高まる。

わが国は、捕鯨交渉などでは科学的根拠と持続的利用の原則を主張しているが、国内資源の管理では科学的根拠を軽視している。こうした二重基準（ダブルスタンダード）を排除することが、わが国の資源の回復・復活および水産外交の進展につながる。

(提言 2)

水産業の再生・自立のための構造改革をスピード感をもって直ちに実行せよ。

このため、

1. 漁業協同組合員の資格要件とされる従業員数や漁船規模などを見直し、漁業協同組合などへの投資や技術移転を容易にし、地域社会の活性化を図るべきである。

地域内の水産加工業、卸売業、仲買人、小売業、外食産業などや、地域に投資、技術移転する大手水産会社等を、組合員とする資格を与える。

また、漁業協同組合などの経営内容を広く情報開示する仕組みを構築すべきである。

2. 併せて、漁業のみならず、養殖業や定置網漁業への参入障壁を基本的に撤廃し、参入をオープン化すべきである。意欲と能力がある個人または法人が、透明性のあるルールのもとで、漁業協同組合と同等の条件で養殖業および定置網漁業などを営めるようにすべきである。

漁業法（昭和24年法律）および水産業協同組合法（昭和23年法律）など漁業関係諸制度を抜本的に改革し、透明性のあるルールのもとで、例えば特区制度の活用も含め、生産段階における新規参入による漁業権および漁場の適切な利用を促進して、沿岸漁業を広く流通、加工、販売関係者および漁業への投資に意欲のある者に開かれたものとするべきである。

3. 休漁と減船による漁獲努力量の削減、漁船の近代化と継続的な新船建造、雇用対策の支援などを総合的に包括した中長期的な戦略政策を樹立すべきである。

漁船漁業については、漁船の減少、老朽化が進み、生産力の低下が著しい。一方で、資源の悪化・枯渇状態の中で過剰な漁獲が続いている。

そのため、単なる新船の建造は漁獲能力の増大につながりかねないため、漁業の再生・自立のための構造改革は、(1) 休漁、(2) 減船、(3) 操業の継続（漁船の近代化及び小

型化)と大きく分け、これらをパッケージとして推進し、例えば特区制度の活用も含め、科学的根拠に基づき3～5か年計画を樹立して、資源の回復と経営の改善を図る。

併せて、個別漁業者ごとに漁獲する数量の上限を定め、不必要な漁業活動を排除し、資源の乱獲を防止して、市場ニーズにあった水産物を供給するため、個別漁獲割当 (IQ) 制度または譲渡可能個別漁獲割当 (ITQ) 制度を導入する。

また、資源量が膨大な魚種、例えばサンマ (300～800万トン) などについては、その効率的かつ持続的な利用を図り、水産加工業、養殖業の振興と水産物貿易の発展に寄与させる。

養殖業を、水産物の付加価値を高め、国民ニーズに応える産業として位置づける。

(提言 3)

水産業の構造改革のため、水産予算の大胆かつ弾力的な組替えを断行せよ。

(1) 予算執行上の優先順位が低い漁港整備などの公共事業予算から、漁業への新規参入の推進と漁船漁業の構造改革予算に大胆かつ弾力的に振り向ける。

(2) これまでバラバラで整備されてきた魚礁、漁場、漁港岸壁、荷さばき場の上屋などの海域と陸域の一体的整備を断行すべきである。公共、非公共、かつ事業主体としての都道府県と市町村などの垣根をとる。

上記 (1) と (2) については、例えば特区制度も活用する。

(3) 環境、資源、水産政策などに関する情報を積極的に国民に提供し、国民の理解と認識を高めるとともに、調理技術や水産物の持続性と品質に関する知識の普及などにより、魚食についての食育を促進させるための予算を重点的に確保する。

(提言 4)

生産から最終消費までの一貫した協働的・相互補完的な流通構造（トータルサプライチェーン）を構築せよ。

わが国水産業は生産・加工・流通・販売・消費の各段階での制度や仕組みがほぼ無関係に構築されており、それぞれの部門が、自らの制度と機能にのみ配慮する部分最適をめざし、水産業の全体が、それぞれ相互補完し、かつ相乗効果を高める全体最適になっていない。このままでは、世界の大きな流れに立ち遅れるだけでなく、食料安全保障と魚食をまもる使命を果たし得なくなる。

また、世界の水産業は、水産物需要の増大への対応の一環として、「美味しい」、「安全・安心」に加え、「環境・資源の持続性との調和」がとれている水産物を価値あるものと位置付けようとしている。流通の改革に当たっては、このような水産物の新たな価値の創出を考慮しなければならない。

特に、この場合において、

水産物トータルサプライチェーンを透明性・信頼性あるものとして構築するため、客観的・科学的な指標に基づく、関係者共通ルールとしての「水産物基礎情報」を導入し、これに依拠した情報の共有・公開を推進する。

現在は、水産物に関して統一的で規格化された情報がない。水産物基礎情報（注：「提言の補足説明」を参照）は、天然魚、養殖魚及び輸入魚（調整品や加工原料も含む）について、①持続性、②品質（衛生）の情報を内容とする最小限の水産物を評価するための情報である。

これらの情報が、生産・加工・流通（消費地市場を経由しない市場外流通などの多様な流通形態を含む）・販売・消費の各段階でIT（情報技術）活用などにより、相互に共有されるとともに、広く国民にも提供される制度・仕組みを構築する。

今後、国民の資源の持続性、食の安全・安心への関心に応えていくには、多様な流通経路に対応するため、産地における漁業者および輸入業者の生産段階からの情報提供の義務化を法制度の整備（注：「提言の補足説明」を参照）により行う。

このことにより、水産物流通の合理化・効率化、消費者の水産物の正しい選択などに貢献する。また、市場の透明性が高まるとともに、一部の水産物（例えば、ノリなど）の取引の透明性向上にも貢献する。さらには、日本だけでなく世界の市場において日本産水産物の評価を担保することにもつながる。

また、水産政策、経営、流通システム、養殖技術（例えば、種苗、飼料、防疫など）、資源評価などに関して、集中的に研究開発予算を投入する。

提言の確実な実行のため、水産業改革プロジェクトチームおよび監視委員会（オーバーサイト・コミッティー）を設置せよ。

以 上

提言の補足説明

（提言１）科学的根拠の尊重による環境と資源の保護および持続的利用を徹底し、かつ国家戦略の中心に位置づけ、これに基づく水産の内政・外交を展開せよ。

1. 海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物（誰のものでもない）としての扱いではなく、日本国民共有の財産と明確に位置づけるべきである。

漁業者は、国民共有の財産の管理を付託される日本国政府から、漁獲の排他的な権利を与えられ、国民共有の財産たる水産資源を漁獲する。この際には、国民のニーズや水産加工業のニーズなどを総合的に取り入れた上で漁獲する義務と責任を負う。

国民共有の財産となれば、一旦は漁業権が消滅した海面でも、水産資源の保護のための措置を定めることができる。また、現在、外国企業で日本の漁業会社を所有してわが国の水産資源を漁獲する者を、欧米並みに出資比率に制限（例えば外国資本は株式資本の25%以上を保有できない）を課し、専らわが国企業が営めるようになり、外国並み（米国、ニュージーランドなど）になる。

2. 科学的根拠の尊重による資源の持続的利用の原則を徹底し、この原則を、わが国の水産行政の最も重要な柱とするべきである。

過去10年間にわたるABCとTACの乖離が、資源の悪化と乱獲を招いた。科学者の助言は、各国においては全面的ないし実質的に尊重されているが、日本においては、ABCの3～5倍ないしは10倍のTACが設定されてきた。また、ABCの設定プロセスは明らかであるが、TACの設定のプロセスとその根拠と理由は明らかでない。これは直ちに是正されるべきである。

資源の評価に関する科学研究部門については、行政庁から独立して提言が行え、それが尊重される制度と仕組みの確立が必要である。

また、安定的な輸入の確保、日本漁船の外国水域への入域の確保、輸出の振興の全てにおいて、科学的根拠に基づく資源の持続的利用の原則を柱とする水産外交を展開すべきである。

(1) 安全・安心な水産物の持続的な国内への輸入と日本漁船の外国入域による水産物の確保、輸出振興を新しい水産外交の柱とする。

世界各国から安全・安心な水産物の持続的な安定供給を目的とし、世界各国からの現地法人・合弁企業設立などによる輸入、わが国漁船の直接入漁などによる漁獲物を継続的に確保する。

水産物輸出に際し重要となるエコラベリングなどに盛り込まれる情報としては、資源の持続性などがある。

(2) 科学的根拠を柱とする外交へ

わが国も、捕鯨やFAOでの交渉では科学的根拠の尊重と持続的利用の原則を唱えている。沿岸国の資源を守り、海洋環境の保護を果たしつつ、相手国の資源が健全で、持続的であることによって入漁や輸入が継続的に可能となる。

ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、CITES）は、資源状況が悪化した種（ヨーロッパウナギ、ウバザメなど）を附属書Ⅱに掲載し、貿易取引の状況をモニターして、悪化した資源の不適切な貿易（利用）による更なる悪化防止に貢献している。また、当該条約の加盟国は世界172カ国に及び、象牙やワニ皮などの貿易モニターには十分な権限と能力を有しており、世界の環境および資源管理の監視機関（鯨類についての機能を除く）として、積極的な活用に変換すべきで、特に、近隣諸国との資源管理と環境保護の強化にも活用すべきである。

(3) 水産物輸出について

今後、水産物を輸出するに際しては、国際的な認証基準であるエコラベリングなどに準拠することが重要であり、わが国漁業の生産物も科学的根拠に基づく資源の持続性の確保など、その認証の基準に合致した水産物である方向を目指すべきである。

（提言2）水産業の再生・自立のための構造改革をスピード感をもって直ちに実行せよ。

1. 漁業協同組合員の資格要件とされる従業員数や漁船規模などを見直し、漁業協同組合などへの投資や技術移転を容易にし、地域社会の活性化を図るべきである。

(1) 水産加工業、卸売業、仲買人、小売業、外食産業及び観光業者など水産業の振興の目的を共有する者と地域振興に貢献する能力と意欲を有する企業にも、一定の条件下で組合員資格を与えるべきであり、地域と日本国民に開かれた漁協となるべきである。

(2) 漁業協同組合における海洋環境、水産資源、漁業権の管理状況につき実態調査を行う必要がある。

藻場・干潟などの保護や管理の状況、資源および漁業権の管理、行使の状況について実態調査を行う。

(3) 漁業協同組合の経営内容を透明にする。

漁業協同組合の経営は、収支全体として黒字となっている。しかし、その内容をみると、共同販売・信用事業等、通常の経済事業による収益は多くの漁業協同組合で赤字となっており、これを、海砂利の採取や諸処の開発の見返りとしての補償金など「事業外収入」が補っている。

監査法人による経営および事業内容の監査を実施すべきである。また、経営内容などを情報開示する。

2. 併せて、漁業のみならず、養殖業や定置網漁業への参入障壁を基本的に撤廃し、参入をオープン化すべきである。意欲と能力がある個人または法人が、透明性のあるルールのもとで、漁業協同組合と同等の条件で養殖業および定置網漁業などを営めるようにすべきである。

現に利用可能な漁業権の海面が存在するところでは、その漁業権の公正な取得や行使が透明性のあるルールの下で可能であれば、意欲・技術・資本を持つ者の漁業への参入が促進され、漁場の有効利用と漁業の発展と地域社会の発展に貢献する。特に、事実上、漁業権漁業が営まれていない海域が多い西日本では、新たな参入は地域社会に利益をもたらす。

現在、事実上、養殖業や定置網漁業を営んでいる種苗会社や漁網会社などがある。また、大手水産会社の子会社などが漁協の組合員資格を取得して営んでいるが、公開されたルールもなく、漁協との間で合意ないし契約が結ばれていて透明性がない。

3. 休漁と減船による漁獲努力量の削減、漁船の近代化と継続的な新船建造、雇用対策の支援などを総合的に包括した中長期的な戦略政策を樹立すべきである。

持続可能な水準への悪化した水産資源の回復、サンマなど豊富な水産資源の活用、漁獲努力量の削減などの調整、漁船の近代化と継続的な新船建造、雇用対策の支援などを総合的に包括した中長期的な政策を立て、目標、水準、期限、予算（基金）規模を明確にして国民に示す。

中小漁船漁業については、①休漁、②減船、③操業の継続（漁船の近代化及び小型化）と大きく3つのカテゴリーに分けて、必ず①及び②を要件として入れた上で③を実施する総合パッケージ計画を樹立し、実行する。休漁も3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月、2年、3年を選択する。このような方法により、3～5か年計画を樹立し、資源の回復と経営の再建を図る。

計画は、科学的根拠に基づくことが重要なので、科学者の助言が当該回復計画に反映できるようにする。科学者の勧告を100%尊重する体制をつくる。

未利用の豊富な海洋水産資源を、直ちに積極的に活用し、漁業、水産加工業及び地域の活性化につなげる必要がある。

資源量が300～800万トンのサンマ、数百万トンのカタクチイワシ、数億トンのオキアミなども非食用、食用、健康食品及び医薬品としての需要が見込まれる。これらの総合的な利用に直ちにに取り組む。このことを阻害するサンマ漁業に関する政省令などを直ちに廃止し、まき網漁業や底びき網漁業により、原料として必要とするフィッシュミール業や油脂業などの加工業や養殖業用などの広範な用途向きに漁獲する。

これにより、未利用魚種の有効利用、水揚げの増大、休止状態にあるフィッシュミール業の再稼働、機能的食品や医薬品産業への原材料供給、養殖業の拡大と生産物の安全面での品質の向上など総合的に、水産業の活性化に大いに貢献する。

（提言3）水産業の構造改革のため、水産予算の大胆かつ弾力的な組替えを断行せよ。

漁船漁業を中心とした漁業構造改革計画に必要な予算として、概ね年間数百億円が必要とされる。最近における公共事業予算の執行状況からみても捻出は可能とみられ、これを休漁、減船、及び新船の建造パッケージで構造改革を実施するための予算とする。

また、都道府県が事業主体の公共事業と、市町村が事業主体の市場上屋などの整備事業が弾力的かつ総合的に行えるように予算を活用すべきである。公共事業と非公共事業や事業主体を越えて、総合的かつ包括的に行えるよう予算配分や執行の仕組みに弾力的に変更する。

例えば公共事業として一体的に実施する。閉鎖系の市場建物や低温度管理システムや衛生基準を満たした環境として、HACCPに準じた施設の整備を実行する。

（提言４）生産から最終消費までの一貫した協働的・相互補完的な流通構造（トータルサプライチェーン）を構築せよ。

透明性・信頼性のある水産物トータルサプライチェーンの構築のため、客観的・科学的な指標に基づき、関係者共通ルールとしての「水産物基礎情報」を導入し、これに依拠した情報の共有・公開を推進する。

（１）水産物基礎情報を設定する。

水産物（漁獲物）について、わが国には何ら客観的で科学的な品質基準が存在しない。

一方、欧米では持続性を内容とするエコラベリングや品質情報などを含むトレーサビリティの導入の動きが急速に進んでいる。また、外国機関（海洋管理協議会：MSC）など民間では既に導入されている。日本でも民間企業がMSCの認証を取得する例が増加している。これらは、流通の円滑化をもたらすだけでなく、消費者に食の安全・安心や資源の持続性に関する情報を提供している。

こうしたことから、わが国でも持続性や品質についての情報を含んだ「水産物基礎情報」の速やかな導入が急がれる。この情報は、漁業者をはじめ、水産物販売に携わる人、企業の全てが提供する義務と責任を有する。現状は生産から消費までの各段階が協調的、相互補完的ではなく、非協力的であり、非連続的な関係になっている。これを共通情報の共有で結びつきを深めさせ、相互関連性を持たせる。

水産物基礎情報として盛り込むべき事項の例

(A) 持続性についての情報

①天然魚（国産及び輸入品とも）

- (1) 魚種名、系統群の名称（日本海系群、太平洋系群など）
- (2) 漁獲の日時、場所
- (3) 漁法
- (4) マグロ類やマダラなどについては1尾ごとの体重、イワシ、サバ、カツオ、カレイなどについては分類される箱ごとの総量と平均体重及び体長
- (5) TACの範囲内（またはITQないしはIQ範囲内）で漁獲されたことを証明する情報

②養殖魚（国産及び輸入品とも）

- (1) 魚種名、養殖種苗の入手先
- (2) 養殖の開始年月日、入荷年月日、漁場名とその環境の状況
- (3) 使用した餌名（国産、外国産、主要成分）
- (4) 使用した薬品

(B) 品質についての情報

(1) 魚体の品質について（簡便な測定機により測定可能な項目）

- ①K値、ph値、脂肪含有量（測定日時）など
- ②漁獲日から水揚げ日までの保存方法（冷蔵、氷蔵など）と温度
- ③水揚げした日以降の各日における保存方法と温度

(2) 購入者が評価した官能判断

- ①生鮮度合いが極めて良い、②良い、③普通、④におう、の中から選択する。

(2) ノリの生産漁協と、購入商社との間の売買契約書は、ノリ漁業者の生産全量を商社に出荷することを規定しており、販売の独占となっている。ノリ価格の形成を公正、透明な競争の下で行うために、現状を改善する必要がある。

(3) 消費地市場の役割としては、中央卸売市場などの荷受会社（卸売会社）および仲卸業者は水産物の一貫した協働的・相互補完的な構造を構築する中核的機能を果たすため、物流やサービス形態の変化に対応し、合理化、効率化、機能の革新と競争力の強化を行い、

その構造の再編を促進する。また、水産物情報が荷受会社の「セリ人」に集積する現状から、会社ないし市場全体で把握する体制を整えるとともに、産地側に諸処の情報を提供する。

(4) 外食支出が週末に平日の約2倍に高まる（総務省調査）ことから、水産物の需要が高まると見られる。観光地を含み、産地市場、中央卸売市場（消費地市場）も日曜日に開市し、観光客および消費者に生鮮魚介類を提供し、サービスに努める。また、平日は、家事に割く時間が少なく、惣菜物など調理済食品の需要の増加に対応した計画的な出荷・生産が必要である。漁業者にも、日曜日の水揚げなどを含め、消費の動きに柔軟に対応することが求められる。

(5) 物理的流通システムについて

産地市場、消費地市場及び市場外の配送センターや保冷库などで、生鮮魚介類が、常温で長時間放置されるなど商品の劣化が進まないよう、迅速な配送システムの導入が必要で、特に、低温（例えば、15℃以下）での生鮮品の管理が、高品質の維持に必要なところでは、これらを含め、生鮮流通の基本となる行動規範と施設整備の態様（マニュアル）を明示すべきである。

提言の確実な実行のため、

- ①公平、公正なプロセスによって選出された外部専門家からなる専門の水産業改革プロジェクトチームを設置する。
- ②提言の実施をモニターし、評価を行い、必要な勧告などを行う監視委員会（オーバーサイト・コミッティー）を設置する。

水産政策審議会の大半を、国民及び消費者の代表とすること。また、審議会は答申などの報告書を審議会として自主、独立して作成し、水産庁は事務局としての役割を果たす。

国民の水産業に関する理解と関心が高まるよう、積極的に情報を提供する。また、研究機関は、行政庁の方針には関わりなく、真に国民が知りたいと考える情報を提供する。（例えば、裁判などに必要な原告、被告に関わりなく）如何なるニーズに対しても必要な情報提供や科学的な提言を行う。

(参考1)

(注) 現行制度・施策、組織、予算の徹底した分析・検証の例

- ①戦後60年間、水産業関連法制度が根本的には手つかずだった理由とその現行法制度下の経済的コスト分析
- ②現行予算配分システムによる総投下資本額と投資利益率（ROI）
- ③ABCを超過してTACが長期間（1996年から現在まで）設定された根拠と理由、両者を一致させた場合の資源回復と経済的損益の分析
- ④漁業協同組合等の資源及び漁業権の管理能力、漁業権管理と行使の歴史的変遷
- ⑤水産物流通が対立的な背景と、特に市場外流通を発生させる背景と実態
- ⑥水産庁、総合食料局、消費安全局、厚生労働省などの間に分割された縦割り行政の実態とその弊害 など

(参考2)

提言4に関連して改正または新しく制定が生じる法律

(1) 卸売市場法（昭和46年法第35号）の改正（特に、第61条、第61条の2）

不正ないし違法に漁獲された水産物については、地方卸売市場その他の市場では、これを受け取ったり、販売したりしてはならない。漁港または港湾管理者たる都道府県、市町村は当該漁獲物の水揚げを許可してはならないものとする。

同様に、水産業協同組合法（第11条第1項7号）の販売事業で、不正ないし違法に漁獲された水産物については、同様に取り扱ってはならない旨を定める。

(2) 水産物のトレーサビリティ法の制定

水産物流通が多様化する中で、消費者、国民へ水産物の食の安全・安心を確保するためには、市場外流通を通じる水産物については卸売市場法改正の内容の一部又は全面適用が困難であることから、牛の個体識別のための情報の管理と伝達を定めた牛肉トレーサビリティ法（平成15年法律第72号）の趣旨に準じた立法で対応し、主要な生鮮魚介類の市場及び市場外の生産履歴情報を義務化する。

(参考3)

(わが国の水産業がかかえる主要な問題点)

- ①中国、ブラジル、ロシア等の新興国や東南アジア、欧米諸国は、BSE、鳥インフルエンザ、所得向上、健康志向などと相まって世界的な水産物需要の高まり。所得の低下、食生活の変化などでわが国での消費の減退。輸入水産物の買い負けが顕著。
- ②日本は遠洋、沖合、沿岸漁業とも急速に衰退。養殖は世界は伸びているが、日本は停滞。基本的に、その経済規模が半分に縮小。国民総生産（GDP）に占める割合もわずか0.2%と主要産業から凋落。一方、食品関連産業は100兆円（GDP比10%）と主要産業。
- ③国連海洋法の採択（1982年）、国連アジェンダ21の採択（1992年）及びヨハネスブルグ行動計画（2002年）などを契機として、諸外国は科学的根拠に基づく資源管理の徹底を図っているが、日本は立ち後れる。
- ④資源（さかな）の乱獲が進行。海洋水産資源が無主物（誰のものでもない）という漁業者の意識と、行政による長期間にわたる科学的根拠の軽視が原因。
- ⑤縦割り行政や国民の意見反映の仕組みに欠けるなど、水産業関連法制度と予算配分システムが旧態依然。
- ⑥漁業者が減少（20%まで落ち込む）、後継者不足。漁船の減少と老朽化。水産加工業と流通業も衰退。
- ⑦地域社会と漁業協同組合が閉鎖的、漁業参入ルールが不透明。
- ⑧水産物についての基本的な品質基準と情報の伝達機能がない。価格形成が不透明。生産、流通、販売が協力的でなく対立的。
- ⑨漁業者や行政庁から外食産業、小売業、消費者などへの情報提供、啓蒙、教育、の不足。

(参考4)

(提言を総合的かつ戦略的に実行した場合のわが国水産業の将来像)

1. 水産物の国内供給量が量・質ともに向上。漁業、水産関連産業の生産性向上。輸出も活発化。
2. 科学的根拠に基づくわが国周辺水域の水産資源の回復と豊富な資源の有効利用の達成。
3. 漁業への新規参入が促進。漁業経営、流通業、加工業の経営の改善と地域社会経済の活性化。
4. 水産物の物流システム（ハード面）および情報流システム（ソフト面）が大幅に改善され効率化。様々な価値の鮮度の良好な水産物が安全・安心に、多様な流通経路（特に、市場流通）を通じて迅速・安定・適切な価格で消費者に提供。
5. 水産物情報が量・質ともに増大し、流通関係者、消費者に提供。日本国民の水産業および海洋環境と食育に関する理解と関心が向上。
6. 水産業関連法制度が近代化。透明なルールの下で新たな水産行政と水産業の展開および発展。水産行政が漁業者の視点から国民全体への視点に昇華。予算の効率的かつ重点分野への執行が可能となる。

資料・データ集

資料・データ集目次

資料1：独立行政法人経済産業研究所との連携	25
資料2：規制改革推進のための第1次答申	26
伸びる世界の漁業生産と水産物需要	
資料3：世界の国別漁獲・養殖生産量の推移	26
資料4：世界の海洋漁業資源の利用状況	27
資料5：世界の水産物貿易量の推移	27
資料6：世界の一人当たり食用水産物年間消費量の推移	28
資料7：魚種別・輸出相手先の変化	28
衰退が続く日本の水産業	
資料8：日本の水産業の現況	29
資料9：下関漁港の漁業種類別取扱量の推移	30
資料10：魚類海面養殖生産量と飼料自給率の推移	30
資料11：魚粉の国内供給量の推移	31
資料12：国内魚粉（フィッシュミール）業界全体の原料最大処理能力と処理実績	31
資料13：魚粉の国内消費地価格の推移	32
資料14：漁業生産量の予測結果の比較	32
資料15：沿岸、沖合・遠洋漁業別の漁業就業者の推移	33
資料16：日本の全国将来推計人口指数	33
資料17：指定漁業の許認可隻数の推移	34
資料18：水産物陸上加工経営体数の推移	34
なぜ水産資源が悪化したのか？	
資料19：日本周辺水域における水産資源水準の変化	35
資料20：科学を軽視する水産行政	35
資料21：TACとABCの比較	36
資料22：ABCを超えるTAC設定の根拠は？	36
資料23：マサバとゴマサバは別のさかな	37
資料24：TACを超過したサバ類の漁獲（平成18年度漁期）	37
資料25：マサバ（太平洋系群）の年齢別漁獲尾数の推移	38

資料 26 : キチジ（キンキ）の漁業種類別漁獲量の推移	38
資料 27 : 底びき網による海底通過の推定（東北太平洋岸の例）	39
資料 28 : 操業 1 回あたりのキチジ体長別尾数及び漁獲金額	39
資料 29 : サンマの漁獲尾数分布（2002～2005 年）	40
資料 30 : さんま漁業（さんま棒受け網漁業）に関する政省令	40

日本の硬直した水産予算

資料 31 : EU と日本の水産予算の比較	41
資料 32 : EU 水産業構造改革予算の使用目的別配分	41
資料 33 : 最近の八戸漁港の様子と水揚げ量の推移	42
資料 34 : 縦割り行政の弊害	42

遅れた日本の漁業管理と水産行政

資料 35 : 水産資源の共有財産を定めている法的規定の例	43
資料 36 : 主要国における漁業管理制度の概要	43
資料 37 : 水産業先進国の漁業管理制度の特徴	44
資料 38 : 日本／ノルウェー水産業経営比較	44
資料 39 : 主要国の養殖比較	45
資料 40 : 米国のスケトウダラ漁業の回復	45
資料 41 : 秋田県ハタハタ漁獲量の推移	46
資料 42 : 日本の漁業に関連する主な世界の地域漁業管理機関	47
資料 43 : EPA・FTA 交渉における農林水産省の基本的姿勢	48

旧態なまま多様化する水産物流通

資料 44 : 不安を感じる食品は何か？	48
資料 45 : 水産エコラベリング	49
資料 46 : MSC のエコラベル認証を取得した国内企業の例	49
資料 47 : 農業・食料関連産業の国内生産額（実数）	50
資料 48 : 水産物流通量の推移	50
資料 49 : 多様化する水産物流の経路	51
資料 50 : 不正ないし違法に漁獲された水産物の取扱いについて	51
資料 51 : 消費者の鮮魚購入先別割合の推移	52
資料 52 : 土・日曜日及び休日における食料支出の平日に対する割合	52

資料 53：量販店の水産物（生鮮・冷凍）仕入れ先別構成の推移……………	53
資料 54：科学的な根拠に基づく鮮度……………	53
資料 55：流通関係者からの漁業者（生産者）側への要望（高木委員会聞き取り調査）…	54

漁業協同組合の実態

資料 56：漁業協同組合の規模（職員数）別販売取扱高……………	55
資料 57：漁協全体の事業利益、事業外利益、経常利益の推移……………	55
資料 58：沿岸漁業への異業種産業からの新規参入を阻まれた例……………	56

別添 1：世界各国の水産資源所有権の法的規定……………	57
-----------------------------	----

別添 2：定置網（定置漁業）及び養殖業（区画漁業）への新規参入における課題…	58
--	----

参考となる水産関連法令等

資料 59：（提言 1）国民共有の財産関係……………	59
資料 60：（提言 1）ABC と TAC 関係……………	60
資料 61：（提言 2）新規参入関係……………	62
資料 62：（提言 2）サンマ漁業関係……………	63
資料 63：（提言 4）水産物流通関係……………	64

用語解説

資料 64：用語解説……………	66
-----------------	----

資料1：独立行政法人経済産業研究所との連携

2007年7月12日
(社)日本経済調査協議会
水産業改革高木委員会

経済産業研究所（RIETI）との水産業規制改革プロジェクトの実施協力について

1. 背景

戦後60年を経過し、水産業が疲弊し、改革や近代化が遅れ、国民経済の中での位置が大幅に低下するとともに、経済、財政上の負担も大きく、生産性も低下した。

水産業を強い産業に復活させ、国民にとっての魚食をまもるため、2006年10月、(社)日本経済調査協議会に「魚食をまもる水産業改革のための委員会」（通称：水産業改革高木委員会）を発足させた。本年2月に緊急提言を行い、7月には更なる提言を含む報告書を取りまとめる。

(独)経済産業研究所も司法制度改革、農政改革など各般の改革プロジェクトを手がけ、提言を打ち出す等の成果を挙げているが、今般、同研究所の新たな分野である水産業改革のプロジェクト研究に取り組もうとするものであり、水産業改革高木委員会と密接な協力関係を保ちながら実施するものである。

2. プロジェクト骨子

- (1) プロジェクトは、水産業改革を進め、現状の改善に貢献すること。
- (2) 本件プロジェクトは、経済産業研究所と日経調水産業改革高木委員会とのパートナーシップ（協力関係）の下に実施する。
- (3) プロジェクトは、経済産業研究所内に設置し、同研究所の責任において実施し、日経調水産業改革高木委員会は必要に応じて報告を受ける。また、適宜、助言を行うものとする。このため、同委員会は報告書とりまとめ後の7月以降も存続させる。
- (4) プロジェクトのリーダーは、水産業改革について、経済学的ないし規制改革などの各般から、総合的に適任と考えられる者を選考する。
- (5) 日経調水産業改革高木委員会の委員等は、必要に応じ、同プロジェクトの専門的助言、現地調査などの面から研究の実行につき協力する。
- (6) 研究の成果については、最終的に単独、または共同のいずれでも適切に活用し、かつ公表するが、活用ないし公表に際しては、双方の間において事前に協議すること。

3. プロジェクトの研究内容等

- (1) プロジェクトリーダーの下に、補佐及び研究員を置く。研究員は、専門的知識（経済学、水産業及び国際法など）を有する者または当該分野の研究に意欲のある者から人選する。

(2) 研究内容

①海外：専門家の招聘、研究会、国際シンポジウムの開催など

- ア. 各国の水産業制度及び改革の状況
- イ. 各国の水産業の現状と資源の利用、マーケットの事情
- ウ. 改革政策の経済効果分析

②国内：研究対象モデル地区（例えば、大分県、東京湾、福岡県など）を選定して、具体的に問題点や経済効果を分析し、改善策を抽出する。

- ア. 法制度などの現状分析
- イ. 現行制度と改革制度の経済分析

資料2：

規制改革推進のための第1次答申（平成19年5月30日 規制改革会議）（抜粋）

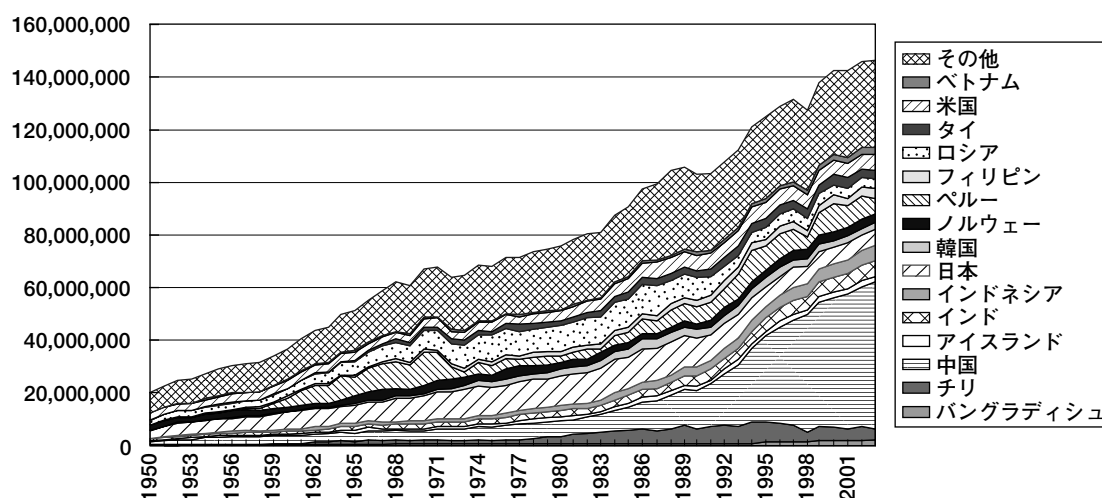
5 地域活性化

（p. 92）・・・漁業についても構造改革の推進や参入規制の緩和などについて検討することが必要と考える。

伸びる世界の漁業生産と水産物需要

資料3：

世界の国別漁獲・養殖生産量の推移



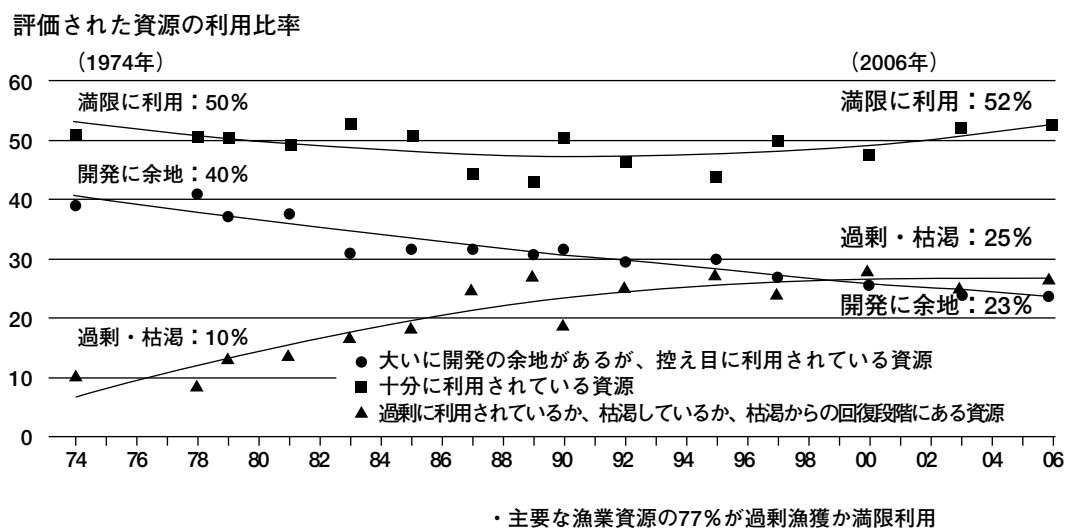
- ・世界の生産量（FAO2005年）：1億5800万トン（漁獲 9500万トン、養殖 6300万トン）
 - うち中国（1位）：6000万トン（漁獲 1700万トン、養殖 4300万トン）
 - 日本（6位）：540万トン（漁獲 420万トン、養殖 120万トン）
 - 米国（7位）：540万トン（漁獲 490万トン、養殖 50万トン）
- ・ペルー（940万トン、2位）、インドネシア（650万トン、3位）、インド（630万トン、4位）、チリ（550万トン、5位）などの発展途上国での生産が増加

データ：FAO(2005)

世界の漁獲・養殖生産量は1億5800万トン（2005年）と増大を続けている。かつて世界第1位だった日本は今は第6位となってしまった。伸びが極端な中国の漁獲・養殖生産量を除いた世界の生産量は、近年は9千万トンから1億トンで頭打ちである。

資料4：

世界の海洋漁業資源の利用状況（1974年以降の動向）

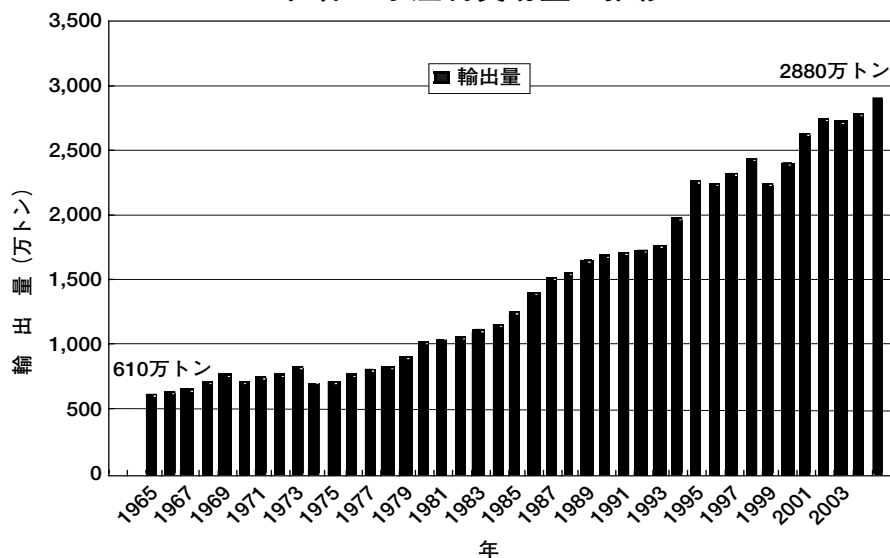


データ：THE STATE OF WORLD FISHERIES AND AQUACULTURE 2006 (FAO)

世界の漁業・養殖生産量が増大を続けている一方で、海洋漁業資源でこれ以上獲ってはいけな
か枯渇の状態にある比率が75%から77%に増え、過剰漁獲（乱獲）が進んでいる。

資料5：

世界の水産物貿易量の推移



データ：FAO

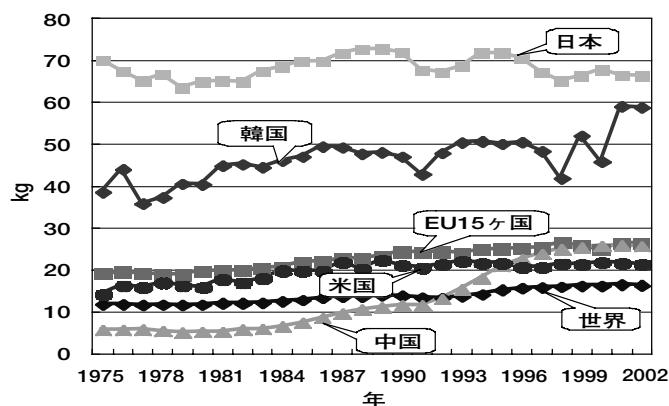
- ・世界的に水産物の貿易は増大の一途、特に中国、発展途上国
- ・世界輸出量：610万トン(1965年) → 2880万トン(2004年)

注) なお、貿易は輸出

世界的に水産物の需要が伸びており、その貿易量は40年間で約5倍と増大の一途である。特に
中国や発展途上国の伸びが著しい。2004年には、世界の輸出量は2880万トンとなった。

資料6：

世界の一人当たり食用水産物年間消費量の推移



注) Fish, SeafoodのSupply/Cap/Yr (kg)の推移

資料：FAO

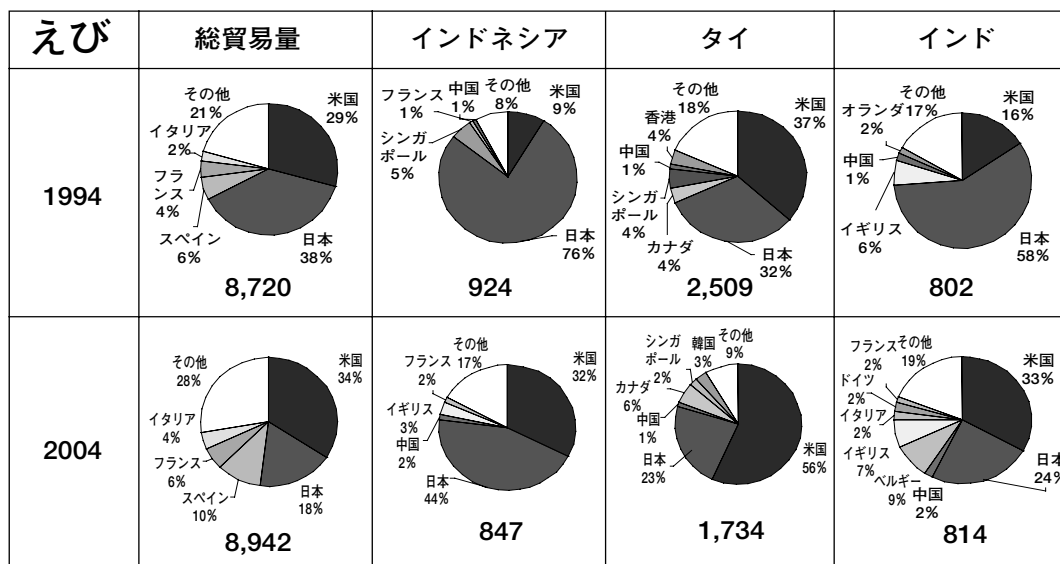
- ・世界では水産物の需要旺盛 (BSE・鳥インフルエンザ発生、健康食ブーム、台湾や中国等の所得増)
- ・日本では水産物需要が減少傾向 (特に若年齢層で魚離れ)
- ・日本と世界の需要にギャップ、日本が魚の買い負け

世界の漁獲量（中国を除く）は、約9000万トンで頭打ち状態であるが、BSE、鳥インフルエンザ、健康食ブーム、所得の向上などの影響により、世界の魚食への需要が大きく伸びている。特に、中国では年間消費量が30年間で5kgから26kgと5倍以上になっている。一方、日本は需要の減少傾向がみられ、世界との傾向ギャップがあり、さかなの「買い負け」が生じている。

資料7：

魚種別・輸出相手先の変化 1994 vs. 2004

[輸出額：百万US\$]



- ・世界では水産物の需要が旺盛、日本がさかなの買い負け

Source: UN STAT

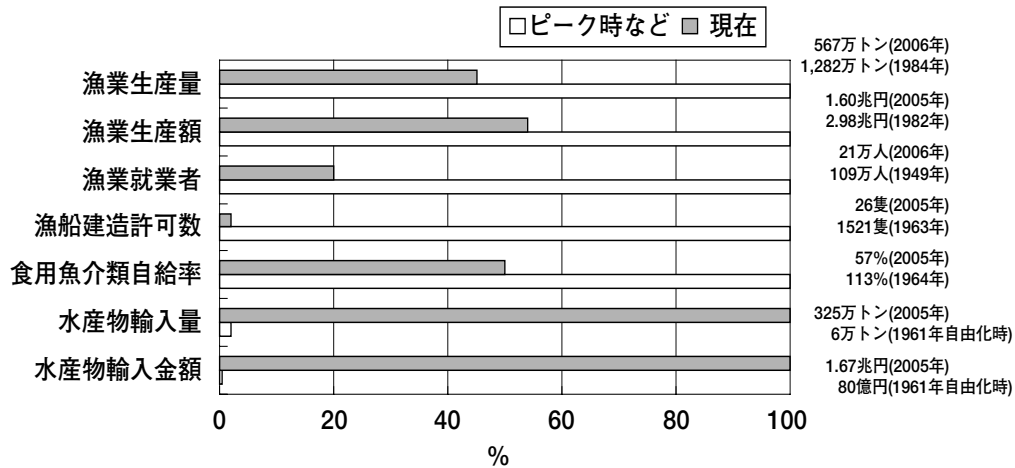
資料：第2回高木委員会

世界的な魚食の伸びにより、日本は、海外での水産物の買い付けが困難な状況になっており、「買い負け」が生じている。例えば、えび類の貿易金額のシェアでは、米国、欧州での伸びに比べ、日本はこの10年間で20ポイントも下落している。

衰退が続く日本の水産業

資料8：

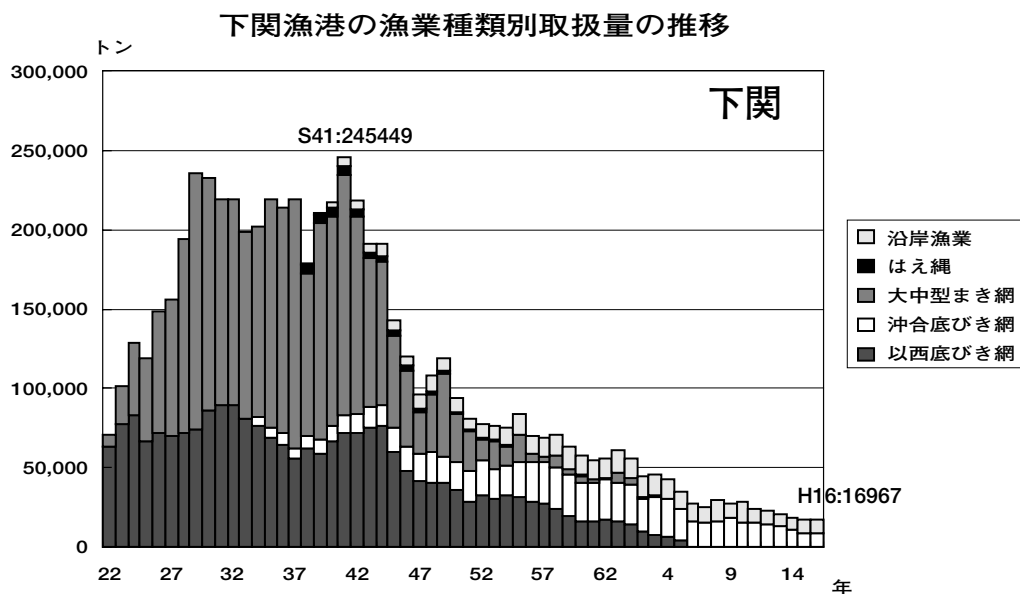
日本の水産業の現況



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」、「水産物流通統計年報」など

- ①日本の漁業のピークは、生産量が1282万トン(84年)、生産額が3兆円(82年)であったが、現在は567万トン(06年)、1.6兆円(05年)とそれぞれ半減した。
- ②戦後60年で日本は80万人以上の漁業者を失い、しかも半数が60歳以上と高齢化した。
- ③漁船の新船建造隻数はピーク時の1521隻(63年)から、わずか2%の26隻(05年)にまで減少し、漁船関係業界は崩壊状態に近い。
- ④食用魚介類の自給率は、113%(64年)から57%(05年)と半減し、飼料(エサ)の自給率も約25%で大半を外国から輸入するなど、国の「自給力」も落ち込み、食料安全保障が確保できない。
- ⑤水産物輸入は、1961年に自由化され、輸入量6万トン、輸出額80億円から2005年には325万トン、1.67兆円と大幅に増大し、安い外国産が水産物の半分を占め、より安全・安心な国産水産物が減少している。

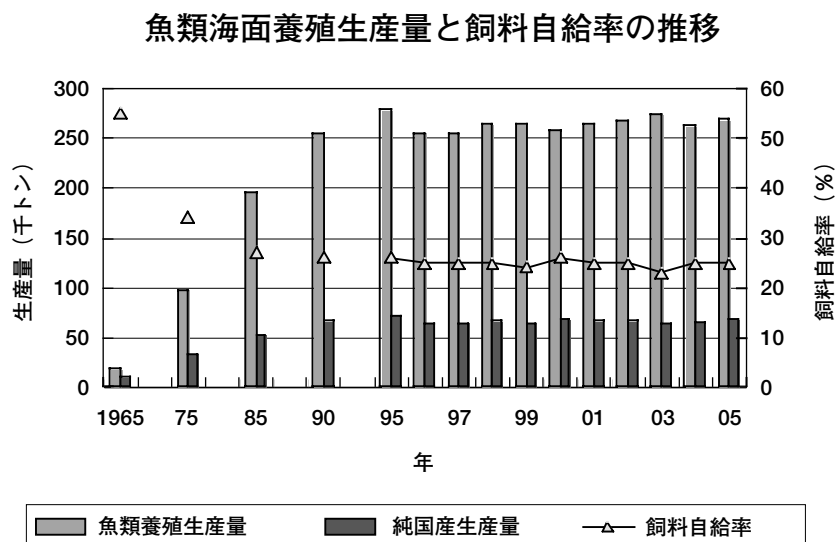
資料9：



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

下関や塩釜、八戸、石巻など、地方の水産都市の水揚げ量は、全国平均よりも大きく減少しており、ピーク時の10分の1以下になるなど水産業が疲弊している。下関では、ピーク時には25万トンもあった水揚げが、今では1万7千トンで15分の1になってしまった。この海域での資源減少の影響が大きい。

資料10：

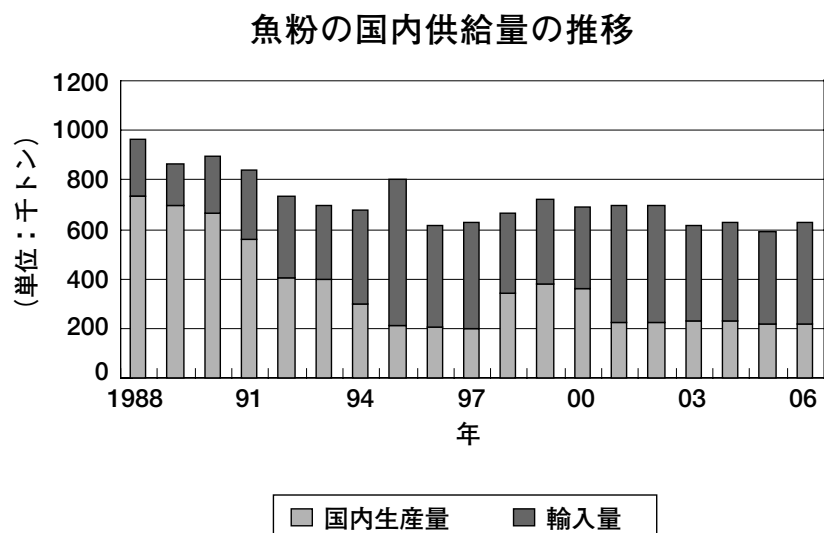


注) 純国産生産量＝魚類海面養殖生産量×飼料自給率

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」・「食料需給表」

日本の養殖生産量は、一見すると増大もしくは安定傾向に見えるが、エサとなる飼料全体の自給率をみると、近年は25%前後であり、純国産のエサで育った国産の養殖は極めて少ない状態にある。

資料11：



資料：財務省「貿易統計」、日本水産油脂協会「水産油脂統計年報」

魚粉の国内供給量をみると、この20年間で、国内生産量の割合が76％から35％にまで低下し、海外への依存度が高まっている。

資料12：

国内魚粉(フィッシュミール)業界全体の原料最大処理能力と処理実績(平成18年)

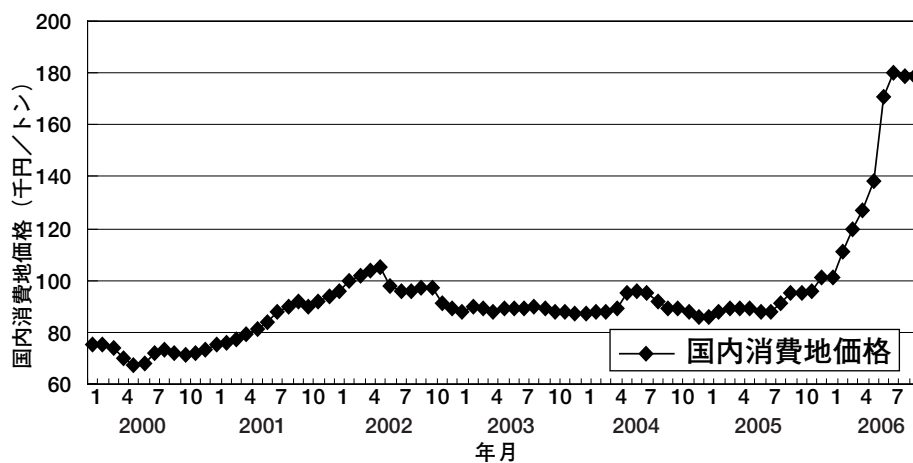
工場数（社）	70
最大推定処理能力（トン）	4,283,975
原料処理量（トン）	958,093
稼働率（％）	22.4

資料：日本フィッシュミール協会調べ

フィッシュミール工場もピーク時の410社から70社にまで減少した。また、工場の原料処理能力から見た稼働率は22％しかない。資源量が豊富な沖合域のサンマなどを有効に利用し、漁業、水産加工業、養殖業など地域社会の活性化につなげる必要がある。

資料13：

魚粉の国内消費地価格の推移



資料：日本水産油脂協会「水産油脂統計年報」

魚粉の国内消費地価格の推移を見ると、近年は中国を主とする養殖飼料などの世界的な需要の高まりにより、2000年の2倍以上のトンあたり15万円を上回る価格に急騰している。

資料14：

漁業生産量の予測結果の比較

(情報源)	予測年				
	2000 FAO統計	2010 FAO世界 水産白書 (2002)	2015 FAO世界 水産白書 (2004)	2020 FAO世界 水産白書 (2002) IFPRI (2003)	2030 FAO世界 水産白書 (2002)
海面漁業	86	87		87	87
内水面漁業	9	6		6	6
漁獲量合計	95	93	105	93	93
養殖業	36	53	74	70	83
生産量合計	131	146	179	163	176
食用	96	120		138	150
食用%	73%	82%		85%	77%
非食用	35	26		26	26

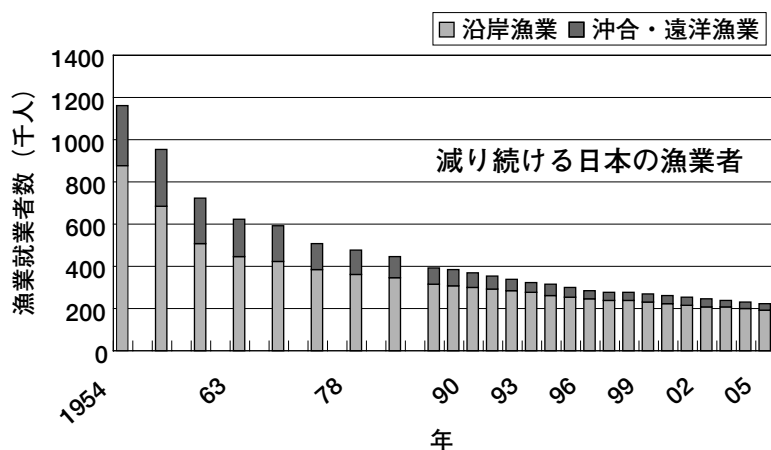
(単位：百万トン)

資料：State of World Fisheries and Aquaculture 2004：FAO

FAOによる漁業生産量の将来予測では、世界の水産需要の増大に対応して、養殖業の生産量が伸びるとされている。しかしながら、その伸びの何倍も必要になる養殖魚のエサの見込みについては何ら言及がなされていない。

資料15：

沿岸、沖合・遠洋漁業別の漁業就業者の推移



資料：水産白書、漁業センサス、水産年鑑(水産社)

戦後60年の中で、80％以上の漁業者がいなくなった。沿岸漁業者の80％が、沖合・遠洋漁業者の90％が漁業から去ってしまった。現在の漁業者は21万人（2006年）で、しかも半数が60歳以上の高齢者である。その衰退、高齢化は止まらない。

資料16：

日本の全国将来推計人口指数（2000年を指数100とした場合）

主要水揚げ地

年次	全 国	釧路市	八戸市	石巻市	塩釜市	気仙沼市	銚子市	三浦市 (三崎)	焼津市	浜田市	下関市	長崎市	枕崎市
2015	99.5	84.1	96.5	93.9	87.4	89.5	82.3	87.4	98.6	87.3	89.4	87.2	84.2
2030	92.6	64.6	86.0	82.1	70.4	72.2	62.5	72.3	87.3	70.7	74.3	70.9	66.1

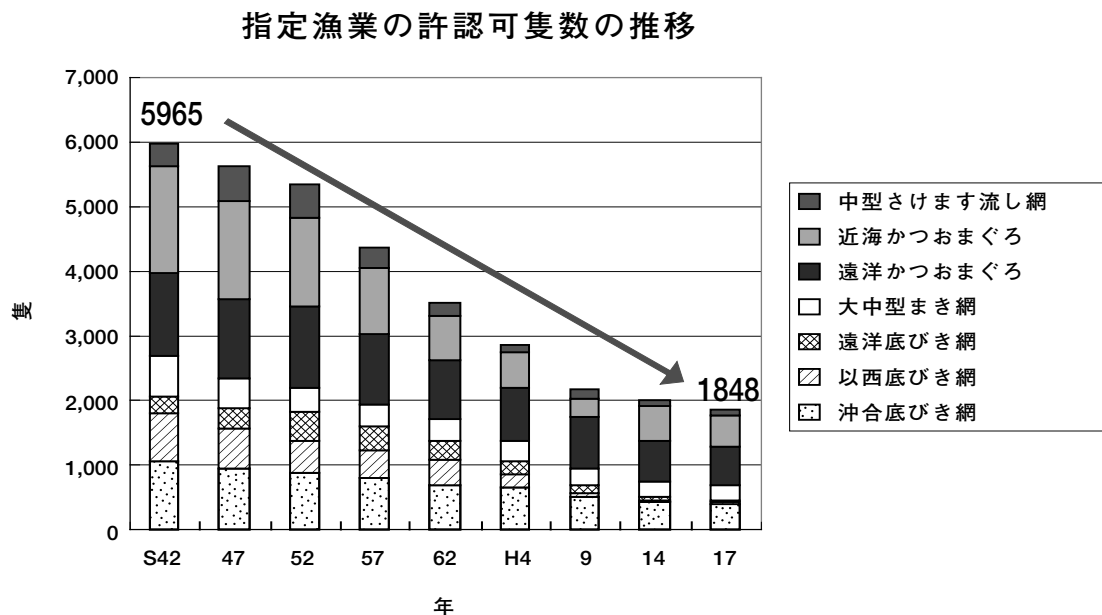
島しょ漁港地

年次	全 国	奥尻町	礼文町	利尻町	八丈町	両津市	福江市	奈良尾町	巖原町	名瀬市	屋久町	与那国町	小値賀町
2015	99.5	70.3	61.9	67.6	91.9	80.7	86.7	68.8	82.9	92.0	100.9	87.8	64.5
2030	92.6	45.2	35.4	40.9	77.8	63.0	70.6	43.5	63.9	80.2	96.7	74.7	38.7

資料：国立社会保障・人口問題研究所
(市区町村別の将来推計)

漁村、特に漁業を中心とする離島での人口減少が全国平均の数倍以上のスピードで進み、このままでは地方の水産業、経済が崩壊してしまうだけでなく、国のかたち、安全までもが変わってしまうおそれがある。

資料17：

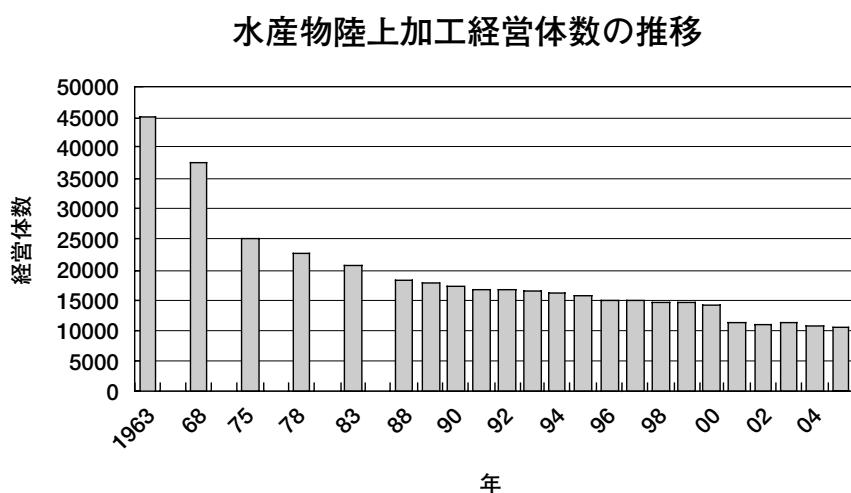


- ・ 40年間で約70%の漁船がなくなった
- ・ 50トン以上の動力漁船の8割近くが3種・特定3種漁港を利用

資料：水産庁

沖合・遠洋の海で操業する大型の漁船（農林水産大臣が許可する指定漁業許認可隻数）は、40年間で6000隻から1800隻と30%にまで減ってしまい、年に100隻以上の漁船がなくなり、漁業生産力が大きく衰えてしまった。平成19年の許認可の一斉更新では、更に減少すると思われる。

資料18：



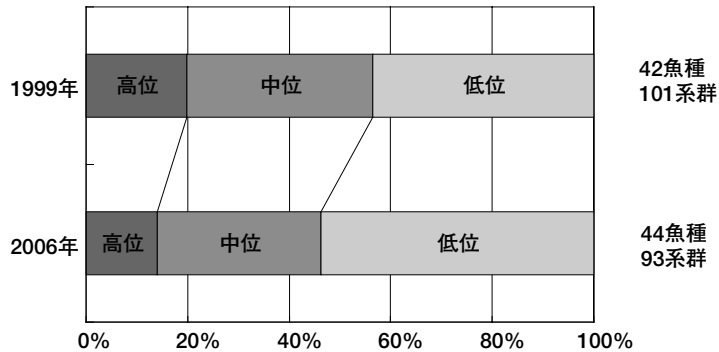
資料：農林水産省「水産物流通統計年報」、「漁業センサス」

生産、加工、流通、販売、消費と国民への水産物の供給チェーンで大きな役割を持つ水産加工業における経営体数（水産加工場数）も、40年間で4万5千が1万あまりの4分の1となった。今も減り続け、海域とともに陸域部門もパッケージにした活性化対策が必要である。

なぜ水産資源が悪化したのか？

資料19：

日本周辺水域における水産資源水準の変化



注) 資源水準：過去20年以上にわたる資源量（漁獲量）の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準

資料：水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」

日本周辺水域の漁業資源の状態はさらに悪化が進み、半数以上が低位水準となっているにもかかわらず、国が資源管理を行う総漁獲可能量（TAC）の対象となっている魚種は、わずかに8種類に過ぎない。

資料20：科学を軽視する水産行政

許容量超す漁獲許可「安定供給のため」

約8千トン。保護策を講じなければ、将来的に二重のようには減しかねない。専門家の間で危機感が広がっている。そこで、水産庁は「乱獲」を認めている。

激減して今や高級魚の一角を占めるマイワシについて、水産庁が、資源保護のために設定されている「許容漁獲量」を大幅に回る量の漁獲を認めていることが分かった。01・02年には、日本周辺のマイワシの総量を上回る量の漁獲を認めていた。実際に水揚げされた漁獲量も02、04、05年と許容量を超えており、06年も上回った。水産庁が漁業資源の「乱獲」にお墨付きを与えている状態だ。（長野剛）

マイワシをめぐるとの状況
資源量
漁獲許可量
漁獲量
許容漁獲量

00年 01 02 03 04 05 06 07
(06年漁獲量は11月末現在)

マイワシは、日本周辺の太平洋と日本海に分布するマイワシについて、繁殖力などの生物学的根拠に基づき、安定して漁獲し続け、かつ将来的に最も多い漁獲量を導くための上限の量として許容漁獲量を算出している。日本海はマイワシについて資源量が激減したため、03年以降は「マイワシ」を専門に扱うことは避けるべきだと判断している。この許容量を参考にし、国内の漁業者が認める漁獲量を求めるが、許容量を公開した02年以降、毎年、許容量を超えている。02年には許容量2万8千トンに対し、約12万8千トンの漁獲を認めていた。各年の資源量は、その後数年間の漁獲量などから推定して算出するが、04、05年と許容量を上回った。現状を見合っただけで、漁獲量が減ったと指摘。漁業者の漁獲を促す対策も検討すべきだと話している。

2007年(平成19年)1月16日 火曜日

4版 © 14

水産庁

「乱獲」お墨付き

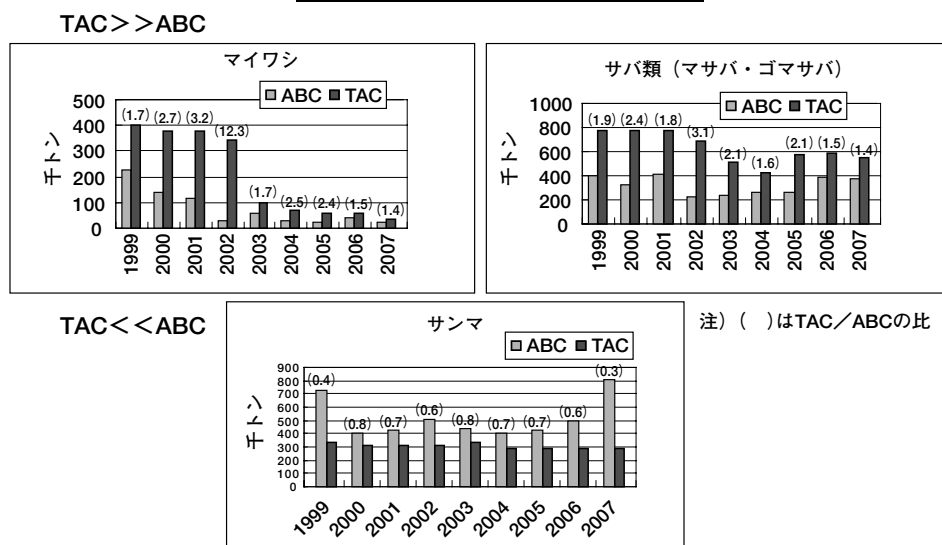
激減して今や高級魚の一角を占めるマイワシについて、水産庁が、資源保護のために設定されている「許容漁獲量」を大幅に回る量の漁獲を認めていることが分かった。01・02年には、日本周辺のマイワシの総量を上回る量の漁獲を認めていた。実際に水揚げされた漁獲量も02、04、05年と許容量を超えており、06年も上回った。水産庁が漁業資源の「乱獲」にお墨付きを与えている状態だ。（長野剛）

マイワシは、日本周辺の太平洋と日本海に分布するマイワシについて、繁殖力などの生物学的根拠に基づき、安定して漁獲し続け、かつ将来的に最も多い漁獲量を導くための上限の量として許容漁獲量を算出している。日本海はマイワシについて資源量が激減したため、03年以降は「マイワシ」を専門に扱うことは避けるべきだと判断している。この許容量を参考にし、国内の漁業者が認める漁獲量を求めるが、許容量を公開した02年以降、毎年、許容量を超えている。02年には許容量2万8千トンに対し、約12万8千トンの漁獲を認めていた。各年の資源量は、その後数年間の漁獲量などから推定して算出するが、04、05年と許容量を上回った。現状を見合っただけで、漁獲量が減ったと指摘。漁業者の漁獲を促す対策も検討すべきだと話している。

朝日新聞夕刊 2007.1.16

資料21：

TACとABCの比較



科学を軽視する日本の漁業者と水産行政

TAC (Total Allowable Catch: 総漁獲可能量)、ABC(Allowable Biological Catch: 生物学的許容漁獲量)

資料：水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域主要魚種の資源評価」

国が決定するTACが、科学者の評価するABCを大幅に超過（マイワシ、サバ類、スケトウダラなど）したり、過少（サンマ）となるなど、科学データを根拠としたものになっていない。TACの数値設定の根拠も不明瞭である。

資料22：ABCを超えるTAC設定の根拠は？

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（抜粋）（平成八年法律第七十七号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

第三条 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

八 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

3 前項第三号及び第八号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第二号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

資料23：マサバとゴマサバは別のさかな

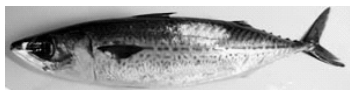
サバ類？



マサバ

Scomber japonicus (スズキ目サバ科)

- ・冷水性で比較的沿岸に分布
- ・水温14～18℃で漁獲
- ・紡錘形・平べったい
- ・腹部が銀白色



ゴマサバ

Scomber australasicus (スズキ目サバ科)

資料：第8回高木委員会

- ・暖水性で沖合に分布
- ・水温19～25℃で漁獲
- ・紡錘形だが丸みあり
- ・体側・腹部に小さな黒斑点

平成17年度のサバ類の漁獲実績と当初ABCの比較

		太平洋系群	対馬暖流系群	TAC
マサバ	漁獲量	213	87	サバ類 575
	ABC	30	71	
ゴマサバ	漁獲量	160	70	
	ABC	97	64	

(単位：千トン)

資料：水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

マサバとゴマサバは、それぞれが冷水性、暖水性の魚で、生息環境などが大きく異なる別の種類の魚である。しかしながら、国が決める総漁獲可能量（TAC）では、「サバ類」と一つにまとめられている。その結果が、太平洋マサバの生物学的許容漁獲量（ABC）を大きく越えた漁獲がなされ、資源の乱獲が続いている。

資料24：TACを超過したサバ類の漁獲（平成18年度漁期）

(単位：トン)

		太平洋系群	対馬暖流系群	合計
ABC	マサバ	82,000	103,000	185,000
	ゴマサバ	134,000	70,000	204,000
	合計			389,000
TAC		(2月末)	7～6月実績	ABCの1.68倍
	大中型まき網(A)	296,000	332,000	
	その他漁業	292,000	323,000	
	合計	588,000	655,000	
漁獲量	大中型まき網(B)	362,000	393,000	
	うち北部太平洋まき網	237,000	238,000	
超過量	大中型まき網((B)-(A))	66,000	61,000	

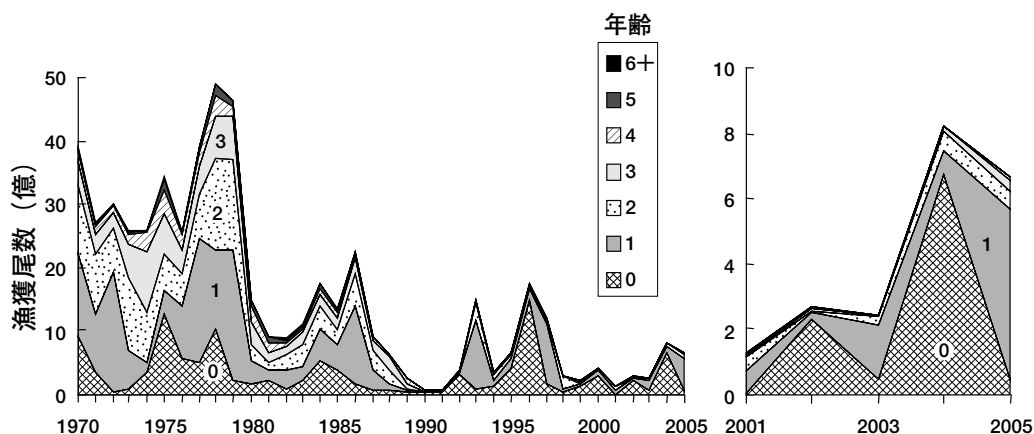
マサバ太平洋系群は、 $238,000/82,000=2.9$ 約3倍も漁獲された。
kg単価50～100円とすると、30～60億円の水揚げ高の超過となる。

資料：第8回高木委員会（一部改変）、全国まき網漁業協会

「サバ類（マサバ・ゴマサバ）」の平成18年度漁期（2007年）に、TACを6万トン以上も超過した漁獲が大型のまき網漁船で行われ、水産庁は漁業者団体に、自主的な操業停止を求めた。こうした過剰なTAC設定もしくはTAC超過の漁獲は、TAC法（海洋生物資源の保存管理に関する法律）にある最大持続生産量を実現する資源水準の維持または回復させる目的趣旨に反するおそれがあり、科学を軽視した資源管理である。

資料 25：

マサバ（太平洋系群）の年齢別漁獲尾数の推移



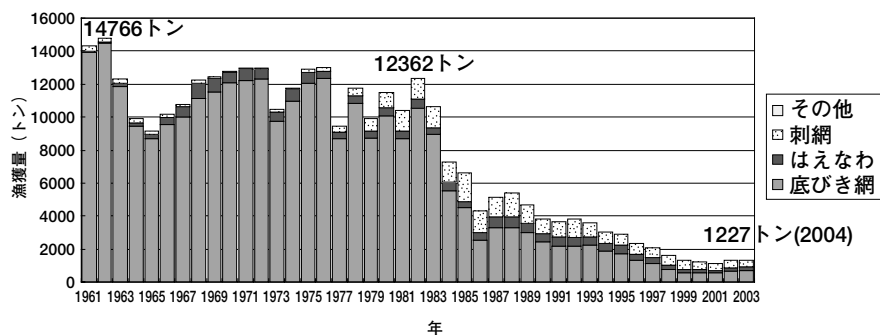
- ・高水準期は0歳～3歳が中心、各年齢魚がみられる
- ・近年は未成魚の多獲により0歳・1歳が大半
- ・1992年、1996年、2004年に0歳魚が卓越
- ・2005年は1歳魚、2006年は2歳魚が中心
- ・2006年の調査では0歳・1歳はほとんどいない→乱獲の繰り返しか？

資料：水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」

2004年に出現した太平洋マサバの卓越した豊富な資源は、05年に1歳で獲られ、06年には500g内外の2歳で漁獲されている。しかし、科学調査では06年には0歳、1歳のマサバはほとんど見つかっていないが、07年級群が若干発生している。しかし、このままでは、1992年、1996年と同じ乱獲（過剰漁獲）の繰り返しが心配され、貴重な国民共有の財産である資源をつぶしてしまう。

資料 26：

キチジ（キンキ）の漁業種類別漁獲量の推移

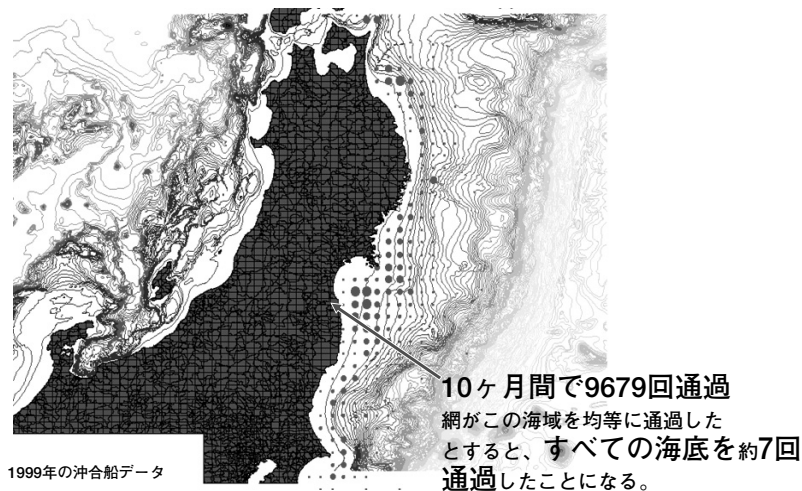


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」

沖合底びき網漁業で漁獲される代表的な魚であるキチジ（キンキ）の漁獲量は、40年間で10分の1以下（1200トン）までに激減し、資源の悪化が急速に進んでしまった。

資料 27 :

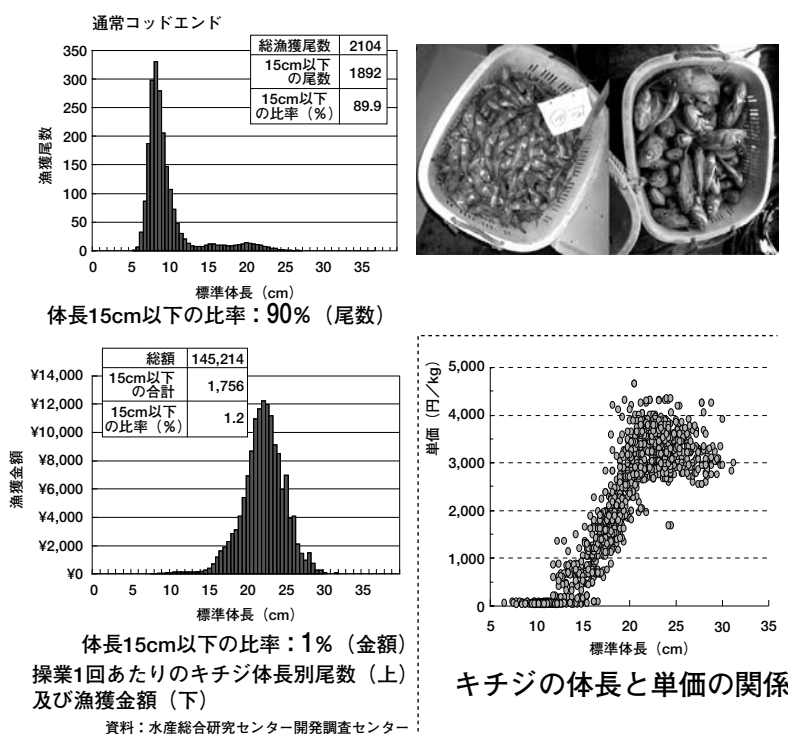
底びき網による海底通過の推定（東北太平洋岸の例）



資料：水産総合研究センター東北水産研究所八戸支所

キチジの資源悪化が急速に進んだ一因としては、沖合底びき網漁船が、同じ漁場を単純に平均すると1年あたり7回も網を入れて引いていることがある。キチジは、成熟するのに3～5年かかる上に、漁場環境が劣化して、キチジのエサとなる生物相がエビからクモヒトデが中心になるなど、魚が大きくなる時間と環境がない。

資料 28 :



底びき網漁業で漁獲される90% (尾数) が小型のキチジ個体である。小型のキチジは100円以下の価格だが、中型・大型の魚を獲れば数千円の値段になる。90%の小型のキチジが、漁獲金額では1%にすぎない。漁業者は生活のためとよく言うが、資源管理上も、漁業経営上も全く効果をもたらさない、不適切な漁業を漁業者は行っているのが実態である。国民共有の財産である水産資源の乱獲と無駄遣いの例である。

資料29：

サンマの漁獲尾数分布（2002～2005年）

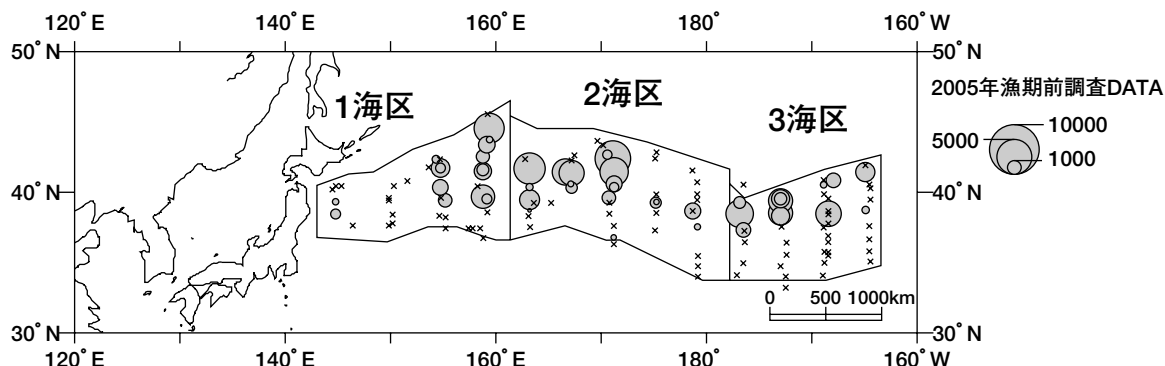


図12. 2002～2005年のサンマ漁期前調査による漁獲分布（尾数）

- ・北太平洋の公海上に300～800万トンの資源が存在
- ・台湾、中国、韓国、ロシアなどが公海上で漁獲（3～10万トン）

資料：水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」

北太平洋には300～800万トンという豊富なサンマ資源があるにもかかわらず、サンマの漁獲は、漁業法に関する政省令により、農林水産大臣が許可する大型漁船による漁業ではさんま棒受け網漁業にしか許可されていない。サンマのTACは、資源量に照らし低く設定されたABC（2007年は80万トン）をさらに大きく下回る30万トン前後にずっと抑えられてきた。資源の有効な利活用がなされていない。

資料30：さんま漁業（さんま棒受け網漁業）に関する政省令

漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（抜粋）

（昭和三十八年一月二十二日政令第六号）

1 漁業法第五十二条第一項の政令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

十一 北太平洋さんま漁業 北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受け網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（抜粋）

（昭和三十八年一月二十二日農林省令第五号）

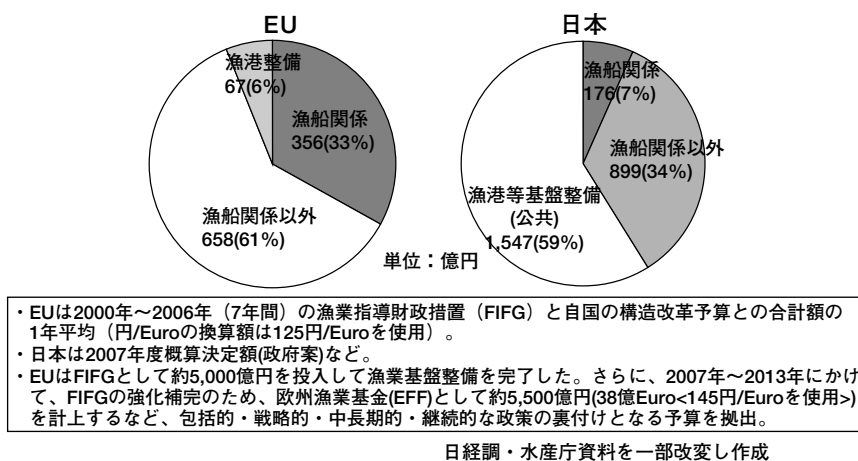
（さんま漁業の禁止）

第百条 北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業（北太平洋さんま漁業を除く。）を営んではならない。

日本の硬直した水産予算

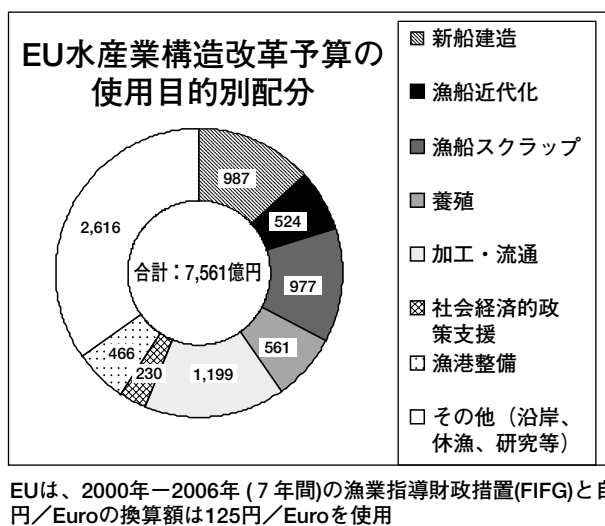
資料 31：

EU と日本の水産予算の比較



EUと日本の水産予算の内訳を比較すると、EUではわずか6%のウエイトしかない漁港整備等の公共土木事業に、日本は60%の1500億円も拠出している。水産業の構造改革のため水産予算の大胆かつ弾力的な組み替えを断行すべきである。

資料 32：

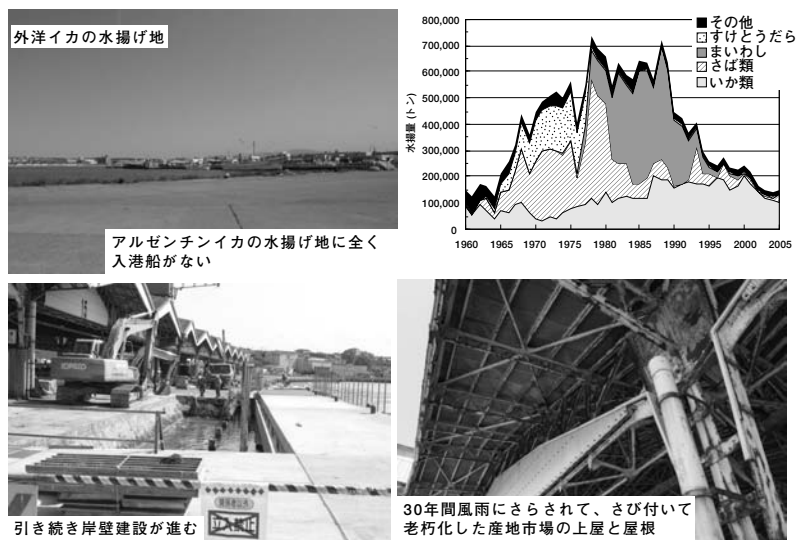


資料：第3回高木委員会

EUでは、2000年から7年間の水産業構造改革予算として、EU漁業指導財政措置（約5000億円）に各国の予算を合計した7500億円を拠出し、漁船のスクラップアンドビルド、漁船の休漁、離職者等への社会経済的支援、加工流通機構の改革などをパッケージとした戦略的な中長期政策を実行した。さらに、2007年からは構造改革の補完強化のため、欧州漁業基金として7年間で5500億円の予算化が決定された。

資料33：

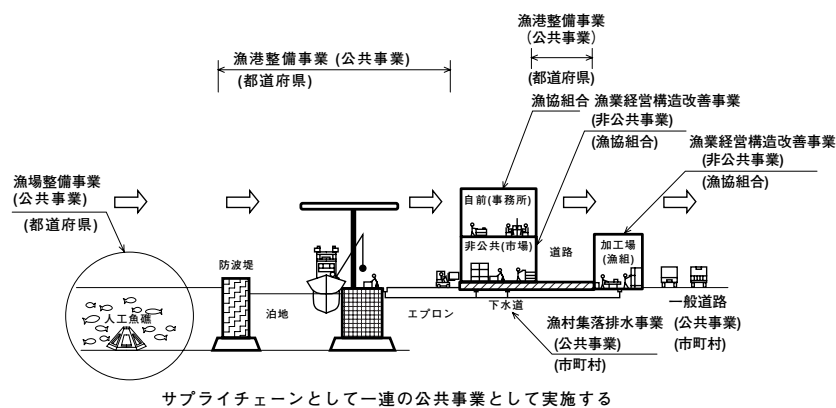
最近の八戸漁港の様子（2006年5月）と水揚げ量の推移



資料：第4回高木委員会

外洋イカの水揚げ地は、埋め立て造成されたが、遠洋漁業の衰退とともに漁船の入港は激減し、現在ほとんど使われていない。その一方で、漁業者がその必要性に疑問をもつ岸壁の拡幅工事が進められている。工事現場の横には、30年間も風雨にさらされボロボロにさび付き、カモメや小動物が出入りする開放型の産地市場があり、漁業関係者はこちらを直して欲しいという。この市場で、消費者への食の安全・安心が確保できるのだろうか。水産業改革には、公共事業と非公共事業、事業主体の垣根を越えた弾力的な予算執行が不可欠である。

資料34：縦割り行政の弊害



	平成19年度予算（国費）	公共	非公共	備考
1	漁港整備事業	98,425		漁港と一体となった漁場整備を含む
2	漁場整備事業	9,742		
3	水産資源環境整備事業	13,363		うち10,000百万円は林野庁移管の森づくり事業
4	漁村総合整備事業	15,894		下水道整備
5	経営構造改善及び漁村関係事業		8,762	旧沿構等
6	流通加工関係事業		2,072	

単位：百万円

資料：日経調高木委員会調べ

公共事業と非公共事業、都道府県や市町村等の事業主体などの垣根を越えて、総合的かつ包括的に事業が行えるよう予算配分や執行の仕組みに弾力的に変更する。

遅れた日本の漁業管理と水産行政

資料 35：

水産資源の共有財産を定めている法的規定の例

国連海洋法条約：第 1 部（前文）
 ・・・・国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下並びにその資源が人類の
 共同の財産（as well as its resources, are the common heritage of mankind）
 であり、・・・

海洋基本法(平成19年法律第33号)：第7条(海洋に関する国際的協調)
 海洋が人類共通の財産であり、・・・

EU 共通漁業政策：序論
 ・・・・漁業資源はわれわれの共有財産の一部である（Fish resources are part of our
 common heritage）。

アイスランド漁業管理法：第 1 章 第 1 条
 開発可能な海洋資源（marine stocks）は、アイスランド国の共通所有物
 （the common property of the Icelandic nation）である。

ブラジル憲法：第20条
 大陸棚及び排他的経済水域の天然資源は連邦政府の資産。

米国（NOAA Statement）
 天然資源は、公共信託主義（public trust doctrine）に基づく公共資産で、
 個人の所有によるものではなく（incapable of private ownership）、政府は
 被信託者として、その管理の権限と責任を有している。

平成 19 年 4 月 20 日に成立した海洋基本法が、この 7 月（海の記念日）に施行された。海洋基本法の第 7 条には、海洋政策の基本理念の一つとして、国連海洋法条約等に基づく「海洋に関する国際的協調」が定められ、「海洋が人類共通の財産」とであると、日本においても法律で明文化された。水産庁も資源管理のホームページの中で、「海の魚は誰のものでもない（無主物）ことから、昔から親の仇と魚は見ついたら獲れ!」と書かれている一方で、「魚は石油や石炭などの鉱物資源と違って、上手に利用すれば持続的に利用できる再生可能な資源です。このようなことから、望ましい水準に資源を維持・回復させるための取組みが資源管理です」と資源管理の重要性を認識しているのである。

なお、世界各国の水産資源所有権の法的規定は別添 1 を参照。

資料 36：

主要国における漁業管理制度の概要

	TAC 設定	TAC 管理手法		
		IQ 方式	ITQ 方式	オリンピック方式
アイスランド	●		●	
ノルウェー	●		●	
イギリス	●	●		
スペイン	●	●		
ニュージーランド	●		●	
オーストラリア	●		●	
アメリカ	●		●	
日本	●			●

- ・TAC（Total Allowable Catch:漁獲可能量）魚種毎に漁獲できる総量を定めることにより資源の維持または回復を図ろうとするもの。この総量は、その年の資源量によって毎年変更される。
- ・IQ方式（Individual Quota:個別割当方式）TACを漁業者、漁業団体又は漁船ごとに配分し、分与する方式。
- ・ITQ方式（Individual Transferable Quota:譲渡可能個別割当方式）IQ方式のうち、分与された該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式。
- ・オリンピック方式 自由競争の中で関係漁業者の漁獲を認め、漁獲量がTACに達した時点で採捕を停止させる方式。
- ・ノルウェーではIVQ方式(Individual Vessel Quota:漁船別漁獲割当)

資料：第4回高木委員会

水産業先進国では、総漁獲可能量（TAC）制度を設定すると共に、漁獲量を漁業者または漁船に個別に割り当てる個別漁獲割当（IQ）制度もしくは割当を譲渡できる譲渡可能個別漁獲割当（ITQ）制度を導入して、水産資源の乱獲を防止し、その回復を図り、計画的な漁獲生産による水産業の建て直しを実行している。

資料37：

水産業先進国の漁業管理制度の特徴

ニュージーランド I T Q 制度

1. 年間総漁獲量を決定
2. 漁業者の漁獲実績比率に基づき各漁業者に漁獲枠を割当
3. 割当は管理水域において該当魚種の年間漁獲権を永久に付与
4. 定められた範囲内で自由に売買、賃借が可能（一種の財産権融資の担保）
5. 漁業資源は国民の共有からレント料(課徴金)として水揚げ金額の約15%

アイスランド I V Q 制度

1. 漁獲可能量を決定
2. 漁船毎の恒久的比例配分に基づき重量建てで年間漁獲枠を割当
3. 一定の条件に従って譲渡可能
4. 科学的根拠に基づく資源管理の徹底、取締り・罰金などの強化
5. 天然資源を利用する権利から資源使用料として控除後年間売上高の38%

資料：第4回高木委員会

自国の水産資源は、国民もしくは国の共有物であるという考えから、漁業者は水産資源の漁獲という特別な権利が国から与えられる。漁業者は、その特別な権利に対して水揚げ金額の一部を資源評価や管理などのために国民（国）に戻している。

資料38：

日本／ノルウェー水産業経営比較

漁業白書/漁業動態統計年報、ノルウェー大使館/SVP Nordic調べ

2002年	A 日本	B ノルウェー	A/B
生産数量（千トン）	5,880	3,409	1.72
生産金額（億円）	17,189	2,660	6.46
就業人口（万人）	24.3	1.4	17.36
65才以上比率（%）	34.9	12.6	2.77
漁船数（万隻）	23.1	1.2	19.25
20トン未満（%）	99.2	95.0	1.04
漁港数	2,931	* 500	5.86
漁業協同組合数	1,480	* 6	246.67

生産コスト（万円/トン）	29（万円/トン）	7.8（万円/トン）	3.72
一隻当りの生産量（トン/隻）	25（トン/隻）	284（トン/隻）	0.09
一人当りの生産金額（万円/人）	707（万円/人）	1,900（万円/人）	0.37

*：漁港数＝Fiskemottakere (Fish receiving posts)
漁業協同組合数＝Fiskesalgslag (Fish sales cooperations)

資料：第3回高木委員会

日本とノルウェーとの漁業の生産性を比較すると、日本は1隻あたりの生産量は10分の1しかない。また、1人あたりの生産金額では、ノルウェーの3分の1程度で、しかも生産コストは4倍近くかかっている。資源量に見合った適切な漁船数や経営規模に対する抜本的なスクラップアンドビルドの検討が必要である。

資料 39：

主要国の養殖比較

2005年（推定） 鮭鱒養殖生産のパフォーマンス

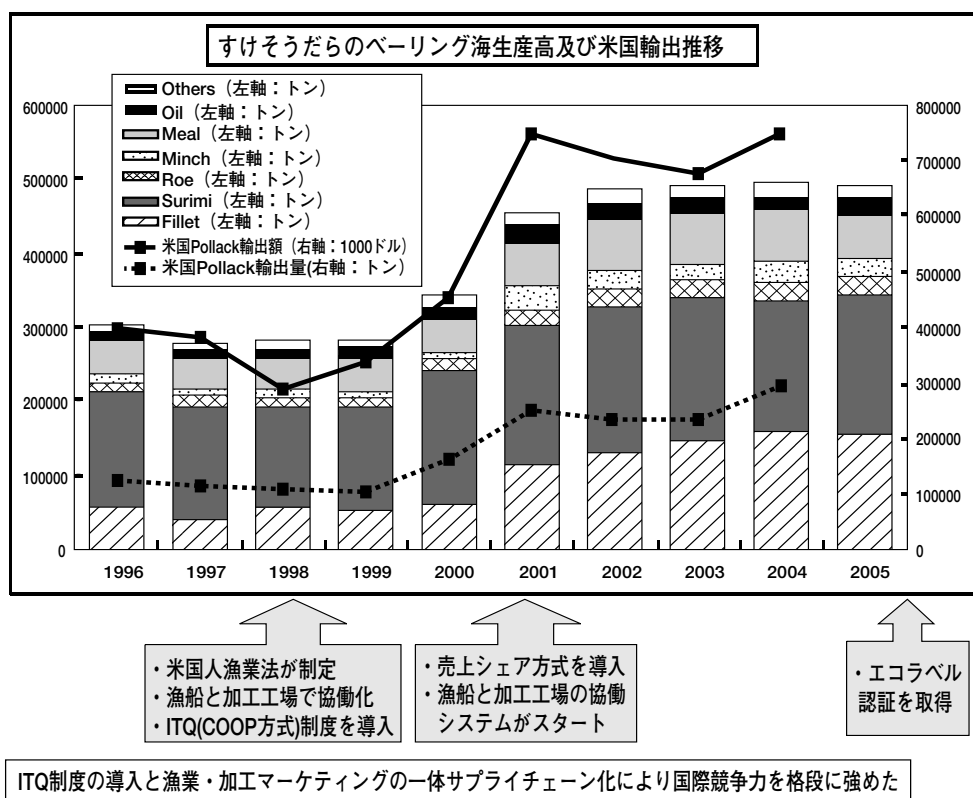
	チリ	ノルウェー	日本
生産量（トン）	601,000	602,000	13,000
経営体数	45	210	80
経営体当り生産量（トン）	13,355.6	2,866.7	162.5
生産金額（百万ドル）	1,721.0	1,957.0	44.6
経営体当り生産金額（百万ドル）	38.2	9.3	0.6
経営体当り生産金額（百万円）	4,283.4	1,043.7	62.4
生簀数	11,200	8,027	242
鮭鱒単価（US\$/kg）	2.86	3.25	3.43

資料：第2回高木委員会（一部改変）

世界のサケマス養殖業の生産性の比較をみると、日本の1経営体当りの養殖生産性は15～70分の1と圧倒的に低いのが現状だ。特に、経営体当たり生産量や生産金額の差は明らかで、海外と国際競争ができる環境整備が必要である。

資料 40：

米国のスケトウダラ漁業の回復



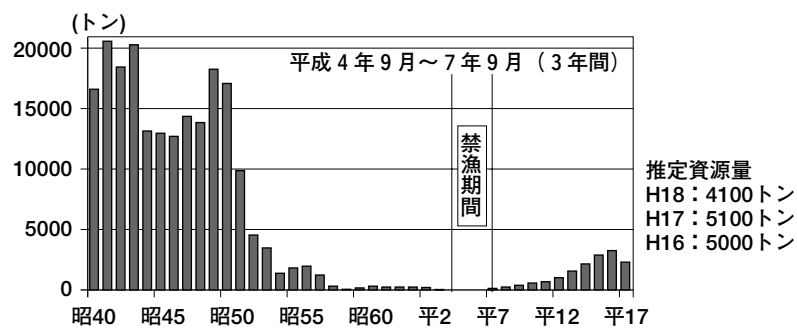
データ：NMFS & Fish Stat

資料：第2回高木委員会（一部改変）

米国は1998年の漁業法の改正により、自国漁業の保護と譲渡可能個別漁獲割当（ITQ）制度の導入を行った。これにより、漁業者と加工者の協働化が進み、スケソウ製品の生産量が増大し、フィレ製品など付加価値の向上とともに輸出量、輸出額が倍増した。資源回復と輸出増加により水産業が好転した例である。

資料41：

秋田県ハタハタ漁獲量の推移



- ・昭和40年代は毎年1万トン以上の漁獲があったが、昭和51年以降急激に減少した。
- ・解禁以降の漁獲量は、順調に増加してきたが、17年には初めて前年度を下回った。

秋田県庁HP「平成18年第1回ハタハタ資源対策協議会資料」を一部改変

わが国の多くの水産資源の状態が悪化し続けている。もはや過剰となった漁獲努力量を、実質的な漁船のスクラップ・アンド・ビルド（減船・休漁・近代化）により抑制していくしかない。わが国においては、かつて消えかかったハタハタの資源を、漁業の禁漁という方策で回復させた秋田県の事例がある。

資料42：日本の漁業に関連する主な世界の地域漁業管理機関

Ⅱ-1 主な地域漁業管理機関における便宜置籍漁船等非加盟国対策

名称	対象水域・魚種	非加盟国・地域 (協力的非加盟国を除く)	主な対策	
			貿易関連措置	その他
大西洋まぐろ類 保存国際委員会 (ICCAT)	大西洋全域 (含む地中海) 高度回遊性魚種 (カツオ、マグロ、カジキ類)	シンガポール、インドネシア等	① 便宜置籍漁船等の活動がみられる2か国(ボリビア、グルジア)からの大西洋メバチの輸入禁止 ② クロマグロ、メバチ、メカジキ統計証明制度 ③ 正規許可船リストに非掲載の漁船による漁獲物を国際取引から排除 ④ 養殖クロマグロについて、正規養殖場リストに非掲載の養殖場の産品を国際取引から排除	① 協力的非加盟国の認定制度 ② 違反操業を行っている非加盟国からの転載・陸揚禁止勧告 ③ 養殖場に供するためのクロマグロを漁獲する船の登録制度
全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)	東部太平洋 高度回遊性魚種 (カツオ、マグロ、カジキ類)	ペリリーズ、コロンビア等	① メバチ統計証明制度 ② 正規許可船リストに非掲載の漁船による漁獲物を国際取引から排除	① 違反操業によって獲られた漁獲物の陸揚・転載禁止決議 ② 協力的非加盟国の認定制度
みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)	全回遊水域 (南半球中高緯度海域) ミナミマグロ	インドネシア、ペリリーズ、中国等	① ミナミマグロ統計証明制度 ② 主要非加盟国・地域の早期加盟・協力に向けての行動計画及び同計画に基づく非協力的非加盟国の特定 ③ 正規許可船リストに非掲載の漁船による漁獲物を国際取引から排除	① 便宜置籍漁船の活動抑止に関する決議 ② 協力的非加盟国の認定制度 ③ 協力的非加盟国の漁獲量配分枠決定
インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)	インド洋 高度回遊性魚種 (カツオ、マグロ、カジキ類)	ホンジュラス、台湾等	① メバチ統計証明制度 ② 正規許可船リストに非掲載の漁船による漁獲物を国際取引から排除	① 非加盟国に対するメバチを対象とした漁獲努力量削減要請決議 ② 協力的非加盟国の認定制度
南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)	南極周辺 全海洋生物 (オキアミ、マジェランアイナメ(メロ)等)	グルジア、赤道ギニア、トーゴ、ホンジュラス等	① メロ漁獲証明制度 ② メロIUU漁船リストを作成し、これら漁船の漁獲物を国際取引から排除	① 船舶監視システム(VMS)の搭載(オキアミ操業船を除く) ② 入港時の検査 ③ 非加盟国・地域のメロ操業の保存管理措置の遵守の協力要請及びIUU操業撲滅決議
国際捕鯨委員会 (IWC)	全世界の海面 大型鯨類 (ミンククジラ、ニタリクジラ、マッコウクジラ、コククジラ、ナガスクジラ等)	カナダ、インドネシア、フィリピン等	非加盟国により捕獲された鯨肉の輸入禁止に関する決議	
中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)	中西部太平洋 高度回遊性魚種 (カツオ、マグロ、カジキ類)	インドネシア、ペリリーズ、ベトナム等	IUU漁船リストを作成し、これら漁船の漁獲物を国際取引から排除	① 正規許可船登録制度 ② 協力的非加盟国の認定制度

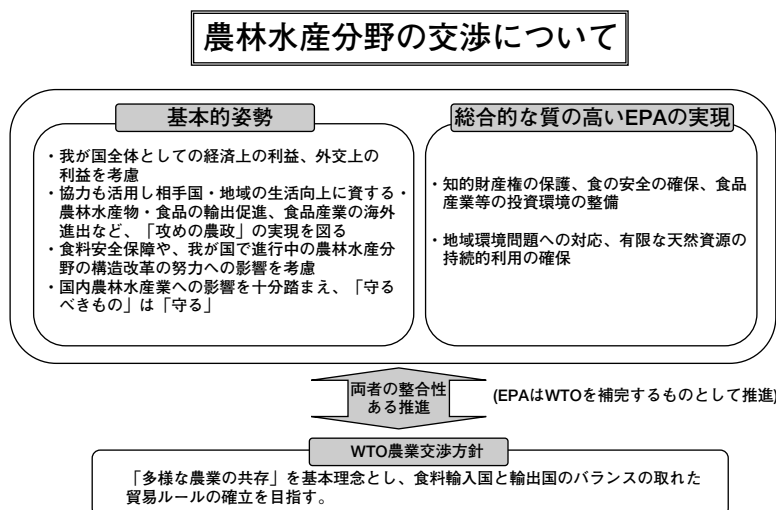
資料：水産庁

- 注：1) 「非加盟国・地域」とは、対象水域において操業を行っている主な条約非加盟国等である。
2) ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas
3) IATTC : Inter-American Tropical Tuna Commission
4) CCSBT : Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna
5) IOTC : Indian Ocean Tuna Commission
6) CCAMLR : Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources
7) IWC : International Whaling Commission
8) WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

資料：平成18年度 水産の動向（水産白書）

わが国は捕鯨やFAOなどでの国際交渉では科学的根拠の尊重と資源の持続的利用の原則を唱えている。一方で、国内資源の管理ではTACがABCを超過し、多くの国内資源が悪化ないし乱獲状態にある。このような科学の軽視と資源の乱獲は、水産行政の資源に対する二重基準（ダブルスタンダード）であり、水産外交が進展しないか後退するおそれがある。

資料43：EPA(経済連携)・FTA(自由貿易協定)交渉における農林水産省の基本的姿勢

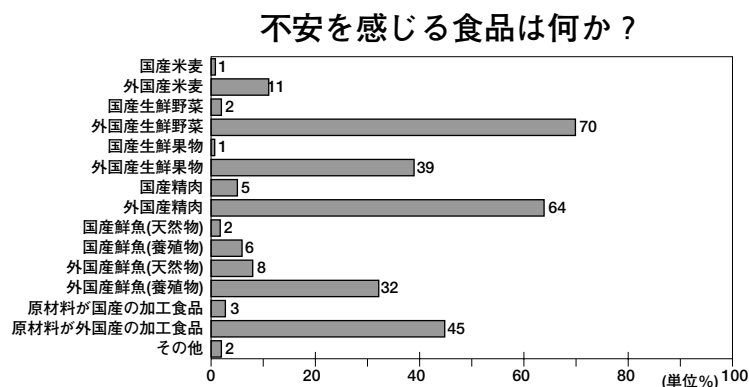


資料：農林水産省HPより

科学的根拠に基づく資源の持続的利用を新しい水産外交の原則とし、安全・安心な水産物の持続的な輸入の確保、日本漁船の外国入域による水産物の確保、水産物の輸出振興を新しい水産外交の柱とする。これは農林水産省の基本的姿勢とも一致している。

旧態なまま多様化する水産物流通

資料44：



- ・外国産の食品（野菜、精肉、加工食品、果実、鮮魚）に不安
- ・水産物では、外国産鮮魚（養殖物）への不安が32%と高い
- ・約9割の消費者が国産品を購入しようと意識

(H16年度食料品消費モニター調査結果など：農水省ホームページより)

雪印、不二家、ミートホープ、中国産などの食品に関係する事件で明らかのように、日本の消費者（国民）は食の安全・安心に対して極めて高い関心を持っている。安全・安心な食品を、いかに消費者に提供するかが、水産物の生産、加工、流通、販売の各段階に関係する者の大きな課題であり、一貫した協動的な供給体制の確立のため、国際的にも通用する水産資源の持続性、水産物の衛生・品質管理を保証する標準基準の制定が必要である。

資料 45：

○水産エコラベリング

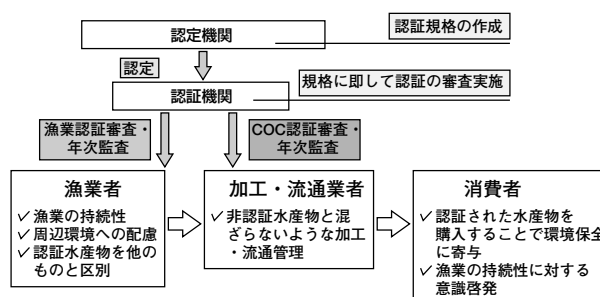
○平成17年にFAO(国連食糧農業機関)がガイドラインを採択。欧米では導入が開始されているところ。

1. エコラベリングとは

持続可能な漁業で得られた漁獲物を消費者が選択的に消費できるように、製品に表示を行うシステム。

2. FAOガイドラインの概要

FAOは右のような第三者認証システムを提唱。



資料：第11回高木委員会

欧米諸国では水産資源の持続性、漁業の環境への影響、漁業の管理システム、生産加工流通過程の管理、ルール遵守と情報開示を原則的な基準としたエコラベルの検討、導入の動きが急速に進んでいる。エコラベルは流通の円滑化をもたらすだけでなく、消費者に資源や環境の状態などに関する情報を提供する。また、水産物の輸出に際しても国際信用から重要である。

資料 46：MSC（海洋管理協議会）のエコラベル認証を取得した国内企業の例

認証を受けた国内サプライヤー

国内MSC CoC認証取得企業（認証取得順、掲載希望企業のみ）

認証取得者	株式会社亀和商店	http://www.kamewa.co.jp/
認証魚種	アラスカ産キングサーモン、アラスカ産ギンサケ、アラスカ産ギンダラ	
問合せ先部署	仕入れ7課／TEL：03-3541-3765（代）	
認証取得者	丸市食品株式会社	http://www.maruichi.co.jp/
認証魚種	アラスカ産スケトウダラの魚卵（タラコ、明太子）	
問合せ先部署	営業部／TEL：0776-53-6100	
認証取得者	株式会社博多まるきた	http://www.agootoshi.com/
認証魚種	アラスカ産スケトウダラの魚卵（タラコ、明太子）	
問合せ先部署	営業第1部／TEL：092-883-8300	
認証取得者	東洋水産株式会社	http://www.maruchan.co.jp/
認証魚種	アラスカ産サーモンの魚卵（イクラ、スジコ）	
問合せ先部署	水産食品本部 品質管理課／TEL：03-3458-5175	
認証取得者	トライデント・シーフード・アジア・インク・日本支社	http://www.tridentseafoods.com/
認証魚種	アラスカ産サーモン、アラスカ産スケトウダラの魚卵（明太子）	
問合せ先部署	加工製品部／TEL：03-3537-7600	
認証取得者	イオン株式会社	http://www.aeon.info/
認証魚種	アラスカ産サーモン、アラスカ産スケトウダラの魚卵（明太子）	
問合せ先部署	お客様サービス部／TEL：043-212-6110	

他4社（2007年6月26日現在）

資料：WWF（World Wide Fund for Nature）Japanホームページ

エコラベル認証は、外国機関（MSC）では既に導入されている。日本でも大手量販店をはじめ民間企業がMSCの認証を取得する例が増加している。これらの認証は、流通の円滑化だけでなく、消費者に食品の選択や資源・漁業の持続性に関する情報を提供する。

資料47：

農業・食料関連産業の国内生産額（実数）

（単位：億円）

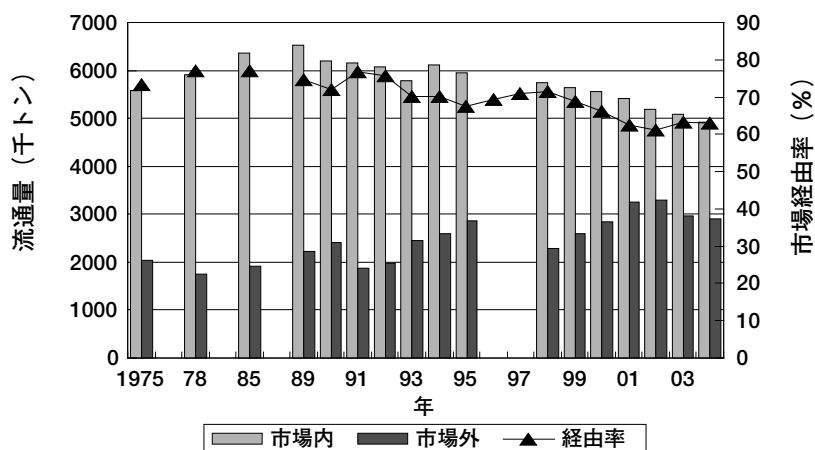
		農業・食料関連産業	農業	漁業	食品工業	飲食店	流通業	その他
昭和45	1970	254462	50820	9632	103511	27017	43945	19537
50	75	525785	98661	18597	201990	71213	92801	42523
55	80	759737	115823	27148	293769	117229	141492	64246
60	85	910781	134094	29361	343481	152385	185437	66023
平成2	90	1014084	130183	27608	380519	182732	227465	65577
7	95	1130802	118246	22974	383337	228949	302626	74670
12	00	1066193	101190	19271	372959	229633	279751	63389
13	01	1044010	98890	18053	362303	219334	284446	60984
14	02	1032741	98566	17546	358607	218644	283519	55859
15	03	1017371	97449	16105	355668	209619	284863	53667

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算（平成15年度）」（平成18年2月）

漁業の国内生産額はピーク時の3兆円（全産業のシェア0.6％）から年々減少し、今や1.6兆円と半減し、シェアも0.2％と落ち込んでしまった。食料関連産業の国内生産額は、25兆円（1970年）から、食品工業（3.5倍）、流通業（6倍）、外食産業（飲食店）（8倍）の成長が著しく、現在では100兆円となり4倍の増大をしているのと、極めて対照的である。国民への食料安全保障の役目を果たすには、あまりにも小さい産業となってしまった。

資料48：

水産物流通量の推移

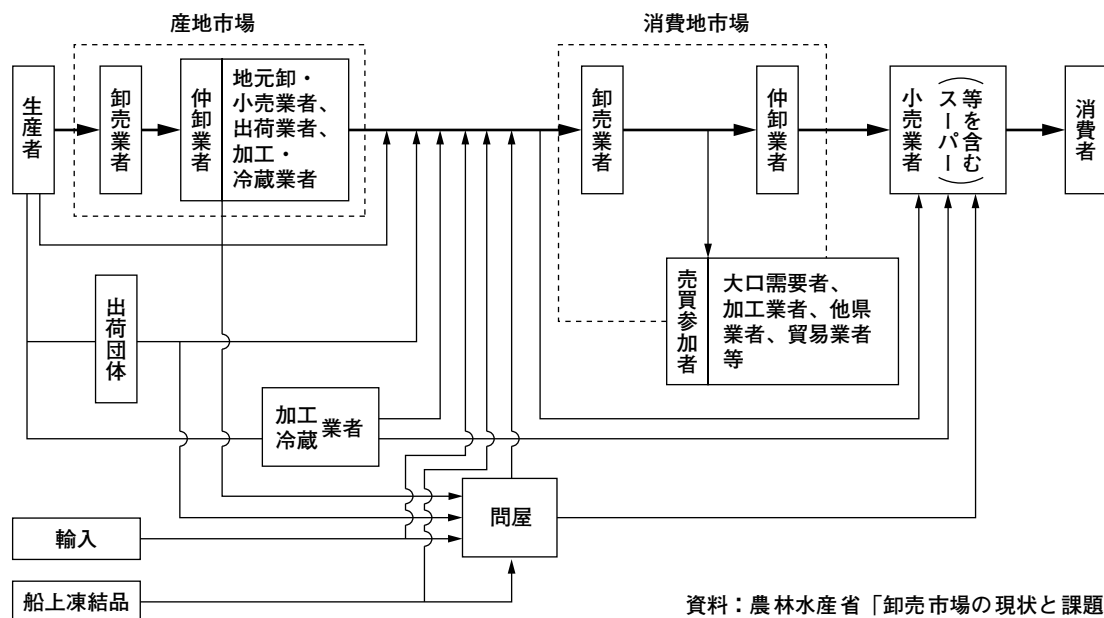


資料：農林水産省「卸売市場データ集」等

市場外の水産物流通量が、ここ30年間で5割も増大している。水産物流通経路の多元化が進み、水産物卸売市場での扱いが減少しており、その経由率は80％近くから60％にまで低下している。

資料49：多様化する水産物流の経路

水産物の流通経路



卸売市場を経由しない水産物の扱いが増加している。多様な流通経路の実態調査とともに、「水産物評価基準」などの標準共通ルールを導入して、生産・加工・流通・販売・消費の各段階でIT活用などにより、情報の相互共有と国民への提供を行うべきである。

資料50：不正ないし違法に漁獲された水産物の取扱いについて

卸売市場法（抜粋）

（昭和四十六年四月三日法律第三十五号）

（売買取引の原則）

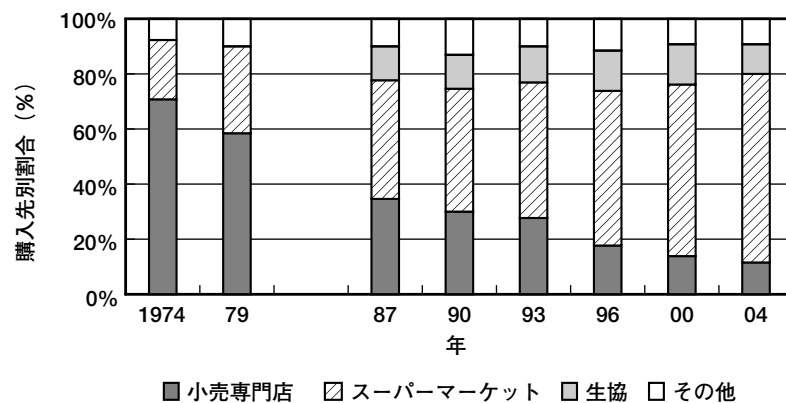
第六十一条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第六十一条の二 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

資料51：

消費者の鮮魚購入先別割合の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」等

日本の消費者が、さかな（生鮮魚介類）をどこで買うかが大きく変化してしまった。魚屋（小売専門店）で買う人が、70％からわずか10％になり、今は、80％の消費者がスーパーマーケットや生協でさかなを買っている。

資料52：土・日曜日及び休日における食料支出の平日に対する割合

土曜日、日曜日及び休日における1世帯当たりの品目別食料支出の
平日に対する割合（総務省全国消費動向調査による）

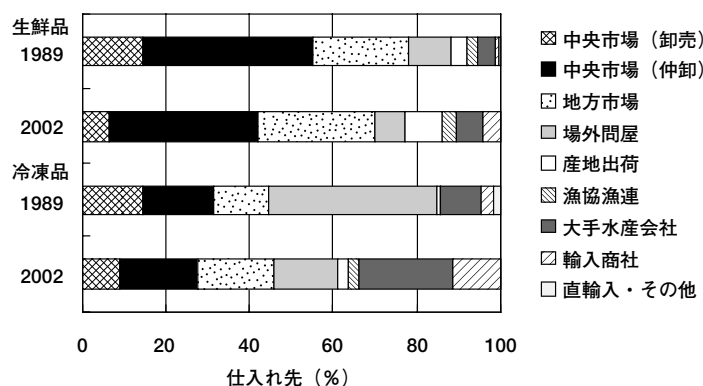
（平日平均を1とする）

年	1989	1994	1999	2004
全消費支出	1.16	1.18	1.19	1.17
食料支出	1.14	1.20	1.23	1.22
魚介類支出(家庭内)	1.05	1.07	1.08	1.07
うち生鮮魚介類	1.06	1.09	1.10	1.10
肉類支出(家庭内)	1.14	1.16	1.15	1.16
野菜・海藻支出(家庭内)	0.99	1.01	1.02	1.02
酒類支出(家庭内)	1.04	1.42	1.49	1.42
外食支出	1.81	1.95	1.92	1.86

総務省の調査では、外食支出が週末に平日の約2倍に高まることから、水産物の需要が拡大するとみられる。観光地を含み、市場も日曜日に開き、観光客や消費者に新鮮なさかなを提供し、サービスに努める。漁業者も、こうした消費の動きに柔軟に対応することが必要だ。

資料：53

量販店の水産物（生鮮・冷凍）仕入れ先別構成の推移



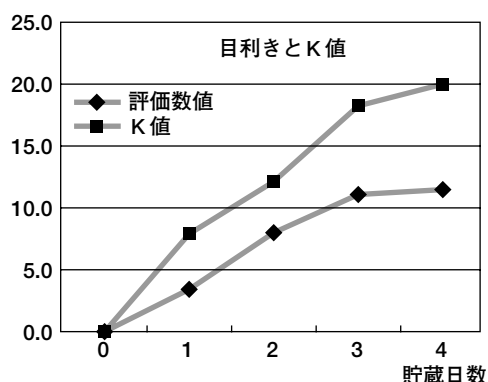
資料：(社) 食品需給研究センター報告書 (農林水産省「卸売市場データ集」等より)

量販店（スーパーマーケット）における水産物の仕入れ先をみると、生鮮品はいくらか減少はあるが、中央・地方の卸売市場が中心となっている。一方、冷凍品は、生鮮品とちがい大きく変化し、場外問屋の扱いが大幅に減少し、中央・地方の卸売市場と大手水産会社や輸入商社などの市場外流通が拮抗している。

資料54：

【科学的な根拠に基づく鮮度】

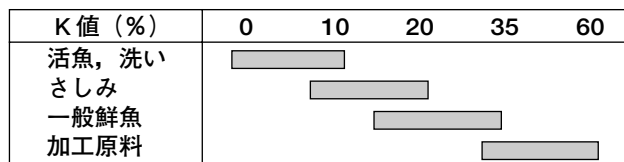
- ・ 鮮度目利きの標準化
- ・ 鮮度に対する意識の改革



資料：第9回高木委員会資料(イオン(株)南谷和彦氏より提供)を改変

K値の目安

さしみ 20 (%) 以下
煮・焼 40 (%) 以下
初期腐敗 60 (%) 以上



魚類の鮮度指標K値の定義 (渡辺, 2002)

資料：東海大学紀要海洋学部2006 Vol.4 No.2「魚介類の死後硬直と鮮度(K値)の変化」(小関ほか)

わが国には、水産物についての生産・加工・流通・販売・消費に一貫した客観的で科学的な共通ルールとなる品質基準がない。簡便な測定機で計測できる鮮度や脂肪含有量などの品質情報を、資源や漁業についての持続性情報とともに客観化した「水産物基礎情報」として速やかに導入すべきである。

資料55：流通関係者からの漁業者（生産者）側への要望（高木委員会聞き取り調査）

（情報）

- ・日本では水産物に関する管理・販売基準が共有できていない。現状ではユーザーに対しての情報提供が限られており、他の産業と比較してみると固定化。
- ・水産物の供給、コストを安定させていくには、漁獲供給側（漁業者）も取引品目と供給方法をユーザーと直接やりとりする環境整備を進めることが必要である。
- ・皆が知っている魚種で、カレンダーとマップを組み合わせた消費に関する情報開示をすることは効果が期待できる。漁獲供給側（漁業者）からの情報発信をもっともっとやるべき。
- ・沿岸では、美味しくて安い魚があるが、この情報が末端まで届かない。船や沖の情報があれば更に良い。
- ・漁師は、相場が上がるかもしれないと考え、ギリギリまで情報を出さないが、情報の駆け引きというのはもう古い昔の話。全体情報を把握した中で相場形成されていくことが望ましい。
- ・水産物の流通コストで、一番不透明なのは、産地市場の浜値の形成のところ。
- ・買い手の需要（デマンド）に合わせた品揃え（アソート）を、これまで荷受け機能として市場がやってきたことを、産地にもたせる。

（閉鎖性）

- ・閉鎖性の積極的な払拭が、生産、消費拡大に向けての糸口。業務用水産物では、国内の漁協、産地と直接取引した例は非常に少ない。
- ・生産者の古い体質を変えること。話を聞いて判っているようでも、その基本的考え方や行動は変わっていない。その為には、強いリーダーシップ、思い切った改革が必要。
- ・水産業界は、変な規制、おきてが多すぎ。未だに閉鎖的な世界である。競争原理に基づく生産から流通までの仕組みとそこに必要な支援を加えることが必要。
- ・中央卸売市場の荷受けは自分たちのマーケットを守るために、消費者においしいものを届けるために、国際化したが、日本の漁業との結びつきが薄かった。
- ・さかなの世界は、俺が俺がの暗黙知の世界。意識改革、組織改革を進めることが必要。その道具として、IT活用によるコンピューターの形式知の世界、見える化が有効だ。

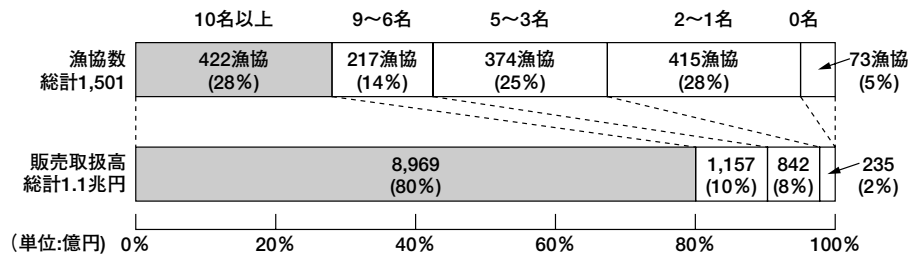
（合理化・効率化）

- ・漁協がいくつかまとまれば、継続的安定供給が可能。市場の数が適正かどうか、漁業者の数が適正かどうかは、技術や交通機能が発達する中で淘汰・集約される。
- ・世界の水産業は近代化して、効率化して、輸出産業として沿岸でも工場をやっている。大型の資本が入っているが、日本の漁協を見ると寂しい。
- ・漁業者の整理が必要で、会社組織として沿岸にもっと資本が入っても良い。株式会社が無い。
- ・生産者も小規模な所が多いが、競争の為にはある程度まとまるべき。商売として漁業をやっていくつもりの人は、集団となってやっていくべき。
- ・販売費を入れて、養殖では2割、漁業では3割の利益を出す計画目標でやらないと、沿岸漁業を含め、産業として成り立たない。そうした努力も漁業者はしていない。
- ・獲れた時の鮮度が最も良い。その鮮度をできるだけ保ったまま、コストを下げて、消費者に届ける仕組みを再構築する。それをより確かにするために、資源管理、漁獲管理を厳密に行っていく。
- ・日曜、祭日も地物のセリをしている。スーパーは日曜日に一番売りがよいので喜んでいる。漁師も、収入のチャンスが増えるので喜んでいる。
- ・土、日こそ得意先が忙しい。特に「晴れの日」対策を充実させる。
- ・漁船は休む勇気が要る。
- ・禁漁は、資源の枯渇化を防ぐ為には必要である。禁漁期間は国が補償することも必要だ。
- ・資源は有限で、国民的合意をとって、漁業者に資源を守らせることが大事。資源は共有の財産。

漁業協同組合の実態

資料 56：漁業協同組合の規模（職員数）別販売取扱高

■ 漁協の規模(職員数)別 販売取扱高



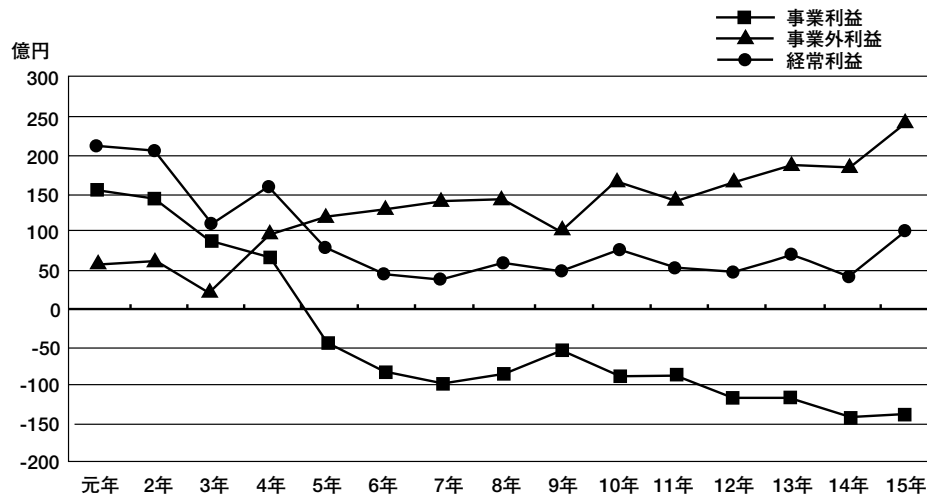
(資料：全漁連調べ)

資料：第7回高木委員会

漁協の規模別販売取扱高をみると、全体の約3割に当たる職員数10名以上の漁協が、8割の販売事業の売上げをあげている。逆に言えば、7割を占める10名未満の小規模な漁協が存続してきたことについて精査が必要である。

資料 57：

■ 漁協全体の事業利益、事業外利益、経常利益の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

- ・1漁協あたりの事業利益は1千万円の赤字、経常利益は650万円の黒字

資料：第7回高木委員会

漁協全体の事業利益、事業外利益、経常利益の推移を見ると、漁協本来の購買、販売、信用などの経済事業の利益は年々減少する一方で、年々増加する事業外利益が補い、経常利益が微増で推移している。この漁協の経営を存続させている事業外利益の実態が不透明である。

資料58：沿岸漁業への異業種産業からの新規参入を阻まれた例（現地での聞き取り）

長崎県の建設会社が養殖業に乗り出そうとした時に、海面利用の調整がつかなかった。そこで、陸上のアワビ養殖を、建物を海のそばに建設して開始した。その時、アワビ養殖のえさになるワカメを海で育てたいと地元の漁業協同組合に申し出たが、同意が得られなかった。島の離れた場所で同意が得られたので、ワカメをそこで育てて、養殖場まで車で運んでいる。運搬コストがかさんでいる。

また、養殖場で海水をくみ上げ、アワビの水槽にかけ流しにしている。その排水を堤防脇の側溝に流そうとしたが、側溝は「堤防をあふれた水が流れるための側溝」であり、排水を流してはいけないと行政指導された。そこで、簡易浄水施設を別途つくり、別管で海に戻している。

なお、この建設会社は、ワカメを用いたそばを作り、島の名産づくりにも挑戦している。公共事業が減少するなか、海の幸をつかった島の地域産業振興に取り組んでいるものの、さまざまな規制が多く、費用もかかり苦労している。建設本業も悪化の一途であり、このままでは地域経済の崩壊が懸念されている。

（高木委員会オプザーバー米田雅子氏からの情報提供）

なお、定置網（定置漁業）及び養殖業（区画漁業）への新規参入における課題は別添2を参照。

別添1 資料35：世界各国の水産資源所有権の法的規定

国名・地域	規定内容	原語又は英文表現	出典
USA (米国)	天然資源は、公共信託主義 (Public Trust Doctrine) に基づく公共資産で、個人の所有によるものではなく、政府は被信託者としてその管理の権限と責任を有しているとされている。	The public trust doctrine is a principle of common law that reflects certain political and cultural concepts pertaining to natural resources. Based first on Roman law and then on English common law, the principle asserts that certain resources, such as the air and the water in rivers and oceans, are incapable of private ownership and control. Fish swimming freely in rivers and oceans, by extension, are included in the principle. The government, as trustee, has continuing authority and responsibility for stewardship of the natural resource held in trust for the public.	Programmatic Supplemental Environmental Impact Statement for Alaska Groundfish Fisheries by National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA), U.S. Department of Commerce (USDC)
EU (欧州連合)	水産資源は自然の再生・移動可能な資源であり、その再生産と移動は制御できないことから、共有財産とされている。	Fish resources are a natural, renewable and mobile resource whose reproduction and movements are beyond our control. Because fish are a natural and mobile resource they are considered as common property.	About the EU Common Fisheries Policy : Managing common resources
Norway (ノルウェー)	水産資源は国家経済が拠り所としている天然基盤の重要なものであり、その健全な資源管理は富の創造の継続的成長のための前提条件であるとしており、水産資源は重要な国家財産とされている。なお、その恩恵の分配には政治的決定が必要とされている。	Since the fish resources are a valuable national asset, distribution of the benefits must necessarily be a matter of political resolution.	Perspectives on the development of the Norwegian fisheries industry (1997-1998) by the Royal Norwegian Ministry of Fisheries.
Iceland (アイスランド)	アイスランド漁場における開発可能な海洋資源はアイスランドの共通資産とされている。(ITQシステムの導入を決定した1990年漁業管理法冒頭第一章第一条に規定)	The exploitable marine stocks of the Icelandic fishing banks are the common property of the Icelandic nation.	The Fisheries Management Act No.38 of 15th May, 1990 by the Ministry of Fisheries. (漁業管理法)
New Zealand (ニュージーランド)	水産資源は全て国家 (Crown) に所属しクオータ管理制度によりクオータ所有者へITQとして配分されている。なお、未配分のクオータについては国家が所有するとされている。また、水産資源の所有権に関する文章での法律上の規定はない。	There is no specific definition of Marine resources described in law but it is considered that all marine resources are belonging to the Crown.	
Peru (ペルー)	領海及び領土内の水産資源は国家財産とされている。	Son patrimonio de la Nacion, los recursos hidrobiológicos contenidos en aguas jurisdiccionales.	Constitution (憲法)
Brazil (ブラジル)	大陸棚及び排他的経済水域の天然資源は連邦政府の資産とされている。	Art. 20 São bens da União: V- os recursos naturais da plataforma continental e da zona econômica exclusiva.	Constitution Art.20 (憲法第20条)
Suriname (スリナム)	200海里経済水域の海底及び海中における天然資源は、生物・無生物にかかわらずその管理・保護・開発の主権はスリナム共和国が有するものとされている。	In the economic zone, the Republic of Suriname has the sovereign rights for the purpose of the exploration, the preservation and management of the natural resources, living as well as not living on the seabed and in the underground and waters lying above it.	Sea and Fishery Decree 1980 Art.4 (1980年海洋・漁業法)
Equador (エクアドル)	領海内、汽水域、河川、湖、天然及び人工の運河に存在する水産資源は国家の資産であり、その節度ある利用は国家によりその利益のため規定・規制されている。	Los recursos bioacuáticos existentes en el mar territorial, en aguas marítimas interiores, en los ríos, en los lagos o canales naturales y artificiales, son bienes nacionales cuyo racional aprovechamiento será regulado y controlado por el Estado de Acuerdo a sus intereses.	Constitution (憲法)
Philippine (フィリピン)	公共用地・水・鉱物・石油・電力・漁業・森林・動植物等全ての天然資源は国家により所有されるものとされている。なお、水産物を含む領海・排他的経済水域の海洋資源開発はフィリピン国民に限定されている。	All lands of the public domain, waters, minerals, coral, petroleum, and other mineral oils, all forces of potential energy, fisheries, forests or timber, wildlife, flora and fauna, and natural resources are owned by the State.	Constitution Section 2 Art.XII (憲法第2部第120条)
South Africa (南アフリカ)	水産資源は国家資産として考えられその永続的な活用のため、政府は適切な保護・開発政策を実施するとされている。なお、2005年には長期的な漁業権が発給された。また、水産資源の所有権に関する文章での法律上の規定はない。	There is no specific definition of Marine resources described in law but in Fishing Industry Handbook mentions that "In South Africa's fisheries policy, marine fisheries resources are defined as a national asset to be exploited on a sustainable basis."	
Namibia (ナミビア)	排他的経済水域の海洋資源の開発の主権はナミビア政府に所属するものとされている。	The exclusive economic zone, marine resources shall be subject to the sovereign rights of Namibia with their exploration and exploitation.	Sea Fisheries Act, 1992 (1992年漁業法)
Mozambique (モザンビーク)	国土の土中・地表、湖水・河川、領海、大陸棚及び排他的経済水域の天然資源は国家所有とされている。	Os recursos naturais no solo e no subsolo, nas águas interiores, no mar territorial, na plataforma continental e na zona económica exclusiva são propriedade do Estado.	Constitution Art. 98 (憲法第98条)

(今村委員資料から作成)

別添2 資料58：定置網（定置漁業）及び養殖業（区画漁業）への新規参入における課題

	定置網（定置漁業）	養殖業（区画漁業）
漁業権の種類 （漁業法第6・8条） 漁業権者 （漁業法第10・11条）	定置漁業権 漁業を営む個人又は法人	特定区画漁業権 漁業協同組合 （特定区画漁業権は県知事が漁協に免許し、漁協が組合員に免許を行使する。）
漁業権行使者 （漁業法第10・11条） 免許の優先順位 （漁業法第15～19条）	漁業を営む個人又は法人 第1位：地元地区に居住する漁民の7割以上を構成員とする漁協、漁民会社又は網組等の人格なき社团 第2位：漁業生産組合及びこれと同様の経営組織の漁民会社又は人格なき社团 第3位：普通の個人、法人	漁業協同組合の組合員 第1位：漁協自営 第2位：漁民の7割以上を構成員とする漁民会社、漁業生産組合
組合員の資格要件 （水協法第18条）	県知事が漁業者に直接免許するので必ずしも経営者が組合員である必要はない。	第3位：普通の個人、法人 （特定区画漁業権の行使は漁協の組合員であることが条件） ①組合の地区内に住所を有し、1年を通じて90日から120日までの間で定款に定める日数を超えて漁業を営む者 ②組合の地区内に住所又は事業所を有する漁業を営む漁業生産組合 ③組合の地区内に住所又は事業所を有する法人であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する船舶の合計総トン数が1500トン以下である者
新規参入の課題	①企業、資本の免許優先順位が低い。現状は、地元漁協あるいは地元漁業者の任意団体との共有免許、共同事業として漁業権を確保している。 ②免許に定める前面水域の排他的権利は認められるが、「公益適合性」の観点から大資本の単独操業や水面専用に対する地元漁民の承認は困難。現状は、地元漁協等との共同事業で運営し、利益の一部を地元に戻元している。 ③定置漁業は初期投資が大きく、地元地区内の資金では漁場の高度利用はできないが、免許優先順位を背景とした地元漁民の入漁料要求が定置網漁業の維持、発展を阻害しているケースがある。 ④免許の適格性の見直しや実績、経営能力のある者などの優先順位を上げ、事業基盤を明確にして設備投資を促せば、操業効率の向上、経営改善で雇用確保、地域経済の活性化などが期待できる。	①漁協組合員の資格要件を超える事業規模の企業は組合員になれず、特定区画漁業権の行使ができない。現状は、企業が別法人を立ち上げ、別法人が組合員資格を取得して、免許を行使している。 ②漁協統合などを契機にして、組合員の資格要件や適格性を大幅に緩和し、実績と経営能力のある経営体、企業を沿岸漁業に導入すれば、雇用の確保、漁村や地域経済の活性化につながる。

（今村委員資料より作成）

参考となる水産関連法令等

(出典) 平成18年度改訂版水産小六法(時事通信社)、電子政府の総合窓口ホームページ法令データ提供システム他

(注) アンダーラインは加筆。

資料59：(提言1) 国民共有の財産関係

海洋基本法(抜粋)

(平成一九年四月二七日法律第三三号)

(海洋に関する国際的協調)

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

漁業権の適正な管理・行使及び漁業補償問題への適切な対応について(抜粋)

(五水振第一七二七号 平成五年八月三〇日 水産庁漁政部長・振興部長)

(略)

漁業権は、一定の水面において一定の漁業を一定の期間排他的に営む権利を漁業者に認めているものであって、水面をあらゆる目的のために排他的、独占的に利用することを漁業権者に認めているものではない。このような漁業権の性格、特質について漁業関係者の間において種々の誤解が見受けられるケースもあり、ひいては一般国民から漁業権自体に対する問題の提起等を生むような事態が生じていることに留意すべきである。

公有水面埋立法(抜粋)

(大正十年四月九日法律第五十七号)

第一条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

○2 公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス

第二条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

第四条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト

六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

○2 前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

○3 都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ

為スコトヲ得ス

- 一 其ノ公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ
- 二 其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度カ損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ
- 三 其ノ埋立カ法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ

第五条 前条第三項ニ於テ公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者ト称スルハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ謂フ

- 一 法令ニ依リ公有水面占用ノ許可ヲ受ケタル者
- 二 漁業権者又ハ入漁権者
- 三 法令ニ依リ公有水面ヨリ引水ヲ為シ又ハ公有水面ニ排水ヲ為ス許可ヲ受ケタル者
- 四 慣習ニ依リ公有水面ヨリ引水ヲ為シ又ハ公有水面ニ排水ヲ為ス者

第六条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ第四条第三項ノ權利ヲ有スル者ニ對シ其ノ損害ノ補償ヲ為シ又ハ其ノ損害ノ防止ノ施設ヲ為スヘシ

○2 漁業権者及入漁権者ノ前項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クル權利ハ共同シテ之ヲ有スルモノトス

○3 第一項ノ補償又ハ施設ニ関シ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ為スコト能ハサルトキハ都道府県知事ノ裁定ヲ求ムヘシ

資料60：（提言1）ABCとTAC関係

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（抜粋）

（平成八年六月十四日法律第七十七号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための所要の措置を講ずることにより、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

（定義等）

（基本計画）

第三条 農林水産大臣は、排他的経済水域等において海洋生物資源の保存及び管理を行うため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針
- 二 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項
- 三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

（四～七 略）

ハ 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

（九～一二 略）

3 前項第三号及び第八号に掲げる事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復させることを目的として、同項第二号に掲げる事項及び他の海洋生物資源との関係等を基礎とし、特定海洋生物資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して定めるものとする。

(4～9 略)

(第四条～第七条 略)

(採捕の数量又は漁獲努力量等の公表)

第八条 農林水産大臣は、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えるおそれがあると認めるとき、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量又は漁獲努力量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

(2 略)

(助言、指導又は勧告)

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による公表をした後において、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えないようにするため必要があると認めるとき、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えないようにするため必要があると認めるときは、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(2 略)

(採捕の停止等)

第十条 農林水産大臣は、大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるとき、又は大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量が当該大臣管理努力量を超えており、若しくは超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、農林水産省令で、期間を定め、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者に対し、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る特定海洋生物資源をとることを目的とする採捕の停止その他当該特定海洋生物資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

(2 略)

(割当てによる採捕の制限)

第十一条 農林水産大臣は指定漁業等について基本計画に基づき、(中略)、採捕を行う者別に、大臣管理量又は知事管理量に係る漁獲量の限度の割当てを当該大臣管理量又は知事管理量による管理の対象となる一年の期間の開始前に行うことができる。

(2～5 略)

(協定の締結)

第十三条 大臣管理量又は大臣管理努力量に係る採捕を行う者は、当該大臣管理量又は大臣管理努力量に係る特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

(2～3 略)

(第一四条～第二一条 略)

(罰則)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(以下 略)

米国マグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理改正法（抜粋）

(2007年1月12日大統領署名)

セクション103. 地域漁業管理理事会

(b) 科学統計委員会

(1) (B) 科学統計委員会は地域漁業管理理事会に対し、生物学的許容漁獲量 (ABC)、乱獲防止対策、回復目標、管理措置に対する社会経済的影響などに関する勧告 (recommendations) を行わなければならない。

(c) 理事会の機能

(6) 理事会は、管理対象魚種に関し、科学統計委員会の勧告を超えない年間漁獲枠を設定しなければならない。

(出典) 大橋貴則 (2007 年) : 水産振興 第 473 号 (第 41 巻、第 5 号)、東京水産振興会を一部改変

資料 61 : (提言 2) 新規参入関係

規制改革推進のための第 1 次答申 (平成 19 年 5 月 30 日 規制改革会議) (抜粋)

5 地域活性化

(p. 92) ・ ・ ・ 漁業についても構造改革の推進や参入規制の緩和などについて検討することが必要と考える。

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) (抜粋)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

(漁業権の定義)

第 6 条 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。
(組合員の漁業を営む権利)

第 8 条 漁業協同組合の組合員 (漁業者又は漁業従事者であるものに限る。) であつて (中略) 規則で規定する資格に該当する者は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する当該特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利を有する。

(漁業権に基づかない定置漁業等の禁止)

第 9 条 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ、営んではならない。

(漁業の免許)

第 10 条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

(免許についての適格性)

第 14 条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(優先順位)

第 15 条 漁業の免許は、優先順位によってする。

(漁業権の性質)

第 23 条 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

(指定漁業の許可)

第 52 条 船舶により行う漁業であつて政令で定めるもの (以下「指定漁業」という。) を営もうとする者は、船舶ごとに (中略)、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

（定義）

第10条

2 この法律において、「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいい、（以下、略）。

（組合員たる資格）

第18条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

1 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が1年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民

2 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合

3 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（中略）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（中略）の合計総トン数が1500トンから3000トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの

（議決権及び選挙権）

第21条 組合員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、第18条第5項の規定による組合員（以下この章及び第4章において「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。（以下、略）

（加入制限の禁止）

第25条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

（脱退）

第26条 組合員は、60日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。（略）

漁船法（昭和25年法律第178号）（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。

資料62：（提言2）サンマ漁業関係

漁業法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号）

（指定漁業の許可）

第五十二条 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の農林水産省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ）、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（抜粋）

（昭和三十八年一月二十二日政令第六号）

1 漁業法第五十二条第一項の政令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

十一 北太平洋さんま漁業 北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（抜粋）

（昭和三十八年一月二十二日農林省令第五号）

（さんま漁業の禁止）

第百条 北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業（北太平洋さんま漁業を除く。）を営んではならない。

資料63：（提言4）水産物流通関係

卸売市場法（抜粋）

（昭和四十六年四月三日法律第三十五号）

（定義）

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

（売買取引の原則）

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第三十六条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者（中央卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について中央卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

（売買取引の原則）

第六十一条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十一条の二 開設者又は第五十八条第一項の許可を受けた者（以下この章において「卸売業者」という。）は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（抜粋）

（平成十五年六月十一日法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個体識別番号」とは、牛（農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいう。

2 この法律において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）をいう。

3 この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したものその他の農林水産省令で定めるものを除く。）であって、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。

4 この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であって政令で定めるものをいう。

5 この法律において「販売業者」とは、牛の肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供業者」とは、特定料理の提供の事業を行う者であって政令で定める要件に該当するものをいう。

ABC

生物学的許容漁獲量（Allowable（または Acceptable）Biological Catch）の略称。ある資源について、現状の環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量（最大持続生産量）を目指す場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量。

（出典：水産庁ほか 我が国周辺水域主要魚種の資源評価 平成17年度版）

CITES（サイテス、ワシントン条約）

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の略称。現在、172か国が加盟（2007年7月現在）。同条約は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。我が国は1980年11月4日に締約国となった。規制の方法は、以下の通り、野生動植物の種の絶滅のおそれの程度に応じて同条約附属書に掲載し、国際取引の規制を行う。

- （1）附属書Ⅰ：絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており又は受けることのあるもの。商業取引を原則禁止する（商業目的でないと判断されるものは、個人的利用、学術的目的、教育・研修、飼育繁殖事業が決議5.10で挙げられている）。取引に際しては輸入国の輸入許可及び輸出国の輸出許可を必要とする。
- （2）附属書Ⅱ：現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種又はこれらの種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種。輸出国の許可を受けて商業取引を行うことが可能。
- （3）附属書Ⅲ：いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締のために他の締約国の協力が必要であると認める種。附属書Ⅲに掲げる種の取引を、当該種を掲げた国と行う場合、許可を受けて行うことが可能。

（出典：農林水産省HP／農林水産関係用語集、外務省HP、ワシントン条約事務局HP）

HACCP（危害分析重要管理点）

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。食品安全上重要な危害要因（有害な微生物や化学物質等）を同定し、評価し、制御するシステム。HA（危害分析）とは、食品安全上重要な危害要因・条件についての情報を収集・評価する過程を指し、CCP（重要管理点）とは、危害要因を除去または許容レベルまで低減するのに管理可能かつ不可欠なポイントを指す。HACCPは、最終製品検査を主に頼るよりはむしろ危害要因の混入を防ぐことに重点を置いている。

（出典：農林水産省 HP／農林水産関係用語集）

IQ（個別漁獲割当）

Individual Quotaの略称。漁業管理において、総漁獲可能量（TAC）を漁業者、漁業団体または漁船ごとに配分し、分与する方式。IQ方式のうち、分与された該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式はITQ（Individual Transferable Quota、譲渡可能個別漁獲割当）。

（出典：農林水産省 HP／農林水産関係用語集 ほか）

K値

鮮魚並びに解凍魚の鮮度判定に用いる指標。この値が低いほど鮮度が良好なことを示し、即殺魚で5％以下、生鮮魚で20％以下が望ましいとされる。

（出典：茨城県水産試験場利用加工部資料）

MSC（海洋管理協議会）

Marine Stewardship Councilの略称。MSCは「持続可能な漁業」を行う漁業者を認証する機関。ロンドンに本部を置く。カナダ近海のスケトウダラの漁場が乱獲により壊滅状態になったことを契機に、1997年に世界自然保護基金（WWF）と、スケトウダラの加工食品を生産していたユニリーバが主体となって設立された。FAOの定める「責任ある漁業の行動規範」に沿って策定した環境基準に基づいて、第三者機関が水産資源保全と海洋環境保全に責任ある漁業者の認証を行う。基準を満たした漁業者は製品に「MSC エコラベル」を表示することができ、世界で消費される天然魚の7％が認証を受けている。日本国内では2007年4月までに認証を受けた漁業者はないが、環境意識の高まりから、大手スーパーなどでMSC エコラベル表示のある輸入水産製品の流通が始まっている。

（出典：フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」HP ほか）

ROI（投資利益率）

Return on investmentの略称。投資額に対してどれだけ利益を生み出しているかを見る尺度。
$$(\text{投資利益率}) = 100 \times (\text{当期純利益}) \div \{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \div 2\}$$
で計算される。

（出典：フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」HP ほか）

TAC

総漁獲可能量（Total Allowable Catch）の略称。特定の魚種について暦年または漁期年などで定めた1年間を単位として資源の状態や経営事情などを考慮して設定される漁獲量の上限のこと。我が国では平成9（1997）年から開始。現在、マイワシ、マアジ、サバ類（マサバ・ゴマサバ）、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカが魚種として指定。

（出典：水産庁ほか 我が国周辺水域主要魚種の資源評価 平成17年度版）

アジェンダ 21

大気、森林、砂漠化、海洋、資金、技術移転、気候など経済、社会、環境に関する諸問題への取り組みを示した行動計画。1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（NACED、地球環境サミット、リオ・サミット）で採択された。

（出典：外務省 HP / 用語集「持続可能な開発」早わかり）

エコラベル

地球環境の保全に役立つと認定された商品につけるマーク。ドイツで始められたもので、日本ではエコマークとも呼ばれる。

（出典：大辞泉）

沿岸漁業

主に都道府県の地先で行われる漁業。

（出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集）

遠洋漁業

主に公海、外国の200海里内で行われる漁業。

（出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集）

欧州漁業基金（European Fisheries Fund）

漁業指導基金（Financial Instrument for Fisheries Guidance、2000～2006年）に代わるものとして、欧州の漁業・養殖産業の維持・継続を保証するための基金。同基金は漁船の更なる競争力向上と環境問題に配慮する手段の両面から水産業を支援することを目的としている。対象期間は2007～2013年までの7ヵ年で総予算額は約38.5億ユーロ（約5,800億円）。

（出典：大洋エーアンドエフ提供資料）

沖合漁業

主に都道府県の地先沖合で行われる漁業。

（出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集）

海洋管理協議会・・・MSC を参照

海洋基本法

国の海洋政策を一元化するため、首相を本部長とする「総合海洋政策本部」を設置し、海洋政策担当相を設け、政府が一体となって海洋政策を推進する仕組みを整えるために制定された法律。本年7月20日施行。政府は5年ごとに、中長期的な海洋政策の指針となる「海洋基本計画」を策定することが規定されている。

（出典：読売新聞7月20日付ほか）

漁獲努力量

漁獲対象物を漁獲するために投入される資本、労働等の投入量。具体的には、漁船の隻数、漁具数、操業回数（日数）等で表す。

（出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集）

漁業協同組合

一定地区内の漁民を組合員とし、漁民に必要な物資の供給、共同施設の利用、漁獲物などの加工・販売、信用業務などの事業を行う水産業協同組合。

(出典：大辞泉)

漁業権

都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことができる権利。貸し付けの禁止、担保権の設定・実行の制限、移転の制限など自由な処分が禁じられている。

(出典：水産庁 水産基本計画の見直しに関する中間論点整理関係資料集 平成18年8月)

漁船漁業

無動力または動力漁船を使用して営む漁業（養殖、定置及び地びき網を除く）。

(出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集)

国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約。沿岸国は原則として、領海基線より200海里の範囲内の水域（領海を除く）において、排他的経済水域を設定することができ、その水域における主権的権利を行使できる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有するなどを規定。我が国は平成8（1996）年に批准。

(出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集)

個別漁獲割当・・・IQを参照

産地市場

主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のため、その水産物の陸揚地において開設される市場。

(出典：農林水産省 HP / 農林水産関係用語集)

種苗

栽培漁業で、稚魚のこと。

(出典：大辞泉)

譲渡可能個別漁獲割当・・・IQを参照

消費地市場

一般に札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島及び福岡の10都市の中央卸売市場並びに地方都市の卸売市場などを指す。

(出典：農林水産省など)

生物学的許容漁獲量・・・ABCを参照

総漁獲可能量・・・TACを参照

定置網

移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法。また、その網。升網類・落とし網類など。
(出典：大辞泉)

出口管理（出口規制）

魚種ごとに採捕数量の上限などを設定することによって漁業資源の管理を行う方法。また、漁船隻数や馬力数、トン数などで規制する方法を「入口規制」という。
(出典：大橋貴則（2007）：水産振興、第473号（第41巻、第5号）、p23、東京水産振興会）

トレーサビリティ

食品等の生産・流通に関わる履歴情報を消費点から生産点に遡って追跡すること。
(出典：現代用語の基礎知識)

200 海里

排他的経済水域（EEZ, exclusive economic zone）と同義。領域の幅を測定するための基線から 200 海里（1 海里は 1852 メートル）の水域内において、沿岸国に同水域の一切の漁業および鉱物資源に対する主権的権利や、海洋汚染の規制や海洋構造物などに対する権限が認められた海域で、国連海洋法条約で制度化された。
(出典：現代用語の基礎知識ほか)

干潟

海岸で潮がひいたときに現れる砂泥底。
(出典：大辞泉)

米国マグナソン・スティーブンス法（Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act）

1976 年、米国の 200 海里水域設定に伴い制定された法律であり、同法では米国の漁業管理に関する基本的制度を定めている。なお、同法修正案が 2006 年 12 月に成立したが、同改正のポイントは、①過剰漁獲を完全になくす明確な期限（2010・11 年）を設定、②科学ベースの資源管理の徹底、操業モニターと取締り制度の強化、③マーケットに基づいた漁業の推奨、④ IFQ 制度の強化のため LAP(Limited Access Privilege)制度の導入、⑤漁獲能力削減プログラムの実施、⑥生態系の保護政策と漁業管理に生態系アプローチの導入。
(出典：小松委員 RIETI 講演資料＜2007.2.6＞ほか)

無主物

所有者が存在しない動産を、所有の意思をもって占有することにより、その動産の所有権を取得する（民法第 239 条第 1 項）。海の魚を漁業権を侵害せずに釣った場合などがその例とされる。
(出典：フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）HP ほか」)

藻場

沿岸で海中に海草の繁茂している所。アマモ群落のアマモ場、ホンダワラ類の多いガラモ場、コンブ類などの生えている海中林とよびわけられることもあり、魚類がよく集まる。
(出典：大辞泉)

ヨハネスブルグ実施計画

2002年8月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD、ヨハネスブルグ・サミット）にて採択されたアジェンダ21の実施を促進するための取り組みを示した合意文書。第31項目に持続可能な漁業を達成するために、2015年までに資源を最大持続生産量（ABCの項を参照）を産出できる水準に維持または回復させることが定められている。

（出典：外務省HP／用語集「持続可能な開発」早わかり ほか）

ワシントン条約・・・CITESを参照

参 考

水産流通関係者からの意見聴取

① 今井教文委員（ロイヤルホールディングス(株)取締役）

2007年4月

（意見の概要）

- ・ 水産流通について、このままでは風穴は開かない。
- ・ 末端で使っている、量多く消費する水産食材の品種は、長期に渡り基本的には変わっていない。マーケットニーズを反映し、長い目で育てていく新しい水産食材の開発挑戦が必要になる。
- ・ 大量に使用する業務用水産品は、牡蠣、海苔を除いてほぼ100%近くが輸入物である。国産の掘り起こしも必要である。
- ・ 日本では水産物に関する管理・販売基準が共有できていない。ユーザーがP/B規格で要求している状況にあり、流通および生産者側が、そのニーズに個別対応していくスキームになっている。継続的商品化としては弱く、品質価値向上への取り組みが継続できない。消費後評価の反映に結びつきづらい。
- ・ 水産物の流通が形骸化、固定化してきている。決まった物を、決まったルートで、決まった方法で購買するという選択肢が大半を占める。サプライチェーンとしての組み合わせ、選択肢が少ない。ビーフなどは産地もパッカーもユーザーが指定できるまでオープンになっている。
- ・ 農産物では、安定した供給、安定したコストを如何に図るかが課題であったことから、ユーザーとしては長野県川上村とのレタス産直をはじめに、産地、生産者との直接の相対を行うしかなかった。こうした取り組みにより、産地とユーザーの間が短くなってきた。このことは、産地、ユーザーの双方にメリットが生まれ、新しいサプライチェーンの構築へと拡大した。
- ・ 今までよりも価値（鮮度、品質、コスト、安全）の高いサプライチェーンに組み替えていく取り組みが必要である。農産物では、品質、コストの安定化、物流、加工技術の改革が進んでおり、1年通期で、いくら買うかという計画性の高い契約も可能である。
- ・ 業務用水産物では、国内の漁協、産地と直接取引した例は非常に少ない。
- ・ 水産物の場合、現状ではユーザーに対しての情報提供が限られており、他の産業と比較してみると、固定化された閉鎖性の積極的払拭が生産、消費拡大に向けての糸口ではないか。
- ・ 流通改革として仕組みや機能を変えていくには、ユーザーのニーズから動かしていく方が早い。ビジネスの川下から押し上げていく方が早い。又、安定した消費の構築にもなるのではないだろうか。必要な仕組みや機能は、過程の中で構築されていく。
- ・ 消費者は、ゴミ分別の例があるように、実態、情報をきちんと流れるようにすることで、水産資源、水産業の現実を理解でき、対応もできる。
- ・ 実情を知ってもらう解り易い情報開示をしないと、何をすべきか理解してもらえないし、ひいては、魚食の普及や消費の拡大につながらない。

・消費は美味しくないと思ひない。商品価値がないと思ひない。品質を高める、価値を高める取り組みが必要である。それには、消費者の要求が高い安全安心な水産品の基準、供給体制作りが重要になる。消費者に対する見える化が必要になる。

・水産物の基準として、サイズ、規格、原産地がそろうことが、漁獲の安定、美味しさ、安全安心にもつながる。

・ユーザーへの供給として、生産流通側から期間を明示して、又、一定価格、一定量で魚種毎の供給プランを出せば利用できるし、計画的な加工調整も可能になる。流通温度管理も指定できる。革命に近い。

・ポークなどは銘柄が数多くあるが、産地から情報発信されている。漁協、漁連からの販売戦略のアピールがまだまだ弱い。季節感や供給量の情報を具体的に出していくといい。消費者に向けて、漁獲しているところがイニシアティブを取りやすい環境整備が望まれている。情報発信の受け皿があってもいい。

・水産品の供給、コストを安定させていくには、漁獲供給サイトも取引品目と供給方法をユーザーと直接やりとりする環境整備を進めることが必要であり、既存の仕組みも活用しつつ、新しい物の流れを作り上げることが近道である。

・既存を継続するのではなく、物の流れを変えていくことが消費拡大の基点であり、新しいサプライチェーンとして、如何にパイプを短くして、パッチカルな具体的モデルを作ることが必要ではないか。

・漁協がいくつかまとまれば、継続的安定供給が可能ではないか。

・今や、消費者は健康や、食の安全安心への強い要求をしているので、水産品でも、そのことに応えていく、安全基準、表示などの消費拡大につながるルール作りをすることと、消費拡大のために関係者、消費者、特に子供への食育の取り組みが不可欠である。

・皆が知っている魚種で、カレンダーとマップを組み合わせた消費に関する情報開示をすることは効果が期待できる。漁獲供給サイトからの情報発信をもっともっとやるべきではないか。農産物等はかなり情報量が増加しているし、消費者も受け止めている。

・水産物、水産加工品の消費拡大も、原点であるお客様は誰なのかからはじまる。産地や出口でのコントロールではなく、入口から出口までのプロセスを改革することで、社会に対する水産業、魚食の貢献度が向上していく。

②長谷川 寿委員 ((株)ニチレイフレッシュ社長)

2007年4月

(意見の概要)

1. 基本認識

- ・市場については、コストが高いと言われ、荷受けも合理化が強く迫られている。市場の中の仕事が細分化され、職種毎に利権が合っ、分断化され非効率とされている。
- ・市場の品揃えの機能、与信の機能を持ち、配送機能もある。問屋としての機能はそれなりにある。
- ・市場外の流通で、量販店が直接取引をはじめている。その中で、市場関係の数も淘汰されていく。
- ・量販店は荷受けがいなくても何ら困らない。魚の種類の多さを扱うから市場の役割がある。
- ・市場の数が適正かどうか、漁業者の数が適正かどうかは、技術や交通機能が発達する中で淘汰・集約されるだろう。

2. 水産物の輸入

- ・国内の魚は基本的には鮮魚流通の仕組みになっていて、市場流通が中心となる。
- ・国内の漁獲は右肩下がり、ロットも少ない。型、味のそろった、いつ行ってもある養殖物が、魚屋と違い、量販店では扱いやすい。一定の数量が必要で、養殖は数量が確保できる。加工食品と同じレベルを漁獲物に求められるようになる。
- ・凍結製品となると、規格基準が必要になってくるが、輸出入品とちがい、国内品は基準がなく管理されていない。
- ・日本の流通の中で、物が少なくなれば高くなるという道理が通らなくなっている。一方で、大漁になると値を下げろと言う。末端の大半が量販店になっており、そこが値を決めている。

3. 漁業者の対応

- ・魚価は鮮魚が圧倒的に高いので、漁業者は冷凍にしたくない。鮮魚流通については市場が中心でルートが確立されている。
- ・鮮度の良い塩サンマなどがあれば外国で売れる。
- ・水産物の最大の敵はトリ、プロイラーであるが、日本の母親は子どもには魚を食べさせたいと間違いなく言う。安く提供、調達できる魚をさがすのが流通の役割としてある。
- ・サバ、サンマは凍結魚としての魅力があり、有望である。
- ・世界の水産業は近代化して、効率化して、輸出産業として沿岸でも工場をやっている。大型の資本が入っているが、日本の漁協を見ると寂しいだけ。

4. 活性化

- ・魚は高い物だと認識してもらうこと。
- ・世界は、日本の年配の方を見てうらやましく思っている。寿命が長く、健康な民族であると見ている。
- ・日本人が、魚食のもつ優れた点に気づいて、魚を対価として払う価値があると思ってもらうには時間がかかるだろう。
- ・中国の富裕層の方が日本の商品进行评估してくれている。水産物は、世界的には価格が上がっていく商品として有望である。漁獲の一部は輸出すればよい。
- ・漁業者を整理することが必要で、会社組織として沿岸にもっと資本が入っても良い。株式会社がない。
- ・マーケットからみて漁業者の情報が正しくないことがある。

③伊藤繁則委員（(株)魚力社長）

2007年5月

（意見の概要）

1. 基本認識

- ・水産の生産部門は、様々な条件があることも判るが、時代の流れについていっていない。
- ・小売としては、当社の場合、品質重視、加工サービスを基本としており、加えて、対面コーナーでお客様の声を聞き、現在の時代のニーズの変化を感じ取り、対応を図るようにしている。
- ・仕入は、市場外が増えてはきたが、約半分は市場仕入である。特に近海物で、直接鮮度を見て相場が判った仕入が必要なものは、市場仕入を中心に行っている。近年は鮮魚専門店として市場仕入れが増えつつある。
- ・来店するお客様の7～8割は、買う商品を決めて来ている訳ではない。とりわけ「スーパーマーケット世代」（40代以下）は、魚の種類をあまり知らないし、調理、食べ方の知識も無い。そうしたことから、このままでは素材提供を主とする鮮魚小売は厳しくなる。従って、魚食普及の為には、料理教室開催、魚料理のレシピの配布や新しいメニュー提案等の啓蒙活動が不可欠となっている。
- ・世界中で水産物の需要が高まっており、日本が相場をつくる時代ではなくなっている。今までと同様、世界の魚は日本が買えるという感覚を捨てないといけない状態になってきている。

2. 小売の状況

- ・小売業の売上が厳しいのは、オーバーストア状況に起因するところも大きいですが、鮮魚小売としては、表示問題が大きく影響している。産地表示に加え、消費期限の問題があり、消費期限は保守的に付けざるを得ず、短くなる。従って消費者は、まとめ買いや買い置きをしなくなり、一品単価、買上点数が下がってきた。この為、全体で売上が減少した。その理由の中に、個食化、高齢化の影響により小食になり、購入量が少なくなっているということもある。
- ・若者は基本的に魚が好きで、魚を食べたいが、料理、調理を知らない。魚離れではなく「素材」離れがある。
- ・商品形態としては、加工度合の高い商品、最低でも三枚、二枚おろしや、刺身（さく、造り）などの売り方が多くなっていく。消費者のニーズの方向性がそうになっているので、そうしないと消費者が離れていくだろう。
- ・お客様のうち、こだわり派は少なくなっている。
- ・一方、外国では、アメリカの高級SMのホールフーズは鮮魚で差別化を図ろうとしているし、寿司をもっと充実させたいと言っている。ウォルマートはまだ冷凍主体だが、魚のアイテムが増えている。
- ・外国の魚食増加は、BSE、鳥インフルエンザ発生を機としている事もあるが、健康志向が最も影響している。日本人が長生きで頭がいいのは、魚食が多いのが理由と考えられている。アメリカでは、健康問題は喫煙から肥満に変わった。従って、肉から魚への更なるシフトが考え

られる。

- ・外国では、魚は高級な食物として扱われ、消費段階でも高い価格がとれるので、高額な相場を出して買っていく。

3. 沿岸漁業

- ・生産者も小規模な所が多いが、競争の為にはある程度まとまるべき。
- ・地方市場も交通アクセスが良くなっているため、集約して数を減らし、その分1つずつを大きくする。扱い単位が大きくなれば自ずと考え方も変わってくると思う。
- ・商売として漁業をやっていく人は、集団となってやっていくべき。国や県の政策方針として進めるのが良い。生産者が元気を出してくれないと、結果、小売もダメになり、水産全体は終わりである。

4. 情報の提供・開示

- ・沿岸では、普段、安い魚があるが、この情報が末端まで届かない。魚の情報として、こういう物がある、これくらいの相場という情報があれば小売としても対応ができる。船、沖の情報があれば更に良い。
- ・漁師は、相場が上がるかもしれないと考え、ギリギリまで情報を出さないが、情報の駆け引きというのはもう古い昔の話で、全体情報を把握した中で相場形成されていくことが望ましい。相対のことしか見ていないと今後は難しくなる。

5. 資源回復

- ・禁漁は、資源の枯渇化を防ぐ為には必要である。たとえば、ある魚種が禁漁されても、それに替わる他の魚がある。禁漁期間は国が保証することも必要だと思う。
- ・消費者には、基本的に説明をすれば資源を守る為の方策は納得、理解してもらえらると思う。今後、世界の需要の伸びから見て、魚が安くなることは無い。
- ・漁師にも根気良く説明していけば判ってもらえるだろうし、逆に、漁師も中間流通業者も現状の資源の状況を把握せず、このまま進んでしまうと日本の水産はおしまいである。

6. 市場関係

- ・築地の仲買の場合、健全経営は800店のうち3割程度で、厳しい経営状況の仲買が多くみられる。
- ・豊洲の新市場は、世界のハブ市場とすべきで、世界のバイヤーが集まる市場とすべきである。
- ・1年365日を開市にしてもらいたいと言っている。荷受会社の現状は、荷主対セリ人の付き合いになっており、荷主対会社の関係にしないといけない。そうすれば年間稼動する事も検討可能となる。

- ・スーパー、郊外店は土日の売上が良い。一般の人が休んでいる時が小売業は売れている事実を認識すべきである。

- ・買参権を昭和48年の美濃部都政で当社は取得し、活用を図ってきたが、スーパーなどは撤退していった、現在また利用しているが、十分活用されている様には見受けられない。スーパーは、古い体質の市場を嫌い、又、管理し易い冷凍物を中心に市場外から仕入れる事が多い。

- ・築地の仲買は、過去1200が現在は800で、こうした状況をみると、現在の半分以下になる可能性も考えられる。昔は口銭5分5厘が、16%位になっており、これで経営を維持している仲買も多いと考えられる。

7. 提言のポイント

- ・生産者の古い体質を変えること。話を聞いて判っているようでも、その基本的考え方や行動は変わっていない。その為には思い切った改革が必要。強いリーダーシップを持って、国を挙げて水産業を良くしていかないといけない。

- ・公共事業として港ばかり良くしても、船も漁師もいなくなってしまうは困る。生産者が元気を出すことが必要と考える。この為の支援の方が大事ではないか。

- ・世界の魚食需要が大きくなっているのだから、日本で魚が大量に獲れた時には輸出も可能で、これにより生産者も経営は良くなるはず。

- ・水産業界は、変な規制、おきてが多すぎ、未だに閉鎖的な世界である。競争原理に基づく生産から流通迄の仕組みとそこに必要な支援を加えることが必要。

- ・漁船は休む勇気が要る。

- ・流通として産直を築地経由で行っているが、浜とは直接は実施していない。情報は、築地の荷受けの専門家が一番持っており、その情報から、一番その日に適切な産地から仕入れる事が可能になる。

- ・小売業界は、現在、大きな合併・提携が続々と起こっており、又、製造業においても同様。今後、メーカーは始まっているが、水産業界でも、荷受け、商社、小売も含めて、生産から最終消費に至るすべての段階で再編が起こると想定される。強者連合が必然的になってきて、そうしないと生き残れない時代の趨勢となってきた。荷受けも豊洲移転に際し、2～3に絞られることも予想される。

④伊藤裕康委員（中央魚類(株)社長）

2007年5月

（意見の概要）

1. 市場の機能

・品揃えにすぐれ「市」の機能は充分あるが、量販に対応する機能がハード・ソフトともに不足している。

・品揃えは出来ており、品目毎に専門性は高い。反面品目間の連携うすくまちまちになっている。

・市場の特長をよく知り、利用する人にとっては便利だが、反面、市場からの積極的な販促が足りない。

・市場に、情報が質、量ともに集まる確率が高い。それを整理して情報発信していくことが、市場の機能として必要。市場は情報の宝庫。情報は発信することで、返ってくる。そして、広がる。

・さかな全体の情報がぶつぶつと切れている。その部分だけで終わっている。自己満足の部分が多い。

・生産者から末端まで組んで商機を開発していく。モデルケースとして、「お宝ブランド」を企画している。

2. 輸入の増加

・流通が「国際化」のかけ声の中で、外国に出ていった。商売のネタを外国にさがし、商材として「日本化」した。筋子、数の子、冷凍魚、生サケの刺身、シシャモ、蓄養まぐろ。

・加工までが、賃金が安いことで、中国、ベトナムなどに出た。技術が空洞化した。

・自分たちのマーケットを守るために、消費者においしいものを届けるために、国際化したのは良いが、日本の漁業との結びつきが薄かった。

・国際価格も日本が負けるまでになり、国内マーケットの力が弱くなってしまっている。

・日本の漁業を見直す中で、日本のさかなの良さの再発見を行う。

・日本のマーケットだけでだめならば、ノルウエーのように輸出を考えれば良いが、まずは国内のマーケットで高度な付加価値利用に結びつけていけるかを考えていく。

・外国からの輸入魚を原料とした加工の仕組みができてしまっている。日本の魚をもっと使っていく。

3. 資源回復

・今の政策のままでは、資源は減っていくだけ。日本周辺の漁場の潜在力はずっと大きいはず。

それを生かしていない。サンマなど。

- ・ TAC 法の考え方は、資源を守ること経営を守ることだが、漁業者の当座の経営に重点が置かれすぎている。

4. 市場の改革

- ・ 商品開発なり、流通への関与なりに、市場としてのリードがなかった。漫然としていた。
- ・ 市場の構造として、卸、仲卸、小売という組織、運営の中で、末端が変わってきた。量販、外食が増えてきたことで、仕入れが一本化していくが、市場の構造がそのまま。
- ・ 市場の構造を、供給と消費に見合った構造にしていかなないと生き残れない。
- ・ 物が大量的に流れていく。素材流通が減り、加工商材を供給していく構造に変わる必要。

5. 合理化の方向性

- ・ 市場の構造の見直しとして、量と質の問題に、抜本的な大なたが必要との意見もある。
- ・ 市場は人海戦術で運営されているが、これらの合理化が必要であろう。

⑤垣添直也委員（日本水産(株)社長）

2007年5月

（意見の概要）

1. 基本認識

・沿岸漁業については、大型船の制限にニュージーランドのルールを採用すればよい。日本は12カイリでよい。

・さかなは便利さでなく、おいしさで食べるのが本来。おいしい食べ方をしないといけない。

・売ればよいという発想では、将来的には売れなくなる。売れるようにする努力をしていかなければいけない。

・さかなの価値を生かして、価値を高くすれば、値段が高くても売れる。太平洋の500gのマサバを使った缶詰の新製品で証明された。

・市場手数料が自由化されるが、商品の温度管理、品質管理などをしっかりやる。そのために、サプライチェーンをきちんとトレースできるための必要な経費分を乗せても良いのではない。いくらもらっても良いはず。

・販売費を入れて、養殖では2割、漁業では3割の利益を出す計画目標でやらないと、沿岸漁業を含め、産業として成り立たない。そうした努力も漁業者はしていない。

2. 市場

・市場の制度に踏み込むべき。仲卸にしばられすぎている。

・市場外の流通の機能を市場に自らが取り込む。市場の外にあえて変な流通をつくる必要はない。

・市場外では、全国産地などの情報のキャッチはできない。情報のハブ機能を市場がやるために、札幌、仙台、築地、名古屋、大阪、福岡などが必要。

・漁業とともに、小売業、市場、流通も統合が進む。仙台水産の島貫モデルが参考モデルになる。

・流通をどうするかは、輸出ができる環境をつくること。EUのハセップをモデルとして、日本のさかなの扱いについて日本流のスタンダードをつくる。

・獲れた時の鮮度が最も良い。その鮮度をできるだけ保ったまま、コストを下げて、消費者に届ける仕組みを再構築する。それをより確かにするために、資源管理、漁獲管理を厳密に行っていく。バーチャルインテグレーションである。

3. 輸入

・世界のマーケットを見ないといけない。

- ・マーケットによって求めるサイズ、品質など規格が違う。最適なマーケットミックス、プロダクトミックスが必要。

- ・買い手のデマンドに合わせたアソートを、これまで荷受け機能として市場がやってきたことを、産地にもたせる。中央市場の卸が買ってきてやる行き方もある。

4. 非食用の展開

- ・さかなから最大の価値をつくり出す産業として、水産業を定義し直す。

- ・残渣からミールや油をとる。アンセリンやペプチドなどの機能性素材を原材料として、さかなのアラや内蔵が一番有望。

- ・さかなをきれいに肉部分だけを食べる時代になった。食べ物がピュリファイされてきた。そのため、さかなの雑分をとらないために、鉄やカルシウムなどのサプリメントが流行る。非食用の可能性はたくさんある。

⑥中津魚市(株)

(1)大神芳隆氏(中津魚市(株)鮮魚本部取締役(専任)部長)

2007年5月

(意見の概要)

- ・市場は、小売などから助言を求められれば行う。
- ・まぐろ解体ショーなどのイベントは、市場が行うが、仲買人にもお願いして手伝ってもらっている。
- ・魚食の普及は、将来的には市場、仲買人、生産者が一体になって行えば効果がある。
- ・市場は、入ってきた時の鮮度を、いかに保つか、いかにしていい状態で渡すかに気を付ける。
- ・そのため、セリの回数を多くしている。
- ・労働時間については、1日の内容が終われば、帰ってよしとしている。

(2)角 晴義氏(中津魚市(株)社長)

2007年5月

(意見の概要)

- ・市場開放(さかな祭り)による市民の直接購入は、7年になるが、当初1年間位は魚屋が反対していた。
- ・買った魚がうまければ、2、3日後には魚屋に行って買うようになった。
- ・地元の魚を消費者に知ってもらうことで、魚が売れるようになる。
- ・週に食べる回数が1回増えれば、7分の1で、15%アップとなる。
- ・日曜、祭日も地物のセリをしている。5月のGW、8月のお盆もやっている。スーパーは日曜日に一番売りがよいので喜んでいる。漁師も、収入のチャンスが増えるので喜んでいる。
- ・地物の扱いなので、5～6人の少数のチーム(従業員30人、月に1回の担当)を組んで、交代で日曜に出ている。
- ・競争するならば、同じ土俵ですべきとの考えから、スーパーも同じように買参権をもつように、平成8年12月に開放した結果、仲買が68名から200名に増え、売上も維持している。
- ・民営なので、行政からの補助金などはいただいているが、イベントにはかなりの経費がかかる。県の水産関係者はさかな祭を見に来ないが、行政の協力があればもっと人が集められる。
- ・最終的な消費が増えなければ、生産、流通もよくなる。
- ・漁協の市場とは、青年部同志の話し合いの場をもちたいと伝えているが、反応がない。
- ・生産、市場、小売の三者で、どういう物が売れるのかなどを話し合いたい。

⑦島貫文好氏 ((株)仙台水産会長)

2007年5月

(意見の概要)

・水産庁は、水産物の流通コストが生産価格の4倍としているが、実態を正確に反映していないのではないか。当社が独自に調査を行ったら2.8倍しかなかった。一番不透明なのは、産地市場の浜値の形成のところ。産地仲買人の出貫のメリットや、餌料、飼料など、トータル換算、総まわしで経営している部分がある。例えば出貫メリットは即、漁業生産者の手取りに直結する問題であろう。

・産地市場と産地仲買人との係わる部分に問題があると考え。買参権を開放すると言っているが、既存のガードがきつく、弊社には買参権を付与したくないという。産地市場側をどのように水産庁が指導していくかが重要な課題。現状では価値、価格の向上は困難であると云わざるを得ない。

・消費地市場としては、漁業者の現状を理解している。そして、資源管理の重要性も無関心ではない。従って、漁業生産者の付加価値をどう高めていくかに手助けしたい思いはある。

・パフォーマンスであるが、元旦水揚げも5年前から実行している。漁師は手取りが良くなれば動く。付加価値が倍になった。希望者多い。

・浜の人たちの手取りが向上するならば、浜からの直送や、量販店の売場づくりに直結するような通い箱などの工夫で、物流が市場中心でなくても良いと思う。商物分離を強化・増加させたい。

・大規模、小規模、東京、地方などで情報格差は無いと考える。インターネット社会に激変している。関心を持っているかどうかの違いだ。浜の人たちほど、言えばわかってもらえる。産地出荷者のアンケートを取って驚いた。むしろ、わからないのは中央だ。間に入っている人たちの考え方が進歩していない。既成観念で動くから良くない。産地市場も他を寄せ付けない論理で、行動が伴わない。

・一方で、産地市場の仲買人は高値しか言わない。情報がクローズで、都合の良い情報しか全国に発信しない。我々消費地市場の流通は、水産庁の認識とは異なり、供給コスト2割縮減プランには賛成できない。問題の方向が違う思いがする。

・さかなの世界は、かつては俺が俺がの暗黙知の世界だった。意識改革、組織改革を進めることが必要。その道具として、IT活用によるコンピューターの形式知の世界、見える化が有効だった。また、商品型からお得意様型の組織を取り入れることにより、経営の革新が図れた。

・当市場では仲卸の統合や合併を行った。また、機能ごとに別会社を作った。損益を明確にし、市場外流通に対抗できるローコストな供給連鎖軸の構築に取り組んだ。

・消費地市場では、仲卸の価格形成機能が弱まっている。所詮、市場というコップの中でしかない。真の価値評価は家庭の食卓から始まる。今や市場外の方が、ニーズに即して、スピードがあって、情報が透明。

・情報は重要な戦略であり、宝である。お客様同士の「現場」の情報の機密保持のため、個別でやるしかない。共同配送が総論で良くて、各自の話になると否定されると同じ理由である。「現場」とは、生産者から消費者までの一気通貫をいう。単なる売場とは異なる。

・情報は収集するだけではダメで、消費者ニーズに合わせ、食べ方も含めて、さかなの情報をどう発信するかが大事。今後の市場の復権はマーケティング力と、マーチャンダイジング力と思う。

・現在、市場流通も含め、22の流通経路がある。多様な流通があり、市場流通が太宗を占めているわけではない。

・水産物流通は市場流通を外して、量販店直結が増大している。量販店の配送センター設置が急速に伸びてきている。センターは店からみれば卸問屋である。現状の流れは全く不利で、市場が置いてきぼりになっているのは事実だが、生鮮主体に復権できないか、生鮮チルド品や、和日配品をその中に取り込めないか、市場の機能が評価されているうちにレベルアップ、カテゴリーの拡張ができないかと思う。

・大手量販店は、さかなは儲からない。しかし、さかなを置かないとお客様が来ないと言う。テナント導入をも行っている。逆説的に言えば、さかなはチャンスだ。さかなは悩みが大きくて、深くて、広くて、と言われる。店づくり、棚づくり、売り場づくり、企画提案など要望が多い。ローカルチェーンストアにもチャンスはある。

・卸売業は、問題解決業でもある。リティールサポート活動やサービスは無料ではない。そこに利益を生み出すチャンスがある。

・さかなは、特に鮮魚は、その日、その日に変化があり、52週のMDでは対応できない難しさがある。従って鮮魚を市場流通のコアとして大切に育てたい。

・場外に配送センターを持っている。量販店は46企業、1200店舗直配している。但し、商流は全て仲卸が行っている。市場の中で全てオープンにはできない。ロジスティックス（情報と物流）は、個別戦略と考えているからだ。

・当社の配送センターでは、野菜や飲み物までも扱っている。かまぼこ、海苔、わかめ、昆布など市場外流通になってしまったものを、もういっぺん取り込めないかと思う。多頻度納品を防ぎ、それはローコストオペレーションを武器に、新たなサプライチェーンロジスティックスを創りあげることである。

・土、日こそ得意先が忙しい。特に「晴れの日」対策を充実させること。当社のセンターは、市場機能を8時間ごとに区切って仕事を変えている。3クールにしている。稼働率・回転率を上げる。24時間、365日稼働させているので、効率は大変良い。

・これまで消費地市場は、得意先にきめ細かな対応をしてこなかった。例えば給食、病院、量販店、居酒屋などへの供給は他人まかせで、見てこなかったし、場外問屋のように工夫してこなかった。さらに、これから重要なことは業界で魚食の普及活動を活発に行うことである。

・市場内流通を守っているだけでは多様な流通に対抗できない。現在は場外に施設をつくり、業務関係、すし屋（中食・外食）や量販店の惣菜などに供給しているが、法改正で規制緩和されたことにより、そうした得意先をも市場の中に取り込み、経路率を上げるようにしていきたい。

・究極の惣菜は、刺身であり、鮮魚こそが市場の特性、機能を活用できる。そして生鮮水産物だけでなく、管理型、貯蔵型商品も含め、水産物のトータルな情報、物流システムを強化することだ。

・市場の機能として、古くて新しい命題である鮮魚の集荷力を如何につけるかが重要だ。また、

商品のトレースも重要だ。

- ・世界で5億人が和食を食べているという。世界の築地ならば、世界に情報を発信すべき。それが築地ブランドである。

- ・国民への啓蒙運動が必要。資源の重要性を啓蒙しないとイケない。反社会的、反正義的なことについて消費者は一番かしこい。資源は有限で、国民的合意をとって、漁師に資源を守らせることが大事。

- ・資源は共有の財産と思う。そういう理屈であれば、現状の系統機関は反対するだろう。

- ・東北水連48社（中央13社、地方35社）では2年前に各県行政や県漁連に適切な資源管理の要望書を提出した。理解の土壌はできあがっている。資源は有限である。

「水産業改革高木委員会の緊急提言」に係る千葉県下漁業者との意見交換の様様

日時：平成19年7月21日（土）10：00～12：30

場所：千葉県勝浦市（勝浦ホテル三日月）

参加者：千葉県下漁業者70名程

漁業者 緊急提言（以下、高木提言）にある資源管理のあり方について異論はないが、我々は以前からスルメイカの資源回復を要望してきた。もっと早く水産庁が取り上げてくれていれば、もっと早く資源回復できたのではないか。もう一つは新規参入についてであるが、大企業は経営状態が悪くなればすぐ撤退するのではないか。

当方 新規参入について明確なルールをつくる必要がある。参入に際しては、資源・環境の遵守、資源量以上のことはやらせない。撤退に際しては、どの程度経営が悪化した場合に撤退を認めるかなど、厳しい条件をつける。西日本では事態はより深刻で、企業参入を望んでいるところもある。西日本の参入ルールと東日本の参入ルールを分けることもあっても良い。

漁業者 商店街は規制緩和の結果、（大型小売店との競争に晒され）シャッター通りになってしまった。漁業の規制緩和でも同じことが起きないか。

当方 だからと言って現状放置すれば、更に駄目になる。

漁業者 全国で同じように規制緩和したら、勝ち組負け組が出るのではないか。

当方 トータルに見て、できることから実行していく必要がある。何もしなければ、漁業は衰退の一途を辿るのみだ。

漁業者 資源管理の重要性はごもっともだが、どのようにチェックするのか。

当方 例えば、ノルウェーでは年6千回、全体の2%強のチェックで全体を捕捉できており、日本でも不可能ではない。また、外国では資源管理に違反した者の魚は販売禁止となっているが、日本ではそうっていない。法律上、違法なものは取り扱わないこととされており、やろうと思えば出来るのだろうが、現実はどうなのかわからない。

漁業者 現状の制度では、市場は資源管理違反のものでも受け入れざるを得ない。制度を改めてもらえば、市場も断れる。

当方 現行制度でも、卸売市場法で販売を拒否できるが、更に明確にするために、制度を変えることを提言している。

漁業者 高木提言は漁船漁業の改革であると認識している。ITQの必要性はその通りで、提言の方向性は全体として正しいと思う。しかし、漁師が直面する最も大きな問題は燃油高騰で、これで経営が行き詰まり、将来の事が考えられなくなっている。

当方 我々の提言は、中長期的展望に立って、構造的な問題解決に向けたものである。燃油問題は提言の中では直接触れてはいないが、船の小型化、無駄な操業、オリンピック方式の改善などにより経営改善につながることは盛り込んでいる。燃油が上がったといっても、オイルショック時ほどではない。問題は魚価と経営コストのバランスが悪くなっていることである。構造的な問題を解決することでこうした問題にも対処できよう。また、燃油高騰対策で予算を使うより、休漁した場合、所得補償の方が資源管理上も良い。

漁業者 先進国では産業の高度化の過程で一次産業が衰退するのは不可避である。ITQについて、

海外とは船も違うし漁法も違う中で、例えば、いろんな魚種が獲れるように日本もできるのか。

当方 ヨーロッパでは一つの船で複数の漁法ができるようにしており、リスク分散を図っている。

漁業者 高木提言は、今後行政に活かされていくのか。

当方 高木提言により行政を変えていかなければならない。農業でも農地問題などで提言を行ったことが行政を動かしており、漁業でもできると思う。

漁業者 漁船建造には7億～10億円かかる。中小規模の経営ではこうした建造コストの負担は無理で、当然大企業が参入してくることになるだろう。大企業はいいところ取りするのではないか。

当方 参入・撤退のルールを決めて遵守させることが重要である。大企業の参入による競争を気にされるが、既に市場では自由化して大企業が投資した海外の魚も入ってきており、影響は出ている。

漁業者 漁港整備予算に無駄が多いといわれるが、一概にはそうとも言い切れない。銚子のような外洋基地では更なる予算措置が必要な場所もある。

当方 例えば青森の八戸漁港の場合、漁業者は上屋の整備を求めているのに、不要な岸壁などの整備に当てられているのが実態である。

漁業者 つまり、水産行政は失敗したということか？

当方 歴史的に見れば、行政が環境変化に対応できていないのは明らかだ。

漁業者 魚食文化について大いに論じるのは結構だが、我々が望むのは豊かな漁村づくりだ。高木提言にはその点が欠けている。豊かな漁村にするにはどうしたらよいか。大企業が参入すれば、漁村は豊かになるのか。

当方 新規参入について、現状は大資本の直接参入は拒否されているため子会社を作って参入することになるが、それでも様々な制限があるため、マイナスからのスタートになっている。大企業でも日本で投資を行い地域活性化に役立ちたいと考える企業はある。

漁業者 規制緩和は果たして良いことか。5～10年程度で成功しなかったからといって撤退されたのでは困る。われわれは先祖から受け継いだ漁業権を長きに亘って守ってきた。漁業者がこれまでどれだけ苦労してきたか。漁業・漁村を守っていただきたい。

当方 衰退の現実止まるどころか、益々進行している。市町村長が企業の誘致を一所懸命やるのに、なぜ漁業だけ対象とならないのか。

漁業者 日本の農山漁村は優秀な人材を企業に提供することで高度成長を支えてきた。漁村の疲弊は大企業にも原因があるのだから、大企業が漁村に援助するようにして頂きたい。

当方 事実上、そうなると思う。

漁業者 一番必要なのは水産庁の改革ではないのか。これをやらないと真の問題解決にはならない。資源管理については、中小経営者は遵守している一方、大臣許可の大型漁船が資源管理を守っていない。

当方 その通りだ。最近大中型まき網が漁獲枠を超過した。

漁業者 大臣許可と県知事許可の管理が分かれてややこしい。一本化すべきだ。
当方 分かりやすくすべきだ。

漁業者 養殖を増やせる余裕があるのか。既にやっているところはあるのか。
当方 例えば、真珠養殖場の跡地は真珠養殖としては荒れてしまったが魚には使える。ハマチ養殖が撤退した跡地も使える。網会社や種苗会社などの事例はある。

漁業者 提言では、誰でも自由に参入できるとしているが、誰でもいいのか。
当方 やる気、能力、遵法精神のある者なら排除しない。

漁業者 漁協では駄目ということか。
当方 漁協ができるところは漁協がやれば良い。ただ、参入者を対等に扱うべきだ。

漁業者 我々の経営は漁協があってこそ成り立っている。漁協を否定できない。
当方 新規参入しようとした場合、漁協が一番の障害になることが多い。漁協合併で島から漁協がなくなったら商店などの産業も学校もなくなってしまう。それが危機感としてあり、代わりに企業でも誰でも良いから来て欲しいとの声がある。

漁業者 千葉県では今のままでも十分にやっており、この先もやれる。高木提言の内容だと、千葉でも小さいものは出て行くと聞こえる。
当方 千葉県でも高齢化が進んでおり後継者が不足しているのではないか。小さいものを除くということではなく、新しい血やノウハウを入れるということだ。

漁業者 漁業全体で参入規制をなくすということは、危険を孕んでいる。今の水協法は暴力団を排除しており、暴力団は入ってこられない。規制をなくしたら、これらが姿を変えて入ってくることも考えられる。
当方 暴力団の排除の法改正がなされたばかりだが、この問題は新規参入の問題とは別個の問題だ。

漁業者 生き方の違うものを入れることは協同組合の精神に反する。
当方 現在のような、部分最適、自分たちが良ければ良いとの協同組合運動を変えていくことが必要であり、そうしなければ、消費者と生産者の差は埋まらない。外国や、他の物流並みに合理化し、変わっていかざるを得ない。

以 上

コラム1

800万トンもあるサンマの活用で、純国産の安全・安心のハマチをつくらう

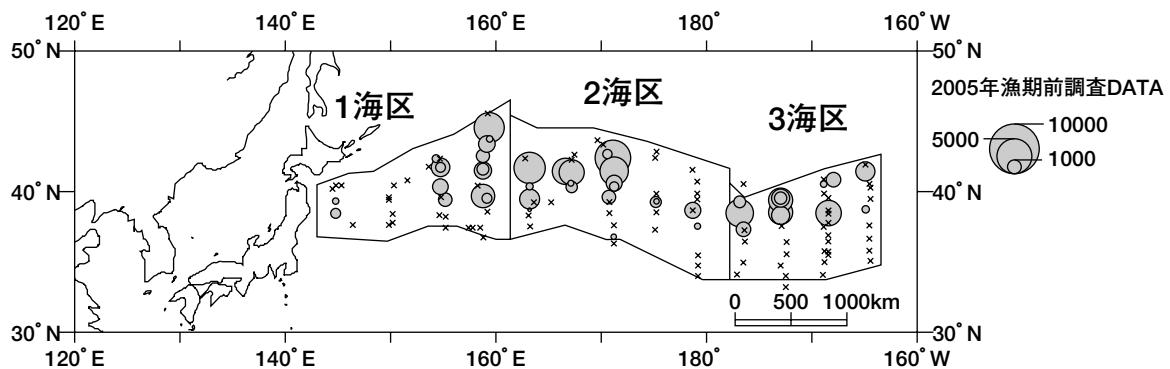
日本の漁業の生産量がピークの1280万トンから平成17年には570万トンまで激減している。「海で獲れないのなら自分たちで養殖すればいい」という訳で、ここに漁業にとってのバラ色の未来が広がっているように思う人もいるだろう。

しかし、実はこれもうわべだけの数字に過ぎない。養殖には「エサ」が必要である。そのエサを日本は外国からの輸入に頼っている。およそ75%が輸入だ。

外国から輸入したエサを使っている場合、その輸入がストップすれば生産量もゼロになる。外国産のエサによる養殖は、安全面での問題もある。魚粉(フィッシュミール)は船で日本まで運ばれる。赤道を越えて輸送するときは、日本では農薬としての使用を禁止されているエトキシキンなどの抗酸化剤を使用することが国際規則(国際海事危険物質コード)で定められている。乾燥した魚粉が発火する心配があるからだ。

実は、日本近海には300～800万トンと資源豊富なエサとなる魚がいる。日本近海の太平洋に回遊するサンマだ。サンマを使えば、安全な国産の魚粉を作ることができる。日本国内の魚粉工場は、現在約20%の稼働率だから、魚粉の増産は可能である。エトキシキンなどの抗酸化剤を入れる必要もなく、養殖されるハマチ、カンパチ、サケも安全・安心で、本当の意味で国産の養殖物になる。

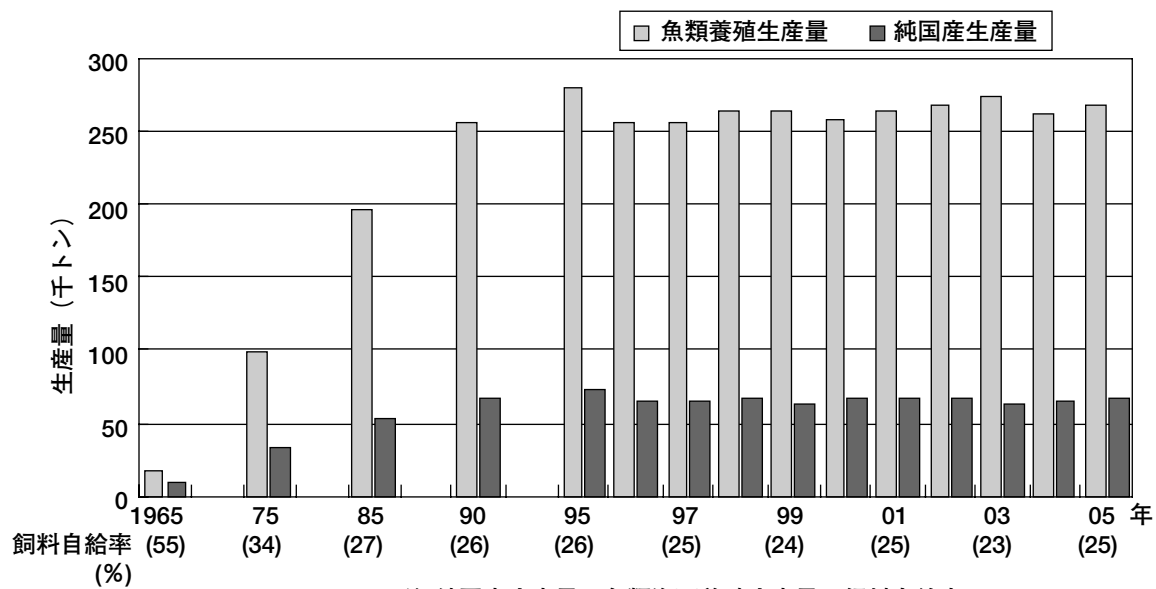
サンマの漁獲尾数分布(2002～2005年)



- ・北太平洋の公海上に300～800万トンの資源が存在
- ・台湾、中国、韓国、ロシアなどが公海上で漁獲（3～10万トン）

資料：水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」

魚類海面養殖生産量と飼料自給率の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」・「食料需給表」

コラム2

科学を軽視してヨーイドンの競争でマサバを乱獲したまき網漁業者

日本も、イワシやサバなどの魚種についてTAC(総漁獲可能量)を設定することで、獲りすぎに歯止めをかけようとしている。しかし、現実には、この制度は資源の保全に機能していない。漁業者の声を優先する行政庁が、研究者が科学的根拠に基づいて設定したABC(生物学的漁獲許容量)を大きく超過して、乱獲を助長しかねない水準にTACを設定することが多いからだ。

さらに日本の場合、TACを設定した後は、それぞれの漁業者が「ヨーイドン」で早い者勝ちの漁を始める。そして、全体の漁獲量がTACに達したところで採捕を停止させる。「オリンピック方式」と呼ばれるスタイルだが、この方式では、「試合終了」になる前の限られた時間でなるべく多くの魚を獲ろうとするから、漁船も大型化し、誰もが「一匹でも余計に獲ろう」とか「自分さえたくさん獲ればよい」と争うため、乱獲状態に陥りやすい。ましてや、2006年、資源の悪化しているマサバの場合、日本のまき網漁業者は、自分たちに与えられたダブダブの、多めの漁獲枠を、6万トンも超過して乱獲を進めた。また、行政庁もこれを適切に対応しなかったとの声が沿岸漁業者からあがった。

主要漁業国でこんなことをやっているのは日本だけである。北欧やニュージーランドなどでは、一人一人の漁獲枠を決めている。これなら競争して獲る必要がないから、乱獲を防げるのだ。そして、取り締まりや罪罰も厳しい。

平成18年度のサバ類のTAC(総漁獲可能量)及びABC(生物学的許容漁獲量)

(単位：トン)

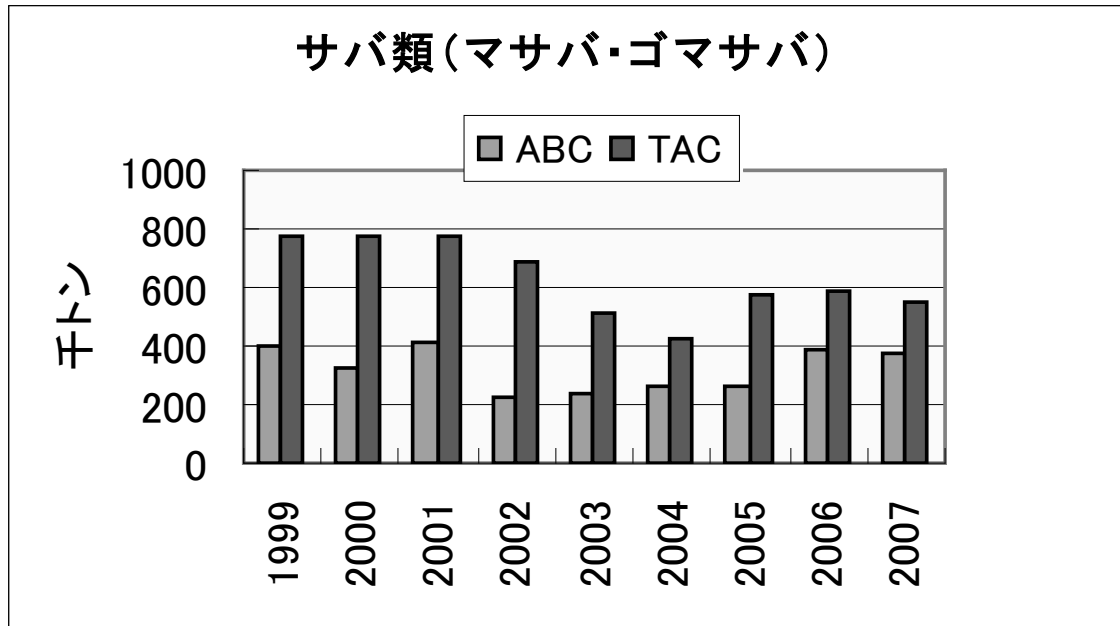
		太平洋系群	対馬暖流系群	合計
ABC	マサバ(低位)	82,000	103,000	185,000
	ゴマサバ(高位)	134,000	70,000	204,000
	合計			389,000
TAC		(2月末)	7~6月実績	ABCの1.68倍
	大中型まき網漁業	296,000	332,000	
	その他漁業	292,000	323,000	
	合計	588,000	655,000	
漁獲量	大中型まき網	362,000	393,000	
	うち北部太平洋まき網	237,000	238,000	
超過量	大中型まき網	66,000	61,000	

マサバ太平洋系群は、 $238,000/82,000=2.9$ 約3倍も漁獲された。
kg単価50~100円とすると、30~60億円の水揚げ高の超過となる。

資料：第8回高木委員会(一部改変)、全国まき網漁業協会

TAC・ABCの比較

TAC>>ABC



TAC (Total Allowable Catch:総漁獲可能量)

ABC (Allowable Biological Catch:生物学的許容漁獲量)

資料:水産庁・水産総合研究センター「我が国周辺水域主要魚種の資源評価」

〔禁無断転載〕

2007年7月31日発行

魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ

社団
法人 日本経済調査協議会
専務理事 山 田 勝 三

〒106-0047
東京都港区南麻布5-2-32
興和広尾ビル6階
TEL (03) 3442-9400
FAX (03) 3442-9403
<http://www.nikkeicho.or.jp>